

保護者援助手法の効果、妥当性、評価、適応に関する実証的研究2

子ども家庭福祉研究部	山本恒雄・庄司順一・有村大士
非常勤研究員	永野咲
研修員	鶴岡裕晃
嘱託研究員	佐藤和宏 (神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所)
	新納拓爾 (神奈川県中央児童相談所)
	宮口智恵 (NPO法人チャイルド・リソースセンター)
	板倉孝枝 (京都府立大学大学院)
NPO法人子育て運動えん	伊藤悠子
厚生労働省雇用均等・児童家庭局	八戸弘仁
東京都児童相談センター	坂井隆之
大阪市こども相談センター	久保樹里
神奈川県中央児童相談所	鈴木浩之
相模原市児童相談所	根本顕
大阪府岸和田子ども家庭センター	中島淳
児童養護施設神戸少年の町	野口啓示
関西学院大学	前橋信和

要約

本研究は児童相談所が子ども虐待相談対応において実施する保護者・家族・親子への様々な援助につき、特に親子分離を行った事案において全国の児童相談所で実施されている家族支援の実態を把握し、その効果や妥当性、評価の方法について調査と検証を行い、今後の保護者援助においてより効果的な手法適用上のポイントとなるべき留意点や課題を整理し、効果的な援助手法の活用方法と発展可能性を検討することを目的として、平成20年度から22年度まで、3年間実施された。最終年度である平成22年度は平成20、21年度の調査結果を踏まえ、段階的親子再接触と名付けた指導枠組の実施状況と一時保護事例の保護者指導の実態調査、乳児院事例の追加調査を行った。

段階的親子再接触の枠組みは親子分離事例での親子関係修復において平成21年度回答のあった112児相:9009件中、7811件(86.7%)、児相にして85か所(75.9%)、平成22年度回答のあった123児相中114か所(84.6%)が基本的枠組みとして実施していると回答し、また一時保護からの家庭復帰事例で親子関係調整のための保護者指導が96.6%で実施された内の37.6%で段階的親子再接触を設定したと報告されており、段階的親子再接触は児童相談所の保護者指導における基本的な共通枠組みと位置づけられる。この段階的親子再接触の枠組みは、臨床的な親子の関係修復のための臨床的な支援の枠組みであると共に、児童相談所が並行的に担っている管理・介入的な枠組みとしての側面も持っている。

施設からの家庭復帰事例の約半数は分離保護から1年半以内、6割が2年以内、7割が3年以内に帰宅している。これらの事例では親子分離の時点から家庭復帰を目標とした段階的親子再接触が設定されているが、実際の家庭復帰時点では、まだ養育上の課題を残したまま復帰するものが50~60%あり、これらの事例から措置解除の同一年度内に11~14%程度の虐待再発が認められており、実は家庭復帰後の指導・支援はアフターケアでなく、新たな在宅指導・支援の開始と位置づける必要性が高いことが明らかとなってきた。

キーワード：家族再統合 児童相談所 保護者援助 段階的親子の再接触

A Study on the System for Supporting Family Preservation in the Child Guidance Centers Efficiency, Validity, Evaluation and Discerning of the Parents' Supporting Methods Tsuneo YAMAMOTO, et al.

Abstract : This study was a series of three-year study, and aimed to examine the effectiveness, validity, evaluation method, and its developmental possibilities by classifying better and expecting methods for support parents. The study tried to explore into the framework called 'the experimental contact among child-parents', temporary protection cases, and panel case study at baby's homes.

In case of separation, child-parent relation recovery was concerned at 85/112 to 114/123 Child Guidance Center in the last two years studies. The basic framework was shared in parental guidance at Child Guidance Centers. The framework has two phases such as a clinical support for the relation recoveries, and the other is the administration and intervention that Child Guidance Centers take the role.

Among the returned cases, 50% of children returned within a year, 60% of children returned within two years, and 70% of children returned within three years. Even the returned case, still 50-60% of the cases remained the problems that need to be solved in a long run. 11-14% of the cases re-intervened as abuse cases within a year. The result showed the cases should not be considered as case of after care, but reconsider as a new case at the home environment.

Keywords : Family preservation, the Child Guidance Center, Parent Support Gradual re-contact of Parent and maltreated child

I 研究目的について

この研究は、児童相談所が子ども虐待相談対応において実施する保護者・家族・親子への様々な援助につき、現在全国の児童相談所で実施されている様々な保護者支援、家族支援手法について、その実態を把握し、効果や妥当性、評価の方法についての調査と検証を行うことにより、今後の保護者援助において、より効果的な手法適用上のポイントとなるべき留意点や課題を整理し、効果的な援助手法の活用方法と発展可能性を検討することを目的とする。研究は平成20年度より3年計画で今年度は3年目の最終年度である。

II 研究方法

各年度の研究方法は以下の通りである。

◆平成20年度 保護者支援の実態調査

全国の児童相談所が子ども虐待相談において実施してきた保護者支援、家族支援について、平成19年度に全国の児童相談所で実施されてきた子ども虐待相談における親子分離事案での保護者支援の実態についてのアンケート調査とヒアリング調査を行い、現状と課題について整理を行う。

◆平成21年度 段階的親子再接触の考え方に基づく実態調査

平成20年度の調査結果をふまえ、子ども虐待相談における児童相談所の保護者支援の基礎的な枠組み、特に親子分離による保護者指導の枠組みは、ケースワーク、ソーシャルワークによる段階的な親子の再接触のあり方であると捉えた。そして親子関係の修復援助において、最も重要な初期課題とされている「保護者の不適切養育の自覚」や「援助に対する協力姿勢・態度」についての児童相談所の指導・援助の枠組みを把握する。併せて平成20年度中に親子分離から措置解除により家庭復帰した事例について、その親子調整の経過、保護者の態度、家庭復帰後の養育に対する指導・援助の状況についての調査を行う。

◆平成22年度 段階的親子再接触の実施状況と一時保護の保護者指導実態調査

平成20、21年度の調査結果を踏まえ、児童相談所が

施設入所措置による親子分離を行って保護者指導を実施した事案での家族支援の基本的な枠組みを整理し、その実施状況をさらに調査すると共に、施設入所措置はとらなかったが一時保護による分離を行った事案での親子支援の状況を把握し、21年度の調査と合わせ、全体として親子分離を伴う対応において、児童相談所が実施している保護者支援・家族支援の基本的な枠組みを整理する。

◆乳児院への調査

子ども虐待相談における保護者援助のあり方に関し、乳児院は従来より、早期家庭復帰事業等で独自の保護者指導を展開してきており、今回、施設側からみた保護者指導の実態調査として乳児院における児童相談所との協働プログラムの実施状況について、全国の乳児院123カ所(平成22年11月現在各都道府県政令市に設置されている全乳児院)を対象に、郵送法によるアンケート調査を実施。調査票は、『施設票』と『個別ケース票』の2種類とした。

『施設票』は、平成21年度の現況のほか、小規模グループケア、親子宿泊棟の設置状況、相談種別の判断に関する乳児院と児童相談所の相違、自由記述(課題、要望等)等について質問した。

『個別ケース票』は、平成21年度中に措置解除・変更、一時保護解除したすべての虐待事例(ケース)について、事例の概要等、保護者援助プログラムの実施、家族の状況、解除の判断・援助に対する評価について質問した。

(倫理面への配慮)

個人情報の扱いについては、当該個人が特定されるような情報の排除を心がけ、調査においては個別事例ごとの具体的な事実情報の収集を避け、一般化された選択項目を設定してその件数や数値化された情報の収集を行うことによって、個人が特定されることが無いように配慮した。この手法により、情報収集にあたっては当該個人の同意は不要とし、組織としての回答をもって情報収集の同意とすることとした。なお、この調査については日本子ども家庭総合研究所 倫理規定委員会の審査による承認を受けている。

Ⅲ 研究結果

平成 20、21 年度の調査研究の詳細については各年度の報告書を参照されたい。ここでは 20 年度から 22 年度まで連続的に展開してきた検討点につき、その概要を述べる。

1. 先行研究及び平成 20～21 年度の検討概要と 22 年度調査の結果

1) 児童相談所の子ども虐待相談業務全体においては緊急対応に人員投入・エネルギーが集中している

平成 20 年度の調査による児童相談所の子ども虐待相談業務における対応体制と各職種の投入状況についてみると、全 18 項目中、①対立保護者への対応、②立ち入りによる安全確認、③緊急一時保護、の 3 項目に圧倒的多数の職員が投入され、その次が④保護者支援プログラム実施、⑤家庭復帰プログラムの実施、となっている（平成 20 年度報告書参照）。①～③はいずれも緊急対応の課題で、児童相談所が絶対に外せない課題であり、④、⑤の職員の投入度とは差がある。①～③の緊急性に対して④、⑤は継続性・持続性に重点がある課題である。これらの課題における優先順位は明らかに緊急対応側に集中しており、今後緊急対応業務がまだまだ強化されるとすれば、人員的にも保護者支援の専従担当者を置くなど継続性・持続性のある業務分野への戦力の分割を考えなければならないだろう。

2) 家庭復帰事例の 7 割が 3 年未満、6 割までが 2 年未満に家庭復帰している。

平成 20 年度の虐待での施設入所児で家庭復帰した事例の有効回答 734 例では措置解除までの入所期間は最長 148 か月（12 年 4 か月）、最短は 3 日である。短期の事例が多く、3 年以内の帰宅 557 件（75.9%）、2 年以内で 464 件（63.2%）、1 年半 373 件（50.8%）、1 年以内 295 件（40.2%）、半年以内 157 件（21.4%）であった。これからみて、親子分離事例の保護者支援は比較的短期にスケジュールを組んで進めることが求められていることになる。同時にそれだけの短期間に複雑な背景を持つ多くの保護者が全て何らかの変化を示すことは期待しにくい。おそらく一定の事例が家庭復帰の対象となってきた

いる背景に、ある期間内での保護者養育の改善可能性を測ってきている実態があるとみられるが、その具体的基準は明らかではない。

3) 特定の援助プログラムはごく少数の対象者にのみ提供されてきたのに対して、より多くの事例で従来のケースワーク・ソーシャルワークをベースにした折衷的あるいは部分的なアプローチの導入が進められており、その実施数は年々増加している。

平成 17 年度から 19 年度の調査研究では、子ども虐待相談で児童福祉施設に入所している子どものうち家庭復帰方針が確認されているのはおよそ 15～17%の子どもで、家族関係修復のための何らかのプログラム（一般的ソーシャルワークは含まない）が実施されたものは全体の 4～8%、特別な技法によるプログラムが提供されたのは全体の 1%弱であった。他方、家庭復帰方針が確認されている子どもの約 40%、虐待相談で児童福祉施設に入所している子ども全体の 6～7%が実際に家庭復帰しており、このうち、特定のプログラム実施を経て家庭復帰したのは、家庭復帰した子どもの約 9%（元の家庭復帰方針の約 4%、入所全体の約 0.6%）であった。

平成 20 年度の調査（平成 19 年度についての調査）では回答のあった 110 児相中、34 か所で何らかの保護者アプローチとして 86 種のプログラムが報告されたが、所単位で特定のプログラムを実施しているのはわずかに 15 か所であった。これに対して、従来のケースワーク、ソーシャルワーク、カウンセリング等に、部分的・折衷的に様々な新たなアプローチを追加導入していると報告したのは先の 34 か所も含めて 102 か所と多かった。

平成 21 年度の調査では回答のあった 112 児相が平成 20 年度に担当した虐待での施設入所事例 9009 件のうち、何らかの保護者支援プログラムを実施したと報告した児相は 38 か所、そのうち詳細報告があった 14 種 66 件のプログラム実施の参加人数は延べ 472 人であった。同年度のプログラム実施数とその年度中の家庭復帰とは必ずしも直結していないが、入所事例 9009 件中、21 年度中に家庭復帰したものは措置解除した 988 件中、905 件（10.0%）あり、そのうち調査としての有効回答数は 867 件（9.6%）あった。この 867 件中、専門的な何らかの保護者支援プログラム（部分的・折衷的なプログラ

ムの活用を含む)の実施を通過した事例は420件(家庭復帰の46.4%、入所児全体の4.7%)であった。各年度の調査項目が同一ではないので厳密な比較はできないが、何らかの保護者支援プログラムをその部分的・折衷的な活用を含めてケースワーク、ソーシャルワークをベースとしながら、より意識的に実施している件数は年々増加しつつあることがうかがわれる。

4) 特定の援助プログラムもその他の援助も中核はソーシャルワークとカウンセリングである

平成19年度までの調査における家庭復帰プログラムは一般的なソーシャルワークを含めない定義によって調査設定されているが、その実務的な内容においては、面接・家庭訪問が90%を超え、施設、地域の関係機関とのサポートネットワークづくりに属するものが60%を超えていた。具体的な手法としては定期的な面接指導とカウンセリングが約70%となっており、継続的な面接相談と地域への働きかけを含むソーシャルワークが指導援助の中核であり、生活課題解決のためのソーシャルワークとした項目のみが20%台であった。これは調査対象に一般的なソーシャルワークを含めないとした定義の唯一の反映とみられる。

平成20年度の調査(110児相)によると、子ども虐待相談における保護者支援の中核は一般的なケースワーク・ソーシャルワークが65.5%でこれが中核となっている。何らかの特定のプログラムを実施しているのは34か所86種のアプローチがあげられているが、具体的に特定技法による保護者指導プログラムがあると回答したのは15か所である。他方、日常的な指導・援助において何らかの技法や手法を参考にしたり、その折衷的な導入を工夫していると答えたのが102か所であった。いずれも基本は一般的なケースワーク、ソーシャルワークであるが、実務上の様々な局面で専門的な援助手法を参照して部分的に取り入れたりしている実態がうかがわれる。

5) 指導・援助のハードルは保護者の不適切養育に関する認識・意識の乏しさ

平成19年度までの調査においては、児童相談所が保

護者への指導において援助困難とする要因では90%が、保護者の意識・意欲の乏しさを挙げている。平成20年度の調査では、何らかのプログラムが適用されているのは、保護者が不適切養育を自覚し、親子関係改善への具体的な努力が期待できる段階に至った場合に集中していることがみられた。他方、様々な援助工夫が集中的に投入されているのは、①「虐待の事実すべてを否認する保護者」と、②「態度が変転し、一貫性無く、しばしば話し合いの経過を否認して児童相談所と対立する保護者」に対してであった。これらのことから、既存の技法として完成され、組織化された援助プログラムは保護者の何らかの問題認識や、養育改善のための積極的な態度が認められてから実施されているものが大半であるのに対して、そうした問題認識や援助目的についての理解や協力が得られず、不適切養育に関する認識、あるいは指導・援助に対する態度に課題のある事例では、既存の設定されたプログラムの適用に至らず、むしろケースワーク、ソーシャルワークの次いで様々な手法が随時、折衷的・応用的に投入されている実態がある。また、この領域が児童相談所の保護者支援においてより多くのエネルギーが投入されている焦点であることがうかがわれる。すなわち不適切養育に関する認識や態度に課題のある保護者への対応が、初期からの介入・対立的対応に続く、保護者指導・支援における最前線となっているのである。

6) 保護者支援プログラムの評価方法は自己完結的な目標到達評価に留まっていることが多い

平成20年度の調査で具体的に組織化され、実施されている保護者支援プログラムのうち、その効果に関する評価方法について回答のあった11のプログラムでは、保護者への援助効果の評定は、基本的に各技法、プログラムが目指してきた目標の到達度をプログラム終了時の参加者の自己評価とプログラム実施者の評価で行われており、まだ自己完結的な評価に留まっていることが分かった。実際的な客観的評価としては、児童相談所がその事例経過全体についてどんな評価を下したか、プログラム実施後の親子の状態、支援効果についての経過観察などが想定されるが、それについてはまだ検討段階に

ある。

7) 報告されている保護者支援プログラムはひとくくりにはできない

虐待事案における保護者支援の試みはプログラムとしては概ね以下のように分類される。

- i ソーシャルワーク・ケースワークの枠組みを構成するもの
 - ① 児童相談所ケースワーク（運営指針、手引きによる）
 - ② 段階的親子再接触、各自治体単位の保護者支援の包括的なプログラム
 - ③ サインズ・オブ・セーフティ・アプローチをベースとしたプログラム
 - ④ FGC、家族合同ミーティングを軸としたソーシャルワーク（ソリューション・フォーカスト・アプローチ含）
 - ⑤ 包括的なソリューション・フォーカスト・アプローチをベースとしたプログラム
- ii i の様々な局面でソーシャルワーク・ケースワーク上の手法として用いられる技法・手法
 - ① 個別のカウンセリング
 - ② サインズ・オブ・セーフティやソリューション・フォーカスト・アプローチで用いられてきた様々な部分的技法（援助関係の進展・問題解決の技法）
 - ③ グループワーク・カウンセリング（父親グループ含む）部分的 FGC、家族合同ミーティング
 - ④ 認知行動療法的アプローチ（課題解決に焦点）
 - ⑤ 宿泊を含む親子合同プログラム
- iii 子どもへの養育行動に焦点化したトレーニング的なプログラム・技法
 - ① コモンセンス・ペアレンティング
 - ② ノーバディズ・パーフェクト・プログラム CRC プログラム
 - ③ 精研式ペアレント・トレーニング
- iv 保護者自身の健康度や気付きに焦点化したもの、保護者自身の課題についての取り組み
 - ① MY TREE ペアレンツ・プログラム
 - ② 認知行動療法的アプローチ（保護者自身の課題に焦点）
 - ③ DV 問題、ステップファミリーのための虐待予防・子育て支援プログラム
 - ④ 成人対象のクリニック、医療機関などへの通所・通院

これらをプログラムの種類としてみると、

- ① 特定の課題目標に関する一定の技法による指導・援助プログラム（良好な親子関係・養育行動のための学習・訓練、つまづき易い養育課題に関するトレーニングやコーチング、保護者のトラウマ・ケア、ストレス・ケア、保護者自身の自覚や気づきを促すための特定のプログラム等）、

- ② ソーシャルワーク全般の課題や様々な局面における対応技法を総合的にマネジメントするための手法をプログラムと呼んでいるもの（ソーシャルワークの全過程を視野に置いた各課題のアプローチ、ソーシャルワークにおける特定の課題解決のためのアプローチ手法等）、

- ③ いくつかの技法や手法を折衷的に採用しながら、従来のソーシャルワークに経験知を加味した技法（各段階のアセスメントや家族ミーティングなどに焦点をおいたアプローチとソーシャルワーク全般のマネジメントに属するもの等、概ね各自治体単位で編集され組織されたもの等）、が認められる。

また具体的なアプローチ課題からみると、

- ① 保護者自身の人生課題に焦点が置かれ、その結果として不適切養育に関する保護者の認知、問題認識に新たな気づきを促そうとするもの、
- ② 親として、保護者として子どもへの養育における具体的な課題を情緒的、あるいは技術的な課題として標準化し、その問題解決の手法を教示・提供しようとするもの、
- ③ 具体的な親子の関係調整や最終的に子どもの家庭復帰までのプロセスを想定して子どもの安全のリスクや親子関係の修復を評価し、援助を進めようとするもの、に分けることができる。③はさらに
 - ③-1：初期～中期の保護者の問題意識・課題意識への実際の支援、
 - ③-2：中期～後期の親子関係の修復と関係維持、子どもへの実際の養育改善と子どもの家庭復帰の可能性を評価しつつ進める支援、
 に分けられる。

平成 21 年度の調査によれば、詳細が報告された 66 件に限られるが、i の④、ii の③など、保護者参画を含むプログラムの実施が一部の自治体で集中的に開始されており、その実施対象者数が増加している状況がある。

平成 22 年度にはこれらのプログラムの児相ごとの実施状況を再度尋ねた。回答のあった 123 児相中、部分的にしる、明確に所の体制として何らかのプログラムを保

護者指導として実施していると回答したのは38か所で、その内訳は表1.の通りである。なおSoSAとはサインズ・オブ・セーフティ・アプローチの略号である。

表1. 平成22年度の児相での保護者支援のための専門的プログラム：38児相

プログラムの内容		児相数
SoSAをベースにした保護者指導プログラム		20
SoSA	当事者参加型ミーティング	4
	コモンセンス・ペアレンティング	2
	コモンセンス・ペアレンティング 3つの家	1
	ソリューション・フォーカストアプローチ	2
	3つの家 安心の家	1
多様なプログラムの組み合わせ*		3
コモンセンスペアレンティング		2
ソリューション・フォーカストアプローチ		1
家族療法(システムズアプローチ)		1
東京都版ガイドライン		1
合計		38

*多様なプログラムには7で挙げられたような様々なプログラムと、その他のアセスメントツールの組み合わせが挙げられている。

平成22年度の調査では、それぞれのプログラム適用の条件や課題についても尋ねている。共通していたのは、家庭引き取りの意欲の高い保護者、実際の引き取りを児相が想定している事例の指導において、サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ(SoSA)をベースにした様々なプログラム展開が図られ、特に部分的な活用によるアセスメントや、支援方針について保護者・関係機関と児相がその共有化を図る上で、それらのプログラム手法を用いたアプローチが効果的であることが指摘されている。

課題としては職員のトレーニングと所・組織としての力量の保持、動機づけや対応力量に問題のある保護者への適用の難しさ、対立しながらも対応がブレない職員の基本的な力量の養成等が挙げられている。

8) 保護者支援プログラムの検討から基本的枠組みの確認へ

平成20年度の検討段階では、5点の課題が確認された。

- ① 保護者支援の実態は流動的・折衷的でソーシャルワーク・ケースワークと融合しており、定点観測的な継続的な動態把握と課題分析が必要。
- ② ソーシャルワークをベースに様々な援助プログラムの設定段階からアフターケア、フォローアップまでのマネジメントを含む枠組みの構築とその情報蓄積。
- ③ 児童相談所としての保護者支援プログラムの個々の

設定目的と根拠、評価等の説明能力の獲得（これは在宅支援と分離保護による支援の領域ごとの違いや共通点の吟味を含む）。

- ④ 各種のプログラム、援助手法の効果情報の蓄積。
- ⑤ 児童相談所における保護者支援のグランドデザイン化の可能性検討。の5点である。

平成21年度の検討で、このうち、⑤の児童相談所における保護者支援のグランドデザインとして、多くの親子分離の事案で、最初の親子分離から親子の面会、外出、外泊、帰宅へと、段階的に親子の再接触を設定し、その各段階の評価によって徐々に親子接触の頻度、密度を上げて行き、帰宅へとつなぐ方式が一般的にとられていることに注目し、これをあらためて「段階的親子再接触」として、基本的な保護者支援、親子関係の修復の手順枠組とした。

その要点は以下ようになる。

段階的親子再接触の考え方

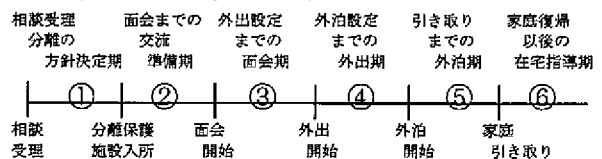


図1. 児相における親子の段階的再接触の枠組み

- A) 相談受理・初期対応
 - ① 方針検討・決定期
- B) 分離保護・施設入所段階
 - ② 交流開始期
- C) 施設入所後の親子再接触としての面会開始
 - ③ 面会期
- D) 親子の継続的接触による関係調整としての面会～外出の開始
 - ④ 外出期
- E) 親子の家庭での実際の生活場面での関係調整としての外泊開始
 - ⑤ 外泊期
- F) 親子の関係調整の結果としての家庭引き取り
 - ⑥ 家庭復帰後の在宅指導期

この基本的枠組みの上で、平成21年度、7)の③のソーシャルワーク・ケースワークをベースとした保護者支援の実態、特定のプログラム提供として識別されない多数の措置解除、家庭復帰事例において児童相談所が何をしてきたのかに焦点を当て、

- ① 段階的親子再接触プログラムと呼べるような手順をどの程度実施しているか。

- ② 何らかの保護者支援の専門的プログラムを部分的・折衷的にでも活用したものはどの程度あるか。
- ③ 従来の相談枠組みにおいて指導困難な保護者をどの段階まで指導援助の対象としているか。
- ④ 実際に措置解除、家庭復帰した事例の保護者指導と親子調整経過、予後の実態はどうなっているか。

以上の4点を軸に調査を実施した。

調査では113か所（回収率52.1%）の児童相談所からの回答を得た。措置解除事例については991事例の回答を得た。991事例中、家庭復帰したものは905事例であった。

9) 段階的親子再接触を含む様々な保護者支援プログラム実施状況。

平成21年度、調査回答のあった112児相が担当した虐待での施設入所児は9009件あり、その中で、段階的親子再接触は85児相(75.9%)で7811件(86.7%)に実施されており、そのうち保護者支援プログラム（何らかの保護者支援の専門的プログラムの折衷・応用も含む）も重ねて実施したのは35児相(31.2%)で3540件(39.3%)であった。段階的親子再接触のみの実施は60児相(53.6%)で4271件(47.4%)であり、保護者支援プログラムのみの実施は3児相(2.7%)で291件(3.2%)であった。いずれも実施しなかったのは14児相(12.5%)で907件(10.1%)件であった。

家庭復帰した事例についてはプログラム実施の時期が必ずしも当該年度とは限らないので、回答上の各プログラム実施群とは若干のズレが推測されるが、段階的親子再接触と何らかの保護者支援プログラムを併用した家庭復帰事例は400件(家庭復帰件数*の44.2%)と報告されている。段階的親子再接触だけの家庭復帰は371件(家庭復帰件数*の41.0%)、保護者支援プログラムのみの実施での家庭復帰は20件(家庭復帰件数*の2.2%)、いずれも実施しなかった家庭復帰は72件(家庭復帰件数*の8.0%)である(表2)。

結果的に段階的親子再接触か保護者支援プログラムのいずれか、あるいは両方を実施した事例は家庭復帰事例の87%(791/905)にのぼっている。また施設入所児の89.9%(8102/9009)が段階的親子再接触か保護者支援プ

ログラムの適用中であることになる。

* 家庭復帰は全体で905件と報告されているが、この調査項目に記入のあった家庭復帰事例の有効回答件数は863件である。ただし各項目の構成比に関しては元の905件を母数として計算している。

表2. 平成21年度における家庭復帰事例における段階的親子再接触および保護者支援プログラムの実施状況

保護者支援の状況	児相数	担当件数		家庭復帰	
		担当数	構成比	件数	構成比
段階的親子再接触のみ	60	4271	47.4%	371	41.0%
保護者支援プログラム(何らかの部分的・折衷活用も含む)＋段階的親子再接触	35	3540	39.3%	400	44.2%
保護者支援プログラムのみ	3	291	3.2%	20	2.2%
プログラム無し 従来のケースワークのみ	14	907	10.1%	72	8.0%
合計	112	9009	100.0%	863	95.4%

(不明42件)

平成22年度、改めて全国児童相談所に段階的親子再接触の指導枠組みを提示し、その平成21年度における実施状況を尋ねた。有効回答123か所(回収率59.4%)中、114か所(84.6%)で実施しているとの回答を得た。ただし所として全例に適用しているところと、業務量や人員配置状況から実施対象を選択して一部の事例には適用していないところがある。また実施を考えたいがまだ実施に至っていないとの回答が2か所あった。使っていないと回答した9か所では職員の体制、専門性がない、時間的余裕が無い、人員不足、保護者が通って来るだけの余裕がない、都道府県レベルでの体制整備がない、該当する対象事例がないことなどが主な理由で実施していないとの回答であった(表3)。

表3. 平成21年度の児童相談所での段階的親子再接触の実施状況

質問項目	Yes	No	できれば使いたい	その他	無回答	合計
段階的親子再接触を意図的に使っているか	114	9	2	3	12	140
作業を進めるにあたって定型の手順はあるか	65	53			22	140
作業の意思決定のための枠組みや会議はあるか	98	13			29	140

段階的親子再接触を実施するにあたっての進行管理のあり方と課題について自由筆記で尋ねた。分類した回答内容は以下の通りである。進行管理は組織的な対応体制があるところと個別事例ごとの担当者と課長等のSVとの協議だけで進められているところに分かれるようだが、基本的には随時の担当レベル、チームでの協議と段階ごとの評価と設定をめぐる方針会議、及び定期的な進行管理のためのチェックといった複数の階層化した協議による運営体制が設定される傾向にある(表4)。

表4. 段階的親子再接触の進行管理について(自由筆記)

進行管理の内容	件数
援助方針会議 対応会議等とSV、所長への報告	53
進行管理会議 判定会議 処遇検討会議	
担当者がSVへ報告しながら進める	12
家族再統合チーム、家族支援担当等のスタッフが中心となって進行管理 協議を行って進める	11
プログラムに従って進行管理していく	10
アセスメントチェックシートを使っている	
具体的な進行は担当の児童福祉司と心理司で担当	10
進行管理台帳等で進捗状況管理を行う	8
進行は施設との協議 施設からの報告によっている	5
要保護児童対策地域会議のケース会議 受理措置会議	4
家庭状況を見ながら段階的な親子の接触到に条件を設ける	2
当事者参照事例では保護者も含めて協議	1
面会・外出・外泊の各段階で振り返りの面接や合同ミーティングを実施	1
次回の検討時期を必ず決めて進める	1
各段階の中止事項を最初に明示	1
乳児院事例は四半期ごとにチェック	1
合計	120

段階的親子再接触を実施する上での課題についての回答は6領域に分類された(表5)。

まず対象者に関しての3領域。これをみると、保護者や子どものニーズと児相が設定する課題の共有化に課題があることがうかがえる。親子にとっては面会や引き取りといった具体的な結末だけが目的化されやすく、児相が重視する具体的な養育改善課題を共有することが難しいということが見て取れる。併せて、面会や引き取りの意欲そのものも低い保護者がいた場合、その対応は何に焦点化するのがよいのかも課題である。

その他の3領域は進行管理と体制の課題である。対応体制の組織化の程度、人員体制によって事案の進行が担当者に集中したり、個々の接触対応が施設の運営・報告に委ねられていたりして、密接な進行管理や支援が十分にはできないという悩みがうかがわれる。特に不適切養育を認めない、児相に対立的な態度をとる保護者には多大のエネルギーが必要であり、段階的親子再接触をスムーズに進めるためにはそれなりの業務体制が必要であり、それに焦点化した組織体制の必要性が認められる。

面会までの時期の枠組み、外泊から再同居・引き取りまでの枠組み等、各段階内の落差についてのより細やかな手順、段階の設定の必要性も指摘されている。特に施設からの外泊から引き取り・再同居の落差はこのシステム全体の効果に関わる重要事項である。これは1.7)ii⑤の宿泊プログラムの必要性(12)参照)ともつながる、引

き取りへ向けての支援、引き取り後の予後の見通しに関わる課題である。後に述べるように段階的親子再接触がそれで完結・終了するのではなく、引き取り後の継続した指導体制と連動する必要性に結び付く重要課題である。

表5. 段階的親子再接触を実施する上での課題

段階的親子再接触と保護者指導の調整課題		件数
親子に関して	親子との課題の共有化: 親子のニーズと方針のズレが生じた際、課題の共有が難しい。一度親子接触が始まると互いに感情的な反応で再同居を急ぐ気持が強くなり、段階的な課題設定を受け入れにくくなる。早く段階を進めたい保護者とは課題の共有より会わせる・会わせないの争いになってしまったり、表面的な回数・機関だけで段階を進めることを求める。	28
	子どもの変化に比べて保護者の認識の変化が進まない。また子どもが再接触到に難色を示すことでの調整が難しい	3
保護者	対立的な保護者、虐待を認めない保護者との調整、	20
	面会等の交流に保護者が消極的な場合遂行が困難	2
	定期的な面接等に保護者が合わせられない(仕事や居住地の遠さ、経済的問題等)でキャンセルが多い	5
	加害と非加害の保護者対応	1
子	子どもの進路・就労課題	1
進め方	状況によっては段階は停止・逆行もあることを含め、方針の再評価・見直し、家族状況についてのアセスメントを繰り返すことに課題	6
	地域の協力、受け皿が乏しく苦勞する事例がある 機関連携に課題ある	3
	親子が離れた状態で再同居後の危険性を評価しにくい	1
	面会までの時期に支援枠組みをどの程度作れるか	1
	通信・面会、親子合同面接が重要	1
	ネグレクトは最初の課題の設定が成立しにくい	1
業務体制	保護者の支援者も含めた支援の枠組みが重要	1
	面会の立会、各段階での調整等、相当量の業務量があり、また仕事をしている保護者や遠隔地に居住する保護者対応などでは時間外対応も多く、人員的な限界があり、全ての事例を対象とできない。	10
	定型的な枠組み・所としてのマニュアル無い 状況依存的な進行	5
	専任性でないため緊急対応に押されて滞留しやすい	2
	SVへの報告まで 現状評価が不十分	1
	担当者の異動対応や進行管理に課題	1
その他	面会・外出・外泊の状況を児童相談所が直接把握することが困難。	1
	外泊時には家庭訪問している 外出は施設の報告中心	1
合計		95

10) 援助枠組みに照らした保護者支援と親子関係修復のハードル:考え方と実際

段階的親子再接触において、従来から保護者支援上のハードルと報告されてきた保護者の不適切養育についての認識や、その他の事象に対する様々な態度が、どの

様に保護者指導プロセスに影響を与えているのか、まずその考え方を尋ねた。詳細は21年度報告書に挙げているが、概ね以下ようになった。段階的親子再接触の各段階を再掲する(図1、表6～表10)。

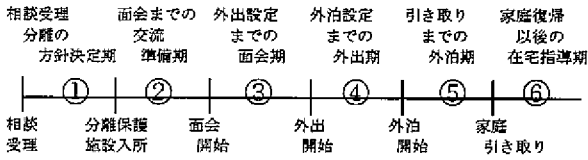


図1. 再掲 見相における親子の段階的再接触の枠組み

表6. 保護者の不適切養育認識と進められる段階

保護者の不適切養育についての認識	段階					
	②	③	④	⑤	⑥	
行為も虐待も認めない	●					
行為は否定しないが言い逃れ等により虐待の責任は認めない	●					
行為は認めるが言い逃れ等により虐待は認めない	●					
行為は認めるが偏見によるとして確信的に虐待を認めない	●					
行為は認めないが指摘された不適切養育は認める	●	●				
行為も虐待も認める	●	●	●	●	●	

●は許容される段階(基本的には回答数が最大回答数の35%以下となった項目は許容しないとして評定)

表7. 保護者の支援に対する態度と進められる段階

保護者の支援提示に対する態度	段階					
	②	③	④	⑤	⑥	
全く受け入れられない	●					
消極的に受け入れる	●	●				
内容によっては受け入れる	●	●	●			
表面上、積極的に受け入れる	●	●	●	●		
本心から積極的に受け入れる	●	●	●	●	●	

●は許容される段階(基本的には回答数が最大回答数の35%以下となった項目は許容しないとして評定)

表8. 保護者の親子関係修復態度と進められる段階

保護者の親子関係修復への態度	段階					
	②	③	④	⑤	⑥	
必要性の認識が無い	●					
必要性の認識はあるが努力しない	●	●				
必要性の認識あり努力する	●	●	●	●		
必要性の認識あり一定の成果もある	●	●	●	●	●	

●は許容される段階(基本的には回答数が最大回答数の35%以下となった項目は許容しないとして評定)

表9. 保護者の生活改善認識と進められる段階

保護者の生活改善の認識	段階					
	②	③	④	⑤	⑥	
必要性の認識が無い	●	●				
必要性の認識はあるが努力しない	●	●				
必要性の認識あり努力する	●	●	●	●		
必要性の認識あり一定の成果もある	●	●	●	●	●	

●は許容される段階(基本的には回答数が最大回答数の35%以下となった項目は許容しないとして評定)

表10. 子どもの保護者への反応と進められる段階

子どもの保護者への反応	段階					
	②	③	④	⑤	⑥	
保護者に会いたがらず強い拒否を示す	●					
強い拒否は示さないが交流することに不安定状態を示す	●					
強い拒否は示さないが自然な交流ができない	●	●				
強い拒否は示さないが交流の前後に不安定状態を示す	●	●				
緊張感や不安な様子もあるが年とか交流でき不安定にならない	●	●	●			
概ね安心・安定した交流ができている	●	●	●	●		
安心・安定した自然な交流ができおり親の会うことを楽しみにしている	●	●	●	●	●	

●は許容される段階(基本的には回答数が最大回答数の35%以下となった項目は許容しないとして評定)

これを見ると、不適切養育の認識が乏しいか否認している保護者については、そのまま子どもと面会させるかどうか高いハードルがあることがうかがわれる。これに対し子ども側の反応については直接的な拒否か不安反応が無ければ、取りあえず面会を設定して反応をみることにポイントがおかれている。その他の要素については外出を開始するかどうかポイントになっている。外出は面会と違って子どもを一定時間、保護者に任せることであり、それなりの保護者側の要件が必要とされていると理解できる。

こうした保護者支援の枠組みにおけるハードルに関連して、親子関係の調整における親子の再接触を次の段階へ進める上での課題はどうなっているのか。児童相談所が各段階で優先的に注目している保護者支援(支援の狙い)の項目内容をみると図2. のようになる(平成21年度報告書図10.の再掲)。これを見ると児童相談所は親子再接触の各段階で、順次焦点化される課題を移動させており、それがどの程度前の段階の達成をもって次に進められているのかは不明確であった。また、保護者自身の問題解決能力や不適応問題、過去の被虐待歴を含む課題への注目はなかなか優先順位が上がらず、子どもの外泊・家庭引き取り段階になってようやく注目されている。実務上の指導結果としては、計画段階での考え方において特に高いハードル設定がなされてきた保護者の不適切養育の認識、虐待認識について実際にはどうなっているか、気になるところである。子どもへの不適切養育を「不適切」と認識していない保護者は、問題を再発させる蓋然的危険性が高いことを想定しなければならない。果たして実態は表11. 図3. のようになった。これを見ると、考え方として設計されているよりは、はるかに多様な保護者の状況が家庭引き取りとそれ以降の在宅指導の段階でもみられている。即ち虐待を認めない、子どもへの不適切行為の責任を認めない保護者が家庭引き取りの段階でもかなり含まれていることが明らかとなった。こうした実態は当然、家庭復帰が保護者指導のゴールの指標とはならず、家庭復帰後の指導自体の重要性を示唆することであり、同時に家庭復帰後の不適切養育の再発を危惧させるものである。

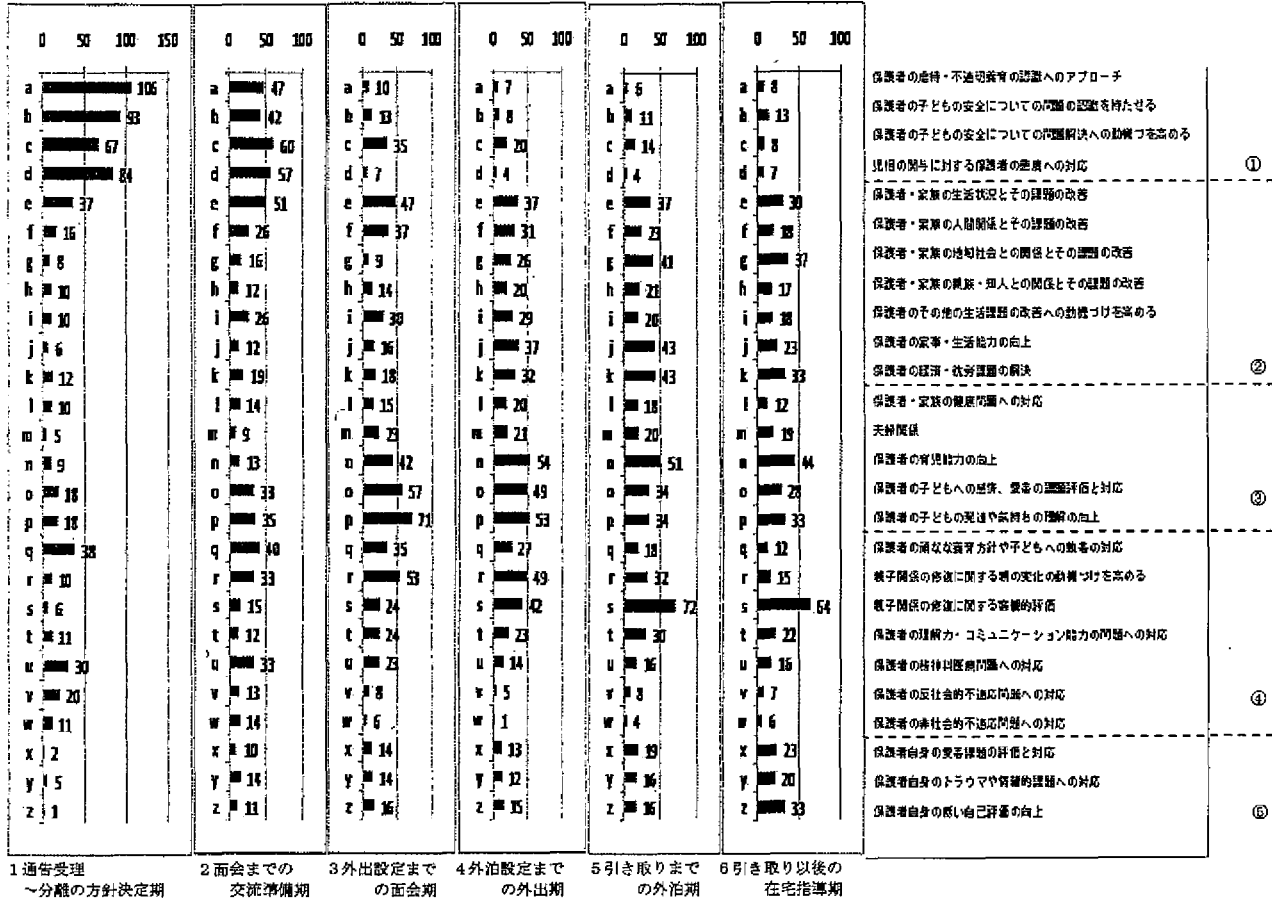


表 11. 保護者の虐待認識(施設入所時、措置解除時)

保護者の虐待についての認識・態度	施設入所措置時点	措置解除の時点
行為も虐待も認める	352 35.6%	445 45.0%
行為は認めるが虐待の責任は認めていない	165 16.7%	119 12.0%
行為は認めるが虐待は認めず	107 10.8%	56 5.7%
信条による行為であり虐待否認	57 5.8%	50 5.1%
虐待は認めないが不適切養育のみ認める	43 4.4%	46 4.7%
行為も虐待も認めない	132 13.4%	73 7.4%
不明	132 13.4%	199 20.1%
合計	988 100.0%	988 100.0%

11) 家庭復帰時点での児童相談所の評価とその後の支援経過: 再発をめぐって

平成21年度の調査では、平成20年度内に施設から家庭復帰した事例の同一年度内での虐待再発について尋ねている。この調査項目についての有効回答数数は家庭復帰した905件中、734件で、そのうち81件(有効回答734件の11.0%、全家庭復帰件数905件の9.0%)に何らかの再発が認められ、そのうち42件(再発事例の52%、家庭復帰の有効回答734件の5.7%、全家庭復帰件数905件の4.6%)が再び分離されている。

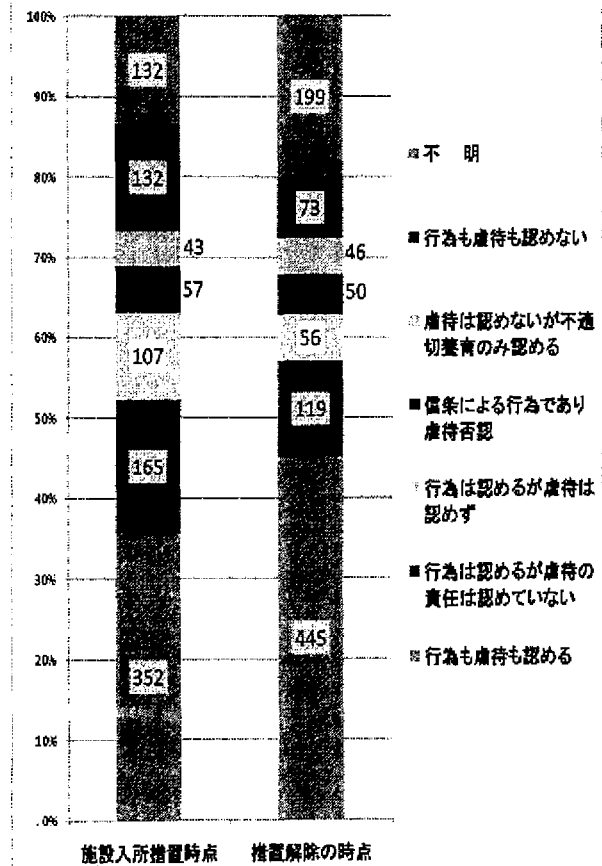


表 14.による虐待種別ごとの再発状況を見ると、児童相談所が計画した枠組みで何らかの指導経過の評価を通じて家庭復帰させた場合、同一年度内ではその約90%で再発が確認されていないのだが、予定外の要件でやむを得ず家庭復帰させた場合にはそれは約 85%まで下がることを示している。また虐待種別からは身体的虐待、ネグレクトにその差が大きく、心理的虐待では差が見られず、性的虐待ではいずれにしても帰宅後の極めて短い期間であるにもかかわらず、再発のリスクが高いことが際立っている。元々性的虐待が子どもからの申告によらなければその被害が発見されないことから考えても、帰宅させた子どもについて相当、児童相談所が注意して関与しているの再発確認とみられ、この再発率は特異であ

り、家庭復帰について性的虐待を他の虐待と同列に扱うことが不適切であることを示している。

表 15.は措置解除時点で保護者の虐待認識（行為と不適切さ）と同一年度内の虐待再発を示す。全体では4～14%の幅があり、行為は認めるものの、その不適切さを認めていない群でやや再発率が高い。また内容的に再分離にまで至ったか在宅指導に留まっているかを構成比と共にみると、件数頻度とは別に、一旦再発すれば再分離が必要となるのは、確信的な体罰行為と虐待行為を全面否認していた保護者の場合であることが分かる。期間が同一年度内の短期であることと、サンプル数が限られていることからもう少し長期のデータを見る必要があるが、一定の傾向はうかがえる。

表 15. 措置解除時点での保護者の虐待認識と同一年度内での経過(虐待再発を含む)

措置解除時点での養育者の虐待認識(行為と不適切さ)	件数	虐待再発		在宅指導		分離保護		
		再発数	再発率	件数	再発率	件数	再発率	構成比
a 虐待を認めていた	445	40	9.0%	20	4.5%	20	4.5%	50.0%
b 行為は否定しないが、言い逃れ等により虐待は認めていなかった	119	10	8.4%	5	4.2%	5	4.2%	50.0%
c 行為は認めるが言い逃れ等により虐待は認めていなかった	56	7	12.5%	6	10.7%	1	1.8%	14.3%
d 行為は認めるが、信条によるとして確信的に虐待を認めていなかった	50	7	14.0%	2	4.0%	5	10.0%	71.4%
e 行為は認めないが指摘された以外の不適切養育は認める	46	3	6.5%	2	4.3%	1	2.2%	33.3%
f 行為も虐待も認めていなかった	73	5	6.8%	1	1.4%	4	5.5%	80.0%
g 不明	199	8	4.0%	3	1.5%	5	2.5%	62.5%
合計	988	80	8.1%	39	3.9%	41	4.1%	51.3%

12) 宿泊プログラムの意義と展開可能性

段階的親子再接触の手順を踏んだとしても、またその間に様々な援助手法や評価を行ったとしても、親子の再同居・生活再開における課題の全てを家庭復帰前に評価することは困難である。とりわけ地域環境での同居生活実態そのものを評価することが難しく、当事者である親子自身も、実生活を再開してみても初めてぶつかるハードルがある。

この点に関して上記の分析とは別に、親子分離による子どもの施設からの家庭復帰の中間点として、宿泊プログラムが特異な位置を占め、有効な役割を果たす可能性があることが、平成 20 年度の宿泊プログラムを実施してきた児童相談所へのヒアリング調査から明らかとなっている(平成 20 年度報告書参照)。

段階的親子再接触においても、保護者と子どもの接触については、外出、外泊の段階で大きな落差・ジャンプがあり、子どもを保護者主導の関係に委ねてよいかどう

かの判断に実際の指導と評価を含ませることが難しいという課題がある。これについて宿泊プログラムは、その中間点として機能し得ること、さらにはその活用方法によっては長期分離を回避する指導プログラムとしての期待も持てることがうかがわれた。また、宿泊プログラムの一部として、早期の家庭復帰が望めない事例での親子交流と親子の調整機会を設けるという活用への期待も今後の課題として認められる。

ただし全体としてはこれらの試みはまだ試行段階である。特にそのために特化した施設やスタッフを用意することは財政上も難しく、また熟練したスタッフの養成が課題である。現状では児童福祉施設機能の一部と児童相談所の相乗りによる対応工夫が試みられている段階である。

13) 家庭復帰時点での虐待再発評価(平成 22 年度調査で新たに調査されたこと)

平成 21 年度では事例に応じて虐待の再発リスクについて、「虐待のリスクはまだ残っているが在宅可能程度に低下した」という項目で尋ねたが、平成 22 年度の調査では、「再発のリスクがあると感じながら家庭復帰させる事案」の有無を尋ねた。結果的には 140 か所の児相から回答があり（回収率 67.6%）、その 55.0% : 77 か所の児相が家庭復帰時点で虐待再発の危険性がある程度想定される場合でも家庭復帰させている事案が一部含まれることを認めている(表 16.)。したがってこうした方針にもとづく家庭復帰を前提とすると、事例によっては家庭復帰時点である程度の虐待の再発を想定した対策をもって、家庭復帰を扱うことが必要となっていることが明らかとなった。

表 16. 家庭引き取りと虐待再発リスクの認識

措置解除時点での虐待再発リスクについて 虐待の再発はある程度想定しても帰宅させている	児相数	構成比
帰宅させている	77	55.0%
帰宅させていない	47	33.6%
無回答	16	11.4%
合計	140	100.0%

調査では虐待再発がある程度予想される限り家庭復帰を考えないとしている児相が 47 か所、無回答が 16 か所あった。厳密な照合はあえて行わなかったが、これらの方針と実際の結果としての虐待の再発の有無は必ずしも厳密な照合性を持つわけではなかった。

14) 家庭復帰後の支援・指導体制について

アンケートでは家庭復帰後の支援・指導体制について自由筆記によって、① 実施していること、② 必要と考えられるが実施できていないこと、③ それらを実施できるようにするために考えられること、の 3 点について尋ねた。以下にその概要を示す。

■再発リスクを意識しながらの家庭復帰について

家庭復帰後の指導体制について、ある程度の再発リスクを認識しながらも家庭復帰させている事例があることを意識している 77 か所の児相ではどのような取り組み、認識がみられるか自由筆記の回答を整理した。

対応として実施していることについては 77 児相すべてから回答があり、それらは 221 項目 7 領域に分類された(表 17.)。その概要は以下の通りである。

◆実施していること（回答数の多い順）

- ① 定期的な児相職員による訪問・面接。
- ② 要保護児童対策地域協議会メンバーによる見守り。キーパーソンの設定。
- ③ 具体的な支援サービス体制の構築、機関設定。
- ④ 保護者自身への働きかけ、対処能力の支援。
- ⑤ 問題悪化兆候への予防的介入。
- ⑥ アフターケア、フォローアッププログラムの策定。
- ⑦ 家庭復帰後の指導体制の措置中からの事前構築。

虐待再発を防ぐのに必要と考えられるが実施できていないこと、問題点と感じていることについては 77 児相中 48 児相 (62.3%) から 66 項目の回答があり 4 領域に分類された(表 18.)。

◆必要と考えられるが実施できていないこと(回答数の多い順)

- ① 見守り以上の定期的な保護者への支援。
専門的プログラムや支援。
- ② 支援の継続が難しくなったときの対策。
保護者のキャンセル対策 介入への切り替え。
親族等を含めた支援体制の充実(夜間等含む)。
- ③ 地域関係機関の認識や力量の統一。
- ④ 子どもが SOS を出さないことへの対策。

またこれらの課題が実施できるようになるために必要なことは何か尋ねた。77 児相中 36 児相 (46.8%) から 67 項目の回答があり 5 領域に分類された(表 19.)。

◆課題が実施できるようになるために必要と考えられること(回答数の多い順)

- ① 人員・予算措置と発達相談分野等の市町村移行による虐待対応強化。
- ② 実証的で効果的な指導技術の習得。
- ③ 市町村体制や家庭復帰後の指導体制の充実
保護者のプログラム参加。
- ④ 裁判所の治療命令等の法的枠組みや介入と支援の機能分離。
- ⑤ 子育て支援機能の強化、破綻した親子が一緒に身を寄せられる場所の確保等。

表 17. 家庭復帰後の虐待再発防止について

項目	件数	小計
帰宅後の虐待の再発を防ぐために必要と考え実施していること		
親権指導、児童福祉司指導	29	78
家庭訪問を中心とした育児支援	27	
定期的な子ども、親との面談、親子関係調整	22	72
要保護児童地域協議会・地域関係機関で見守り体制	54	
関係機関も含めてキーパーソンを置いてモニター	10	8
保育所・学校のモニター	8	
支援会議・ケース会議による支援体制の構築	14	34
保護者の相談先の確保、支援サービスの利用助約	13	
日常的な在宅指導、場所確認を定数する	7	9
保護者に再発防止のSOS対応、境界設定を提示	9	
家族も含む自己トレーニング	3	17
保護者の自尊感情の増進のための働きかけ	2	
保護者の不適切な言動の認知と子どもへの理解の促し	2	1
保護者が兄弟に相談しやすい環境づくり	1	
防止要約書を作成し支援担当者への共有	4	10
年長児の場合には本人からのSOS対応も支援	4	
困難化前にレスポンスを含む一時保護の活用	2	7
アフターケアフォローアッププログラムの作成	6	
家族のフォローアップ相談窓口	1	1
段階的再帰りに在宅ステップを追加して直接指導	1	
措置停止中に支援体制を構築	1	3
児童虐待等評価委員会の活用	1	
合計	221	221

77児相 55%
221項目 77/140
無記入:0
回答率:100%
55%
77/140

虐待の再発がある程度予想される事案については家庭復帰を考えないとした47児相についても上と同じ3点についての回答を得た。

実施していることについては47児相中44児相(91.5%)から81項目の回答があり4領域に分類された(表20.)

◆実施していること(回答数の多い順)

- ① 児相職員による継続的な支援、指導プログラムの実施。
- ② 要保護児童対策地域協議会メンバーによる見守り、定期的な検討会議・復帰支援会議の開催。
- ③ 地域機関による援助体制の構築。
- ④ 家庭復帰後の支援体制の引き取り前からの準備

虐待再発を防ぐのに必要と考えられるが実施できていないこと、問題点と感じていることについては47児相中14児相(33.6%)から16項目の回答があり2領域に分類された(表21.)。

◆必要と考えられるが実施できていないこと(回答数の多い順)

- ① より専門的な支援、人事異動によって継続性が途切れる。
- ② 保護者に対するより強い指導體制、関係機関を含む支援の充実。

これらの課題が実施できるようになるために必要なことは何か尋ねた。47児相中12児相(25.5%)から13項目の回答があり2領域に分類された(表22.)。

◆課題が実施できるようになるために考えられること(回答数の多い順)

- ① 人員と専門性の充実(研修、専任担当配置等)。
- ② 家族への経済給付や治療命令等の法的枠組み、要保護児童対策地域協議会の強化(コーディネートや支援力量の強化)

表 18. 虐待再発防止に必要なができていないこと

項目	件数	小計
帰宅後の虐待の再発を防ぐために必要と考えられるが実施できていないこと、問題点と感じていること		
定期的・継続的な面談、柔軟な支援体制	7	29
親への養育支援の強化、ペアレントトレーニング	6	
保護者自身のケア(虐待経験、PTSD等)に対する専門的アプローチ	6	2
専門的プログラムの実施	4	
全てのケースに必要な指導体制を確立すること	2	2
見守り以上の継続的な支援・指導	2	
ホグレット家庭への密着の高い支援体制	1	3
発達障害傾向の虐待被害児童と養育者への専門的育児支援	1	
児相と保護者の関係が長く地域機関のキーパーソンとの協働関係を築いていくための時間と人員が不足している	3	20
児童の法的権限が不足して指導的介入が十分でない	2	
児童への養育への支援が困難(関係構築)	2	1
支援が必要な時の要保護児童が時間的余裕なく実施できていない	1	
中・長期的な支援	1	1
特定の支援者が継続して関係づくりしながら支援する体制	1	
夜間の家庭訪問の体制確保	1	3
短期間休養を禁じてからの介入への変更がしづらい	1	
地域や関係機関の理解や支援の幅が広がらずあり対応が適さない事例がある	3	9
地域の支援ネットワークの構築(サードセクター)	3	
市町村との連携のすれで支援が自然消滅	2	1
見守り支援体制を強化していく	1	
子どもが訴えない限り困難再発が顕在化しない	3	5
児童への心理的ケア、PTSD治療、PTSDの治療、訓練や認知の修正、ソーシャルスキルの修正	2	
実施	3	3
合計	66	66

77児相 55%
66項目
無記入:29
回答率:62.3%
34.3%
48/140

表 19. 虐待再発防止対策実施に必要な要件

項目	件数	小計
実施できるようにするために考えられること		
人員増、専門職、児童福祉司の増強、指導のための時間確保	19	23
派遣職員等の担当を完全に市町村へ移行(児相の移行対応強化)	3	
指導するための予算確保	1	8
研修等による専門的スキル(ペアレントトレーニング)の習得	8	
保護者が参加しやすいプログラムの開発、関係者ケアの仕組み	4	15
養育者への心理教育の徹底	1	
法的に給付が認められたプログラムの運用	1	7
再発防止のためのアセスメントスキル	1	
要保護児童対策地域協議会の力量充実(コーディネート支援)	7	3
市町村無償体制の充実(ホグレット、外国人等への支援含む)	3	
知事からの要保護児童対策地域協議会との協働システム	2	15
施設入所中から地域のプログラムに保護者が参加できるように体制	1	
施設のアフターケア体制の充実	1	1
生後の要保護児童に児童虐待への支援を加える	1	
要保護児童への要保護命令等の法的枠組みの強化	4	9
強制保護者に対する介入機関と支援機関の分離(対立回避のために分離介入の意識が重要になっていく)	1	
虐待被害支援の理念が広く社会に浸透され定着すること	1	1
必要な支援ができていない事例の指導事例はしないという指導體制	1	
支援の必要性についての親の理解の確保、制度面での決り決め	2	2
子育て支援機能の見直し、保健センターの職能強化、子ども支援センターの体制充実	2	
保護した親子がそのまま生活できる場所の確保	1	5
NPO等の民間の子育てや子どもに対する機関の充実	1	
CAPの導入	1	1
合計	67	67

77児相 55.0%
67項目
無記入:41
回答率:46.8%
25.7%
26/140

表 20. 家庭復帰後の虐待再発防止について

帰宅後の虐待の再発を防ぐために必要と考え実施していること	件数	小計
通所指導(定期・不定期)	8	47児相 33.60% 81項目 47/140 無記入:3 回答率:91.5%
連絡指導による家庭訪問や面談(定期・不定期)	7	
児童福祉司指導による定期的な家庭訪問	6	
施設と連携しての家庭訪問 アフターケア	4	
子ども・保護者のアセスメントに応じた援助・指導の実施	1	
地域の支援者と児相が同行訪問	1	
保護者との間の信頼関係を基にした継続的な関わり	1	
親カウンセリング	1	
コモンセンス・ペアレンティングの実施	1	
児相が行う事業への参加	1	
要保護児童対策地域協議会でのモニタリング役割確保	19	30.70% 43/140
定期的な関係機関での検討会議・復帰支援会議開催	4	
要保護児童対策地域協議会に説明し支援機関の役割決定	10	
地域関係機関による援助	7	
地域社会資源の活用と引き継ぎ	1	
フォロー体制の構築	1	
家庭復帰後の支援体制づくりをあらかじめ行う	2	
保護者が地域、児相からの援助を受け入れること	2	
就学前の子どもは保育所入所を条件	1	
家庭復帰等評価委員会の検討	1	
発生機序の解明と防止策の確認	1	31
個別ケースによる	1	
合計	81	81

表 21. 虐待再発防止に必要なだができていないこと

帰宅後の虐待の再発を防ぐために必要と考えられるが実施できていないこと・問題点と感じていること	件数	小計
一定期間は指導・支援指導等を行うがそれ以上の専門的な支援	1	47児相 33.60% 10項目 47/140 無記入:33 回答率:29.5%
保護者への専門的なカウンセリング	2	
家庭訪問の回数を増やすなどよりきめ細やかな見守り体制	1	
保護者への専門的な支援(関係機関からの援助も含めて)	2	
家族再統合のための専門的なプログラム	1	
人事異動により継続的な支援関係が途切れる	1	
金融管理や生活態度に問題があるが28条承認までの問題が無い事例の予備に不安	1	
指導に対する保護者の拒否に対する支援	1	
調査権限の弱さのため虐待事実を保護者に突き付けられていない	1	
地域の見守り体制が不十分	1	
必要と思われることは実施に努めている	1	14/140
ケースによる	1	
特になし	2	
合計	16	

表 22. 虐待再発防止対策実施に必要な要件

実施できるようになるために考えられること	件数	小計
人員と専門性の充実 研修(家族支援 カウンセリング)	5	47児相 33.60% 13項目 無記入:35 回答率:25.5%
児童相談所の業務の整理	1	
家族支援のための専任担当の配置	1	
再発防止のためのプログラム充実	1	
加害保護者への経済給付含む治療命令等の法的枠組みの強化	3	8.6% 12/140
要保護児童対策地域協議会の力量充実(コーディネーター・支援)	1	
ケースによる	1	
合計	13	13

家庭復帰後の虐待再発の可能性と措置解除時の認識について無回答であった16児相についても上記3点の回答はほぼ、同一の内容となっている(表23.~25.)。

表 23. 家庭復帰後の虐待再発防止について

帰宅後の虐待の再発を防ぐために必要と考え実施していること	件数	小計	
定期的な通所・家庭訪問	3	16児相 11.40% 15/140 無記入:9 回答率:43.8%	
連絡指導	2		
一般的ケースワーク(加害者指導・教育、生活状態の改善、育児能力の向上 地域異時時機関の関わり方のアレンジ)	1		
児童福祉司指導	1		
関係機関・地域の見守り	2		
個別ケース会議を開催しての見守り	1		
要保護児童対策地域協議会における継続的な見守り	1		
地域のサービス支援 相談できる場の確保	2		
合計	13		13

表 24. 虐待再発防止に必要なだができていないこと

帰宅後の虐待の再発を防ぐために必要と考えられるが実施できていないこと・問題点と感じていること	件数	小計
通所の回数	1	16児相 11.40% 無記入:10 回答率:37.5%
訪問回数が十分でない	1	
系統的な指導・教育	1	
当事者も参加したセーフティプラン(一事例しかできていない)	1	
施設等の支援体制(一事例しかできていない)	1	
合計	5	

表 25. 虐待再発防止対策実施に必要な要件

実施できるようになるために考えられること	件数	小計
家族との信頼関係を築く関係性の向上	1	16児相 11.40% 無記入:13 回答率:18.8%
セーフティプラン作りを家庭復帰の基本ルールとすること	1	
家族や子どもからのSOSの件数や方法の習得	1	
系統的な指導・教育が有効と感じたら実施するようになると思う	1	
児相以外の機関で実施できるとよい	1	
合計	6	6

これらの回答から着目されることは、家庭復帰を保護者指導や親子再調整のゴールとせず、復帰後の指導体制をどの程度事前に準備し、具体化させているか、また、復帰後の指導においても具体的な支援機関の確認や支援内容をどの程度明確にし、有効に提供できるかといったことが共通してみられる重要な点であった。またこれらの体制整備には法的枠組みの強化、支援機能と介入機能の整理、家庭復帰後の支援についての人員と専門性の充実が必要であるとの指摘が共通している。

2. 一時保護からの家庭復帰

1) 一時保護の長期化と家庭復帰の実態

平成21年度の検討途上で、限定的な初期対応と捉えられてきた一時保護が、一部の事案ではかなり長期化する傾向にあり、中にはその間に保護者指導や親子関係の再調整が試みられ、その上で家庭復帰している事例があることが注目されるようになった。

従来の枠組みでは虐待事案の一時保護は大きく分け

て二つの筋書きで実施されてきた。ひとつは在宅でのその後の支援を前提とした短期の保護である。これには緊急の子どもの安全確保と事実調査のための保護も含まれる。また養育に疲れた保護者のレスパイトや親子関係の悪循環を鎮静させるための一時的な分離などもある。中には接触の発端が虐待問題への介入でなければ、市町村のショートステイ制度を利用するような親子の一時的な分離も含まれている。もうひとつは養育状況における子どもの安全問題に児相として介入し、その後の支援において子どもを在宅のままとするか、施設入所とするかの調査、評価、検討を行うための一時保護である。

いずれの場合でも、一定の調査や調整は行うとしてもそれは週単位から長くても2か月を超えない範囲がひとつの基準であり、長期化する場合としては例外的に親子調整が難航して、家庭復帰させられない場合か、施設入所依頼が難航して適切な施設が見つからないか、あるいは施設入所について親権者が反対しているために、その調整に時間を要し、結果的には家庭裁判所への申立てによる施設入所を検討せざるを得ないような事例に限られていた。その一部は一時保護所での保護から児童福祉施設への委託一時保護に切り替えて、子どもの日常生活、教育等の保障を図る対応も行われてきた。

ところが最近になって、これらの対応に混じって長期に一時保護所に保護しながら、そのまま保護者指導、親子の再接触等を図り、最終的には家庭復帰させるといった、施設入所の代替的な形での一時保護の活用が散見されるようになってきた。その理由としては適切な施設が見つからない、問題行動を伴う虐待を受けた子ども達に対して現在の施設での支援には限界がある、極端化してみれば、施設援助に期待できない状況がある、それに比べて、一時保護所での集中的な支援体制を強化すれば、親子分離直後から保護者指導を開始することができ、そのまま一貫した支援を行えば、あえて施設入所という手続きをとることで、一時保護の時点で生じた保護者との対立を再び繰り返さずとも、また子どもの新たな生活環

境での適応と支援関係の構築という課題を経ずとも、最短時間で保護者指導と親子関係の調整が狙えるということである。おそらく子ども自身に対する長期の手厚いケアを要するような事案や、保護者の子どもに対する危険性が極めて高く、短期の支援だけでは虐待を繰り返す確率が極めて高いような事案には適さない選択肢であるが、子どもの問題性がそれほど高くなく、保護者の方も、一定の介入と強い指導枠を提示することを契機として養育を見直し、改善する可能性が見込まれる事案では一時保護による保護者指導と家庭復帰の計画にある程度の適合性・効率性が認められつつある、とみるべきであろう。

こうした認識に立つと、これまでみてきた施設入所事案の保護者指導に加えて、一時保護だけによる家庭復帰事案で、どの程度の保護者指導や親子再接触の試みがなされているか、またその家庭復帰後の事態はどのように推移しているのか把握する必要がある。

2) 平成21年度の一時保護の概要

平成21年度の一時保護の状況については123児相から回答があった(回収率59.4%)。その概要は以下の表26の通りである。児相単位の一時保護件数はかなりのバラつきがあり、図4の通りである。またその一時保護の件数と帰宅事例の数は必ずしも併行関係にあるわけではなく、一部の児相が比較的多くの事例を帰宅させているのに対して、家庭引き取りが極めて少ない児相もある(図5)。注目されるのは表26にあるように、一時保護からの帰宅事案のうち、96.6%:2,895件に対して何らかの保護者指導が行われ、そのうち1,126件(38.9%)には段階的親子再接触の設定が行われていることである。これらの実態からみて、段階的親子再接触の枠組みは単に施設入所事案だけでなく、一定期間の一時保護における保護者支援と家庭復帰においても、施設入所事案と並列に取り上げて検討する必要性が確認された。

表 26. 平成 21 年度の一時保護の状況（123 児相：7118 件）

	身体的虐待		ネグレクト		性的虐待		心理的虐待		合計			
	一保	委託	一保	委託	一保	委託	一保	委託				
実施件数	2844	797	1626	1008	276	55	701	312	7118			
平均	20.2	7.7	15.1	9.5	3.4	1.7	7.0	4.2	57.9			
中央値	53	25	39.5	19.5	7.5	2	19	12	127.5			
最大値	105	49	78	39	14	4	37	23	253			
最小値	1	1	1	0	1	0	1	1	2	保護者指導	段階的親子再接触	
掃宅件数	1154	274	687	292	102	12	361	115	2997	2696	1128	388
平均	10.4	3.6	7.2	4.1	1.9	0.8	4.1	2.7	24.4	25.6	11.5	9.5
中央値	28	9	20.5	9	4	1	10	10	59	124	40.5	44.5
最大値	56	18	41	18	8	2	20	20	118	248	81	89
最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

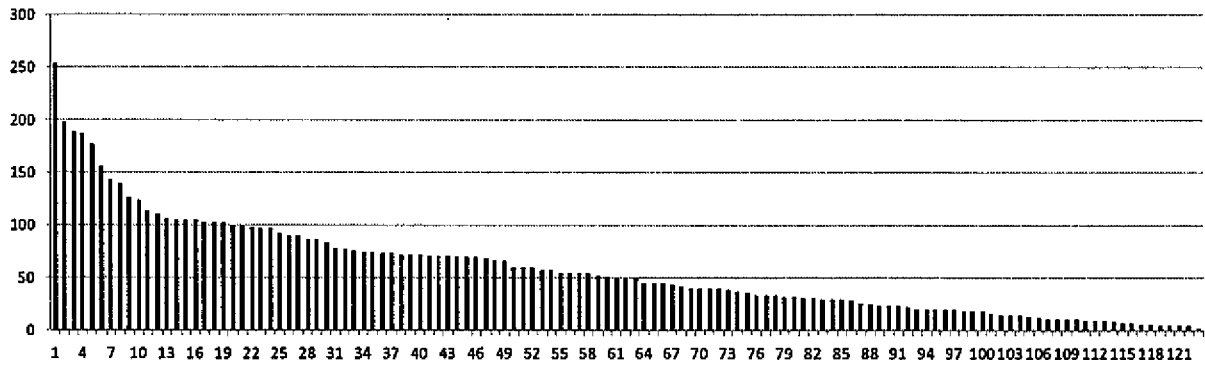


図 4. 123 児童相談所の平成 21 年度一時保護・委託一時保護件数（件数順）

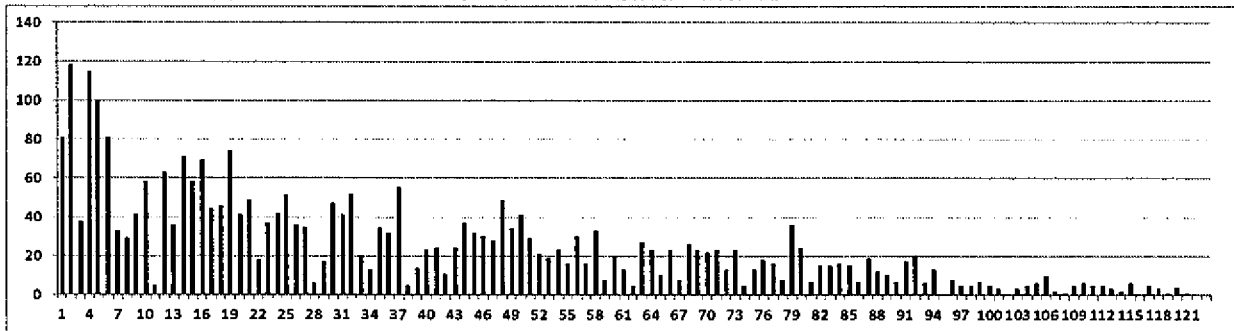


図 5. 図 4. の平成 21 年度、一時保護・委託保護件数順の 123 児童相談所の一時保護からの掃宅件数

研究結果 Ⅲ-2(乳児院調査)*

回収状況

全国の乳児院123カ所のうち、79カ所(64.2%)から回答があった。個別ケース票については、79カ所のうち該当事例のない2カ所を除く77カ所から624事例の回答を得た。なお、一部に無効なデータや無記入の項目があったため、文中では有効回答数に応じて母数が増える。

(1)『施設票』の単純集計結果

1) 定員数

20名以上30名未満を定員数とする施設が最も多く、回答のあった乳児院79カ所のうち28カ所(35.4%)。最大定員は90名、最小は9名。平均は30.2名(表27)。

2) 入所措置児童数

平成21年4月から22年4月までの各月定員数の合計に対する、入所措置児童数の各月合計の割合を、施設ごとに算出した結果、80%以上の施設が56カ所(70.8%)で最も多い(表28)。また、定員数に対する入所措置児童数の割合について、全施設の合計を月別に見てみると、平成22年2月が最も高く86.4%、最も低かったのが21年5月の75.2%である(表29)。

3) 入所措置児童における被虐待児童数

入所措置児童における被虐待児童数の割合について、76カ所(報告のなかった2施設を含む3カ所を欠損値とした)の状況を見てみると、約7割の施設が30%未満である(表30)。年間を通じて0名だった施設がある一方、最高は91%である。平均は24.4%で、入所措置児童4名のうち1名が被虐待児というのが、平準的な状況である。

4) 一時保護児童数

回答のあった乳児院79カ所のうち78カ所で一時保護児童の受け入れ実績があった。施設毎の年間延べ一時保護児童数については10名未満が31カ所(39.2%)(表31)、平均は19.1名、最も多かった施設では年間延べ107名を受け入れている。

5) 一時保護児童における被虐待児童数

一時保護児童における被虐待児童数の割合について、76カ所(報告のなかった2施設を含む3カ所を欠損値とした)の状況を見てみると、10%未満の割合が最も高い(15カ所、19.7%)。一方、40%以

上50%未満の施設も10カ所あるほか、80%以上90%未満が8カ所、90%以上が7カ所あり、施設によってばらつきがある結果となった(表32)。平均は42.0%である。

6) 職員配置状況

保育士、看護師・保健師、児童指導員、家庭支援専門相談員、心理担当職員について、各施設の配置状況を質問した。この項目では、記載の無かった1施設を除き、78カ所からの回答を得た。

(1) 保育士

常勤については10名以上15名未満の保育士を配置している施設が最も多く、23カ所(29.5%)(表33)。また非常勤の配置の有無については、配置ありが46カ所(59.0%)、配置なしが32カ所(41.0%)である(表34)。

(2) 看護師・保健師

常勤については5名未満の看護師・保健師を配置している施設が最も多く、53カ所(67.1%)(表35)。また非常勤は配置なしの施設が54カ所(69.2%)で、配置ありを上回っている(表36)。

(3) 児童指導員

常勤を配置している施設は32カ所(41.0%)、非常勤を配置しているのは2カ所(2.6%)である(表37、表38)。また1施設あたり常勤児童指導員の最も多い配置人数は、5名である(表39)。

(4) 家庭支援専門相談員

常勤1名を配置しているのが52カ所で最も多い(66.7%)。次に多いのが常勤2名配置の7カ所(9.0%)である。

また、その他に2カ所計上しているが、そのうち1カ所は常勤2名、非常勤1名、兼務の非常勤3名の計6名を配置。もう1カ所は常勤、兼務の常勤、非常勤、兼務の非常勤各1名計4名を配置している(表40)。

次に、家庭支援専門相談員の職歴、資格について自由記述で質問したところ、66カ所より76名分の回答を得た。資格等については、保育士が最も多く50名。次いで社会福祉主事が15名、以下、看護師、社会福祉士、児童指導員、幼稚園教諭、その他教員資格(小学校教諭等)、介護支援専門相談員、精神保健福祉士、医療ソーシャルワーカーを有するとの回答が2名以上からあった(表41-1、複数回答)。

また、職歴に関しては、当該乳児院での継続勤務を上げている回答が大半だが、その他、児童養護施設、保育所、母子生活支援施設等他の児童福祉施設、病院、障害系事業所、企業等、勤務経験の報告もそれぞれ数例ずつあった。

* 乳児院の項については鶴岡裕晃が担当

さらに45名から、家庭支援専門員として従事している期間を含む合計勤続年数の報告があった。45名のうち30名が20年以上、そのうちの15名が30年以上の勤続年数を有することがわかった（表41-2）。

（5）心理担当職員

配置なしが43カ所（55.1%）で最も割合が高い。配置している施設では、常勤1名のみ配置が最も多く、22カ所（28.2%）。このカ所数に常勤と共に非常勤を配置しているカ所を加えると、26カ所、非常勤のみ配置している施設は4カ所である（表42）。

7) 措置解除・変更した虐待事例の件数、虐待種別内訳、解除後の子どもの行き先

平成21年度中に措置解除または措置変更した虐待事例に関して、欠損値となった3施設を除く76施設から報告された統計数値は次のとおりである。

まず件数を施設別に見ると、3件の施設が16カ所（21.1%）で最も多い。0件だった施設が6カ所ある一方、20件を超す施設が7カ所ある（表43）。

各施設から報告のあった合計406件の虐待種別について、内訳は、ネグレクトが273件（67.2%）、身体的虐待が115件（28.3%）、心理的虐待が16件（3.9%）、性的虐待については2件（0.5%）である（表44）。また、虐待種別ごとの施設別件数については、表45-1～4のとおりである。

措置解除・変更後の子どもの行き先については、各施設から合計583件の報告があった。家庭引き取りが248件（42.5%）に対し、児童養護施設入所が226件（38.8%）、里親委託が67件（11.5%）である。公的保護をまとめると322件（55.2%）となり、家庭引き取りの件数を上回る（表46）。行き先別の施設別件数の状況は表47-1～6のとおりである。

8) 一時保護解除した虐待事例の件数、虐待種別内訳、解除後の子どもの行き先

平成21年度中に一時保護解除した虐待事例に関して、欠損値となった3施設を除く76施設から報告された統計数値は次のとおりである。

まず件数を施設別に見ると、0件の施設が16カ所（21.1%）で最も多い。実績のあった施設では、1件あるいは2件が各13カ所。一方、42件が1カ所、50件が1カ所ある（表48）。各施設から報告のあった合計286件の虐待種別について、内訳は、ネグレクトが163件（57.0%）、身体的虐待が110件（38.5%）、心理的虐待が12件（4.2%）、性的虐待については1件（0.3%）報告がある（表49）。また、虐待種別ごとの施設別件数については、表50-1～4のとおり。ネグレクト事例を40件一時保護解除した施設が1

カ所ある（表50-3）。

一時保護解除後の子どもの行き先については、各施設から合計402件の報告があった。家庭引き取りが214件（53.2%）に対し、乳児院入所が169件（42.0%）である。公的保護をまとめると183件（45.5%）となるが、家庭引き取りの件数には及んでいない（表51）。行き先別の施設別件数の状況は表52-1～6のとおりである。

9) 「小規模グループケア」の実施（設置）、「親子宿泊棟（あるいは親子宿泊室）」の設置

欠損値となった2施設を除く77施設から報告された結果は次の通りである。

小規模グループケアについては、32カ所（41.6%）、親子宿泊棟（あるいは親子宿泊室）については30カ所（39.0%）の施設が実施・設置している（表53、表54）。また、どちらも実施・設置している施設が18カ所（23.4%）、どちらもしていない施設は33カ所（42.9%）である（表55）。

10) 相談種別の判断に関する、児童相談所と乳児院との評価の相違

相談種別（虐待相談、養護相談、育児しつけ相談、保健相談など児童相談所が相談を受け付けた際、内容に応じて相談を分類するもの）の確定については、児童相談所が判断するものとされているが、この設問では、平成21年度中に一時保護解除または措置解除・変更した事例の中で、乳児院と児童相談所との間で、相談種別の判断について相違のあった事例があったかどうかを質問した。なお、記入にあたっては、乳児院の判断で回答することとし、児童相談所との協議は必要ないものとした。

まず、相違の有無について質問したところ、「なかった」とする施設が49カ所（62.0%）に対し、「あった」と答えた施設が24カ所（30.4%）、「わからない」が5カ所、無回答の施設が1カ所である（表56-1）。

また、相違が「あった」と評価する施設に対し、乳児院は種別を「虐待」と評価したが、児童相談所は「養護」等、虐待以外の種別で判断した事例の件数を聞いたところ、22カ所から回答があった。1件と2件で合わせて14カ所（63.6%）だが、13件あったと答えた施設が1カ所ある（表56-2）。他方、児相は種別を「虐待」と判断したが、乳児院は「養護」等、虐待以外の種別と評価した事例については、2カ所からそれぞれ1件ずつあったとの回答を得た（表56-3）。

（2）『個別ケース票』の単純集計結果

1. 事例の概要等

1-1 事例は一時保護か、入所措置か

報告のあった624事例のうち、欠損値2事例を除く622事例について、内訳は一時保護221件(35.5%)、入所措置401件(64.5%)である(表57)。

1-2, 1-3 保護または措置の期間について

一時保護事例に関しては、221事例のうち欠損値2事例を除く219事例について、措置解除・変更事例に関しては、解除年齢の記入がない等で欠損値となった15事例を除く386事例について、状況を(表58)にまとめた。

一時保護事例で最も多いのは1週間未満で62件(28.3%)。次に多いのは1ヵ月以上2ヵ月未満で55件(25.1%)。他方1年を越えた事例が20件あり、平均すると3.4ヵ月間、最長の事例は3年6ヵ月となっている。

措置解除・変更事例で最も多いのは6ヵ月以上1年未満で71件(18.4%)。次に多いのは1年半以上2年未満で70件(18.1%)。他方、3年を越えた事例が16件あり、平均すると1年4ヵ月間、最長の事例は5年3ヵ月となっている。

1-4 保護からそのまま措置になったに該当する事例か

一時保護からそのまま入所措置になった事例かどうか、質問したところ、243件が該当するという回答であった(表59)。

1-5 複数回の保護解除または措置解除があった事例かどうか

回答のなかった7件を除く617事例のうち、33件(5.3%)が該当する、という回答であった(表60)。

1-6 解除後の子どもの行き先

欠損値5件を除く総件数619事例のうち、家庭引き取りが303件(48.9%)、児童養護施設入所が187件(30.2%)、乳児院入所が51件(8.2%)、里親委託が40件(6.5%)、障害児施設入所が20件(3.2%)、その他が18件(2.9%)である。公的保護を合計すると298件(48.1%)で、家庭引き取りとほぼ同率となる(表61)。

なお、事例を一時保護と入所措置で分けた比率で見ると、一時保護事例では解除後、家庭引き取りが64.7%(143件)、公的保護が33.1%(73件)なのに対し、措置事例では解除後、家庭引き取りが39.9%(160件)、公的保護の継続(措置変更)が55.9%(224件)となっている。

1-7 性別

欠損値1件を除く623事例のうち、女兒が286件

(45.9%)、男児が337件(54.1%)。本調査では男児の比率が高い(表62)。

1-8 主たる虐待種別(種類)及び従たる虐待種別(種類)との組み合わせ

624事例のうち、最も多かったのはネグレクトで384件(61.5%)、次は身体的虐待で213件(34.1%)。心理的虐待が24件、性的虐待は3件である(表63-1)。

また、従たる虐待種別の報告があった事例で、主たる虐待種別との組み合わせ状況を見てみると、最も多かったのが、「主=身体的、従=ネグレクト」という組み合わせで33件。「主=ネグレクト、従=心理的虐待」がほぼ同数の32件である。

特に、性的虐待を主とする事例3件については、「性的虐待のみ」が1件、「従=ネグレクトとの組み合わせ」が1件、「従=心理的虐待との組み合わせ」が1件である。また、性的虐待が従になっている事例は4件。「主=身体的虐待との組み合わせ」が2件、「主=ネグレクトとの組み合わせ」が2件である(表63-2)。

1-9 保護者の状況にDVがあったか

欠損値5件を除く619事例について、「あり」が137件(22.1%)、「なし」が335件(54.1%)、「わからない」が147件(23.7%)である(表64)。

1-10 保護または入所の前に婦人相談所等の関与があったか

欠損値2件を除く622事例について、婦人相談所等の「関与あり」は126件(20.3%)、「関与なし」が374件(60.1%)、「わからない」が122件(19.6%)である(表65)。

1-11 保護者の状態等に精神疾患等の履歴があったか

欠損値1件を除く623事例について、「あり」が206件(33.1%)、「なし」が273件(43.8%)、「ありそうだが不明」が81件(13.0%)、「わからない」が63件(10.1%)である。「あり」と「ありそうだが不明」を合わせると43.2%となっている(表66)。

1-12 SBS(乳幼児揺さぶられ症候群)に該当する事例か

「該当する」が38件(6.1%)、「該当しない」が539件(86.4%)、「わからない」が47件(7.5%)である(表67)。

1-13 出生前から入所・保護の調整がされていたか

欠損値1件を除く623事例について、出生前から乳児院保護、または入所の調整が「されていた」事

例は56件（9.0%）、「されていない」事例は499件（80.1%）、「わからない」が68件（10.9%）である（表68）。

1-14 保護者に被虐待体験があったか

欠損値4件を除く620事例について、保護者の被虐待「体験あり」の事例は107件（17.3%）、「体験なし」の事例は153件（24.7%）、「わからない」が360件（58.1%）である（表69）。

1-15 その他、保護者の状態、状況

最も多かったのは「親として未成熟」で、624事例のうち353件（ケース全体の63.9%）があてはまるとされた。次が「親族関係の不和」で247件（同44.7%）。以下、「就業困難やリストラなどによる貧困」、「社会的孤立」、「偏った子育て」が続く（表70）。

2. 「保護者援助プログラム」の実施

2-1 乳児院、児童相談所、NPO等が協働で、あるいは単独で『保護者援助プログラム』を作成したか

608事例で報告があった。「特定の専門的な援助技術を取り入れた『保護者援助プログラム』を作成」という回答が最も多く、165件（27.1%）。「独自の『保護者援助プログラム』を作成」も134件（22.0%）報告があり、合わせて299件（49.1%）で、何らかの『保護者援助プログラム』を実施したことになる。一方、「『保護者援助プログラム』を作成する必要があったが、しなかった」という回答も、51件（8.4%）あった（表71）。

2-2 プログラムの作成について、「NPO等民間の支援機関」による関与はあったか

566事例で報告があった。「関与あり」が3件（0.5%）、「関与なし」が436件（77.0%）、「わからない」が127件（22.4%）である（表72）。

2-3 プログラムの作成について、「乳児院」と「児童相談所」がどのように関与したか（作成主体）

604事例で報告があった。245件（40.6%）がプログラムを作成。「児童相談所主体で作成し、乳児院が協力」が最も多く107件（17.7%）、「乳児院と児童相談所が協力、協働して作成」が92件（15.2%）である（表73）。

2-4 保護者対応に際し、段階的な援助（面会、外出、外泊等を段階的に展開する援助）を行ったか（段階的援助）

欠損値5件を除く619事例について、251件（40.5%）から「段階的な援助を概ね実施」と

の回答があった。

一方、「段階的な援助をする必要なし」が81件（13.1%）、「段階的な援助を概ね実施したが、途中で中断」が44件（7.1%）、報告された（表74）。

2-5 面会・外出等の実施について「乳児院」と「児童相談所」がどのように関与したか（児相関与）

欠損値5件を除く619事例について、241件（38.9%）から「乳児院と児童相談所が協力、協働して実施」との回答があった。

一方、「この質問項目は該当しない」で225件（36.3%）回答があった（表75）。

2-6 面会、外出等の実施について、「乳児院」と「NPO等民間の支援機関」はどのように関与したか（支援機関関与）

欠損値7件を除く617事例について、「この質問項目は該当しない」が491件（79.6%）。「支援機関主体で対応・実施し、乳児院が協力」した事例が2件、「支援機関だけが対応・実施し、乳児院は関与せず」の事例が1件報告されている（表76）。

2-7 プログラム作成にあたり、保護者参加があったか

543事例で回答があった。「参加あり」が151件（27.8%）、「参加なし」が246件（45.3%）、「わからない」が146件（26.9%）である（表77）。

2-8 プログラムの進んだ段階

308事例で回答があった。単純集計結果は（表78-1）のとおりである。（表78-2）は、その組み合わせをまとめたものであるが、最も多かったのが「1. 児童と保護者との面会（乳児院、児相等のスタッフが付き添い、児童と保護者だけにしない面会）→2. 児童と保護者との面会（児童と保護者だけで過ごす時間を設定した面会）→4. 児童と保護者との外出（児童と保護者だけの外出）→6. 児童の保護者宅への外泊」で50件（16.2%）。僅差で「1. 児童と保護者との面会（乳児院、児相等のスタッフが付き添い、児童と保護者だけにしない面会）」のみ実施49件（15.9%）。「1. 児童と保護者との面会（乳児院、児相等のスタッフが付き添い、児童と保護者だけにしない面会）→2. 児童と保護者との面会（児童と保護者だけで過ごす時間を設定した面会）」実施48件（15.6%）が続く。

2-9 実際に関与した児童相談所等のスタッフ

574事例で報告があった。児童福祉司（561件、ケース全体の97.7%）が最も多く、児童心理司（285件、同49.7%）が続く。職種の組み合わせで見ても、

福祉司と心理司がペアで関わった事例が133件(574事例の23.2%)で最も多い。

また、医師が関与した事例が113件(同19.7%)報告されているほか、保健師が120件(同20.9%)、看護師が50件(同8.7%)、それぞれ回答があった。スーパーバイザー、親子支援専任スタッフの関与も、それぞれ71件(同12.4%)ずつ報告されている。

単一スタッフが単独で関わったものと複数の職種が関わったもの、合わせて95パターンでの報告があった。(表79-1、表79-2)

2-10 関与を期待しなかった児童相談所等のスタッフ

この質問は、ケースの援助にあたり、乳児院が関与を期待した、児童相談所及びNPO等民間の支援機関等の理想的なスタッフ体制について、該当職種をすべて上げてもらったものである。485事例で報告があった。

実際に関与した件数と比べ、回答の中で最も差が大きい職種は、親子支援専任スタッフである。スーパーバイザー、保健師も大きな差が出ている(表80-1)。

また、単一スタッフが単独で関わることを期待するもの、複数の職種が関わることを期待するもの、合わせて120パターンが、理想的なスタッフ体制として回答されている(表80-2)。

2-11 ケースカンファレンスの開催・実施の回数

この質問は、面談形式で実施したケースカンファレンスに限定し、入所(保護)前、及び入所(保護)後から解除までの間に、何回開催・実施したかについて質問したものである。

入所(保護)前については回答があった597事例のうち、0回(実施なし)が468件(78.4%)、1回が105件(17.6%)、2回以上の事例も24件報告されている(表81-1)。

入所(保護)後から解除までの間については回答があった585事例のうち、0回(実施なし)が最も多く177件(30.3%)である。1回以上実施した事例の中では、2回実施が最も多く109件(18.6%)。30回実施したという事例も2件報告されている(表81-2)

2-12 地域の関係機関との情報交換

解除にあたり、乳児院が地域の関係機関等と直接接触(電話連絡を含む)し情報交換、引継ぎ等を実施したか、については、回答のあった594事例のうち192件(32.3%)から、「実施した」との報告があった(表82-1)。

2-13 接触した関係機関

相手先では、市町村の児童相談担当部署が最も多く111件(ケース全体の19.3%)、続いて保健所・保健センターが64件(同11.1%)、保育所が55件(同9.6%)である(表82-2)。

2-14 解除にあたって、乳児院スタッフが家庭訪問したか

保護者宅への家庭訪問について、回答のあった620事例のうち68件(11.0%)で「実施した」との回答があった(表83)。

2-15 合同ミーティングを実施したか

解除にあたって、保護者、親族、乳児院、児童相談所、関係機関等スタッフが集まり、合同ミーティングを実施したかどうかについて、欠損値7件を除く617事例のうち、164件(26.6%)で「実施した」との回答があった(表84)。

2-16 支援を総括しての所感

具体的に4つの所感を提示した。欠損値2件を除く622事例のうち、557件(89.5%)が「入所(保護)は、本児の状態、家族状況などから、必然的だった」を選択。ほとんどの事例がこの項目に該当した。他、「地域で実施されている具体の在宅支援があり、それを活用していれば、入所(保護)は防げた」が28件(4.5%)、「要対協で把握したうえで地域の見守りが実施されていれば、入所(保護)は防げた」が8件(1.3%)、「児童相談所の援助方針が、在宅支援を明確にしていれば、入所(保護)は防げた」が6件(1.3%)である(表85)。

2-17 退所後の状況

22年11月までの間、虐待の再発はあったか、質問した。欠損値2件を除く622事例のうち、「退所後の状況はわからない」(181件)、「この質問項目は該当しない」(138件)で合わせて51.3%である。

乳児院が退所後の状況を把握している事例については、「新しい生活環境で順調に生活している」が263件(42.3%)報告されている一方、虐待が再発した事例(「虐待の再発があり、再保護(措置)され、現在に至っている」、「虐待の再発がたびたびあり、保護(措置)と解除を繰り返している」、「虐待の再発があったと児相から聞いたが、再保護(措置)されたかどうかはわからない」)については、合わせて40件(7.4%)である(表86)。

3. 事例の保護者が同居する家族状況等について

3-1 家族状況の変化

入所（保護）開始時点と、解除時点とで、保護者が同居する家族状況に変化があったか質問した。欠損値 11 件を除く 613 事例について、「変化あり」が 209 件（34.1%）、「変化なし」が 344 件（56.1%）、「わからない」が 9.8%である（表 87）。

3-2 入所（保護）開始時点の家族状況について

単純集計では多い順に、実母 568 件（38.3%）、実父 354 件（23.9%）、兄・姉 244 件（16.5%）、母方祖母 77 件（16.5%）である（表 88 - 1）。

組み合わせ（家族構成）の状況でみると、実母実父の家族が 163 件（26.1%）、実母実父と兄姉が居る家族が 124 件（19.9%）、実母のみ（母子世帯）が 78 件（12.5%）、実母に兄姉が居る家族が 43 件（6.9%）である。全部で 85 パターンの報告があった（表 88 - 2）。

また、開始時点のひとり親世帯については、実母のみ 78 件、実父 7 件、母方祖母 1 件、合計 86 件（13.8%）である。

3-3 解除時点の家族状況について

単純集計では事例数の多い順に、実母 504 件（35.7%）、実父 289 件（20.5%）、兄・姉 210 件（14.9%）、母方祖母 95 件（6.7%）である（表 89 - 1）。

組み合わせ（家族構成）の状況でみると、実母実父の家族が 122 件（19.6%）、実母のみ（母子世帯）が 88 件（14.1%）、実母実父と兄姉が居る家族が 87 件（13.9%）、実母に兄姉が居る家族が 37 件（5.9%）である。99 パターンの家族構成の報告があった（表 89 - 2）。

また、解除時点のひとり親世帯については、実母のみ 88 件、実父のみ 14 件、母方祖母のみ 1 件、合計 103 件（16.5%）である。

3-4 主たる虐待者

欠損値 13 件を除く 611 事例のうち、430 件（70.4%）が主たる虐待者として実母を上げている。次は実父で 105 件（17.2%）、三番目は内夫で 11 件（1.8%）である。「わからない」を選択した事例が 43 件（7.0%）報告されている（表 90）。

3-5 従たる虐待者

報告のあった 378 事例のうち、113 件（29.9%）が実父を従たる虐待者に上げている。実母が 51 件（13.5%）、なし（行方不明など）が 30 件（7.9%）である（表 91）。

3-6 不明の虐待者

虐待者は不明だが虐待行為があったと疑われる家

族について、250 事例について回答があった。「わからない」が 125 件（50.0%）、実母 31 件（12.4%）、実父 26 件（10.4%）が報告されている（表 92）。

3-7 虐待者の居る家庭に帰ったか

家庭引取りになった事例のみ、虐待者の居る家に帰ったかどうか質問した。311 事例の報告があり、「虐待者の居る家庭に帰った」が 252 件（81.0%）、「虐待者の居なくなった家庭に帰った」が 48 件（15.4%）、「わからない」が 11 件（3.5%）である（表 93）。

3-8 家庭引取りにあたっての条件等

家庭引き取りになった事例のみ、家族の協力等、引き取りにあたっての条件等あれば、自由記述で報告を求めたところ、209 事例から回答を得た。その中から 384 件の条件等が抽出された。

圧倒的に多かったのが、解除後の子どもの支援機関として、保育所入所等を条件とした、という回答で、120 件（回答のあった 209 事例における割合は 57.4%）。また、保健師による訪問等が 35 件、地域での見守り体制の強化 38 件（主に子ども家庭支援センター等による訪問等の支援。ショートステイ利用 3 件、地域の民生委員の見守り 2 件等も含んでいる）。こうした地域支援の範疇には、生活保護受給（経済的自立 9 件のうち 3 件が生保受給を条件にしている）、警察の見守り 1 件も含めることができるだろう。

保育所利用等、地域での見守り体制の強化をひとつの条件の柱だとすると、もうひとつの柱としては、親族の支援等を上げることができる。親族による育児支援協力等が 48 件、親族との同居、親族による引き取りが 34 件、合わせて 82 件（回答のあった 209 事例における割合は 39.2%）の報告があった。その他家族関係では、父の育児参加等が 8 件上がっている。また、児童相談所の指導については、回答数が多くない（38 件）が、必須の条件として回答が省略された可能性がある（表 94）。

4. 解除の判断、援助に対する評価等

4-1 解除の判断

措置（保護）解除の判断について、乳児院と児童相談所がどのように関与したか。5つの選択肢を提示し、あてはまるものをひとつ選んでもらった。

報告があった 588 事例のうち、最も多いのは「解除は児童相談所側から提案され、乳児院が了解」で 302 件（51.4%）、次に多いのは「解除は乳児院と児童相談所で対等に協議し、児童相談所が判断」で 223 件（37.9%）。「解除にあたって、乳児院は全く関与せず」の事例も 29 件（4.9%）報告されてい

る(表95)。

4-2 協働への評価

「保護者援助プログラム」について、児童相談所との協働がどの程度できたか。乳児院側の評価についてあてはまるものを、5つの選択肢からひとつ選んでもらった。報告のあった606事例のうち、「この質問項目は該当しない」と答えた312件を除くと、294件(48.5%)が協働を試みたことになる。最も多かった回答は、「いくつかの課題はあるが、概ね協働出来た」で125件(20.6%)。「十分協働出来た」が71件(11.7%)、「協働出来たとも、出来なかったとも、どちらともいえない」が70件(11.6%)、「課題が多く、あまり協働出来なかった」が15件(2.5%)、「全く協働出来なかった」が13件(2.1%)である(表96)。

4-3 効果の認識

「保護者援助プログラム」の効果について、乳児院側がどのように認識しているか。5つの選択肢の中からあてはまるものを、ひとつ選んでもらった。報告のあった603事例のうち、「この質問項目は該当しない」と答えた383件を除く220件の中で最も多かった回答は、「わからない」で96件(15.9%)。

「プログラムを実施したことにより、虐待のリスクはほぼ消失した」が86件(14.3%)、「プログラムを実施したことにより、虐待のリスクは完全に消失した」が13件(2.2%)。

他方、「プログラムを実施したが、虐待のリスクはほとんど消失しなかった」が16件(2.7%)、「プログラムを実施したが、虐待のリスクはまったく消失しなかった」が9件(1.5%)報告された(表97)。

4-4 プログラムを作成・実施しなかった理由

「保護者援助プログラム」を作成しなかった理由について、6つの選択肢を提示した(複数回答可)。593事例から回答があり、そのうち325件(54.8%)が「この質問項目には該当しない」である。最も多かったのは「児童相談所からの提案、提示がなかったため」で139件(ケース全体の24.3%)。次が「わからない」で59件(同10.3%)。その他、「プログラムを作成・実施しなくても、保護者援助は特に

問題なくできるため」19件(同3.3%)、「保護者が参加・実施を拒否したため」19件(同3.3%)、「プログラムを作成・実施しても、保護者援助に効果が見られないため」18件(同3.2%)、「プログラムの作成・実施の仕方がわからないため」14件(同2.5%)である(表98)。

5. 保護者援助プログラムについて、児童相談所との協働に関して、あるいはそれ以外の点で、認識している課題、制度への要望等

79カ所のうち22カ所(27.8%)の施設から、自由記述による回答があった。

各施設から出された回答を分類すると、概ね4つの領域に分けることが出来る。①児童相談所の課題等に関する意見、要望等、②保護者援助プログラムに関する意見等、③地域の関係機関等についての意見等、④社会的養護、乳児院が有する課題等に関する意見等、である。

まず、児童相談所に関しては、15項目、32件の意見等に分けられる。最も多かった児童相談所のスタッフ不足への意見を含め、総じて「質的充実・量的充実」に集約される意見、要望が多い。

保護者援助プログラムについては、27項目、39件に及ぶ多様な回答があった。施設独自の援助計画等に関する記述が4件、作成段階での施設参加、保護者参加の必要性に関する記述が各3件、アセスメントの重要性、専門性の獲得や協働に関する意見、要望も、様々な観点から複数の回答があった。

地域の関係機関等については、11項目、22件。協働の必要、ケース検討・会議の必要を記述した回答が複数あったほか、入所前から退所後を含む継続的なサポート体制の必要性を言及する意見が4件寄せられている。

社会的養護の課題等については、15項目、26件。近年対応困難な保護者への援助に追われる実態と、児相同様、施設としての質的充実、量的充実に望む複数の意見が出されている(表99)。

■乳児院調査『施設票』の表

表 29 定員数に対する入所措置児童数の割合
(全施設の合計、月別の推移)

	%
平成 21 年 4 月	76.3
平成 21 年 5 月	75.2
平成 21 年 6 月	76.2
平成 21 年 7 月	78.6
平成 21 年 8 月	80.9
平成 21 年 9 月	81.6
平成 21 年 10 月	82.0
平成 21 年 11 月	82.4
平成 21 年 12 月	83.6
平成 22 年 1 月	84.8
平成 22 年 2 月	86.4
平成 22 年 3 月	85.6
平成 22 年 4 月	75.6

表 30 入所措置児童数における被虐待児童数の割合

	施設数	%
10%未満	17	22.4%
10%以上 20%未満	19	25.0%
20%以上 30%未満	18	23.7%
30%以上 40%未満	9	11.8%
40%以上 50%未満	8	10.5%
50%以上 60%未満	1	1.3%
60%以上 70%未満	2	2.6%
70%以上 80%未満	1	1.3%
80%以上 90%未満	0	0.0
90%以上	1	1.3%
合計	76	100.0%

表 27 定員数の状況

	施設数	%
10名未満	3	3.8
10名以上 20名未満	13	16.5
20名以上 30名未満	28	35.4
30名以上 40名未満	14	17.7
40名以上 50名未満	11	13.9
50名以上 60名未満	4	5.1
60名以上 70名未満	1	1.3
70名以上 80名未満	2	2.5
80名以上 90名未満	2	2.5
90名以上	1	1.3
合計	79	100.0

表 28 定員数に対する入所措置児童数の割合

	施設数	%
10%未満	2	2.5
10%以上 20%未満	0	0.0
20%以上 30%未満	0	0.0
30%以上 40%未満	0	0.0
40%以上 50%未満	3	3.8
50%以上 60%未満	3	3.8
60%以上 70%未満	7	8.9
70%以上 80%未満	8	10.1
80%以上 90%未満	34	43.0
90%以上	22	27.8
合計	79	100.0

表 31 一時保護児童数の状況

延べ児童数（年間）	施設数	%
10名未満	31	39.2%
10名以上 20名未満	20	25.3%
20名以上 30名未満	13	16.5%
30名以上 40名未満	5	6.3%
40名以上 50名未満	6	7.6%
50名以上 60名未満	1	1.3%
60名以上 70名未満	0	0.0%
70名以上 80名未満	0	0.0%
80名以上 90名未満	1	1.3%
90名以上 100名未満	0	0.0%
100名以上	2	2.5%
合計	79	100.0%

表 32 一時保護児童数における被虐待児童数の割合

	施設数	%
10%未満	15	19.7
10%以上 20%未満	7	9.2
20%以上 30%未満	6	7.9
30%以上 40%未満	8	10.5
40%以上 50%未満	10	13.2
50%以上 60%未満	8	10.5
60%以上 70%未満	5	6.6
70%以上 80%未満	2	2.6
80%以上 90%未満	8	10.5
90%以上	7	9.2
合計	76	100.0

表 33 職員配置状況：常勤保育士（人数区分）

	施設数	%
5名未満	1	1.3
5名以上 10名未満	16	20.5
10名以上 15名未満	23	29.5
15名以上 20名未満	15	19.2
20名以上 25名未満	11	14.1
25名以上 30名未満	4	5.1
30名以上 40名未満	7	9.0
40名以上	1	1.3
合計	78	

表 34 職員配置状況：非常勤保育士（配置の有無）

	施設数	%
配置あり	46	59.0
配置なし	32	41.0
合計	78	100.0

表 35 職員配置状況：常勤看護師・保健師（人数区分）

	施設数	%
5名未満	53	67.9
5名以上 10名未満	20	25.6
10名以上 15名未満	5	6.4
合計	78	100.0

表 36 職員配置状況：非常勤看護師（配置の有無）

	施設数	%
配置あり	24	30.8
配置なし	54	69.2
合計	78	100.0

表 37 職員配置状況：常勤児童指導員（配置の有無）

	施設数	%
配置あり	32	41.0
配置なし	46	59.0
合計	78	100.0

表 38 職員配置状況：非常勤児童指導員（配置の有無）

	施設数	%
配置あり	2	2.6
配置なし	76	97.4
合計	78	100.0

表 39 職員配置状況：常勤児童指導員（人数区分）

	施設数	%
5名未満	76	97.4
5名以上10名未満	2	2.6
合計	78	100.0

表 40 職員配置状況：家族支援専門相談員

	施設数	%
常勤1名	52	66.7%
常勤2名	7	9.0%
兼務の常勤1名	6	7.7%
常勤1名と非常勤1名の計2名	3	3.8%
兼務の常勤2名	2	2.6%
兼務の非常勤1名	2	2.6%
常勤1名と兼務の常勤1名の計2名	1	1.3%
常勤1名と兼務の非常勤1名の計2名	1	1.3%
非常勤1名	1	1.3%
兼務の常勤1名と兼務の非常勤1名の計2名	1	1.3%
その他	2	2.6%
合計	78	100.0%

表 41-1 家庭支援専門相談員が有する資格等（複数回答あり）

資格等の名称	件数
保育士	50
社会福祉主事	15
看護師	9
社会福祉士	8
児童指導員	8
幼稚園教諭	5
その他教員資格（小学校教諭等）	5
介護支援専門相談員	2
精神保健福祉士	2
医療ソーシャルワーカー	2

表 41-2 家庭支援専門相談員の合計勤続年数

	件数
10年未満	4
10年以上20年未満	11
20年以上30年未満	15
30年以上	15
合計	45

表 42 職員配置状況：心理担当職員

	施設数	%
配置なし	43	55.1
常勤1名	22	28.2
非常勤1名	7	9.0
常勤1名と非常勤1名の計2名	2	2.6
常勤1名と非常勤2名の計3名	1	1.3
常勤1名と兼務の非常勤1名の計2名	1	1.3
非常勤2名	1	1.3
非常勤4名	1	1.3
合計	78	100.0

表 43 【施設票】措置解除・変更件数

件数	施設数	%
0	6	7.9
1	6	7.9
2	7	9.2
3	16	21.1
4	3	3.9
5	5	6.6
6	3	3.9
7	4	5.3
8	2	2.6
9	2	2.6
10	4	5.3
11	2	2.6
12	2	2.6
13	1	1.3
15	3	3.9
16	1	1.3
18	2	2.6
20	1	1.3
21	1	1.3
23	1	1.3
29	1	1.3
35	1	1.3
37	1	1.3
38	1	1.3
合計	76	100.0

表 44 【施設票】措置解除・変更事例 虐待種別内訳

種別	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
件数	115	2	273	16	406
%	28.3	0.5	67.2	3.9	100.0

表 45-1 【施設票】措置解除・変更事例 身体的虐待

件数	施設数	%
0	27	35.5
1	20	26.3
2	14	18.4
3	8	10.5
4	3	3.9
6	2	2.6
7	1	1.3
12	1	1.3
合計	76	100.0

表 45-2 【施設票】措置解除・変更事例 性的虐待

件数	施設数	%
0	74	97.4
1	2	2.6
合計	76	100.0

表 45-3 【施設票】措置解除・変更事例 ネグレクト

件数	施設数	%
0	17	22.4
1	11	14.5
2	11	14.5
3	14	18.4
4	3	3.9
5	4	5.3
6	6	7.9
7	1	1.3
8	2	2.6
9	2	2.6
11	1	1.3
13	1	1.3
16	1	1.3
19	1	1.3
30	1	1.3
合計	76	100.0

表 45-4 【施設票】措置解除・変更事例 心理的虐待

件数	施設数	%
0	64	84.2
1	9	11.8
2	2	2.6
3	1	1.3
合計	76	100.0

表 46 【施設票】措置解除・変更後の子どもの行き先

	家庭 引き 取り	乳児 院転 園	児童 養護 施設 入所	障 害 児 施 設 入 所	里 親 委 託	そ の 他	合計
件数	248	10	226	19	67	13	583
%	42.5	1.7	38.8	3.3	11.5	2.2	100.0
	家庭 引き 取り	公的保護			そ の 他	合計	
件数	248	322			13	583	
%	42.5	55.2			2.2	100.0	

表 47-1 【施設票】措置解除・変更事例 家庭引取り

件数	施設数	%
0	21	27.6
1	11	14.5
2	12	15.8
3	8	10.5
4	4	5.3
5	7	9.2
7	3	3.9
8	2	2.6
9	2	2.6
10	1	1.3
12	2	2.6
13	1	1.3
16	1	1.3
20	1	1.3
合計	76	100.0

表 47-2 【施設票】措置解除・変更事例 乳児院転園

件数	施設数	%
0	69	90.8
1	5	6.6
2	1	1.3
3	1	1.3
合計	76	100.0

表 47-3 【施設票】措置解除・変更事例 児童養護施設入所

件数	施設数	%
0	21	27.6
1	10	13.2
2	15	19.7
3	8	10.5
4	5	6.6
5	5	6.6
6	4	5.3
7	1	1.3
8	2	2.6
9	1	1.3
10	1	1.3
11	1	1.3
20	2	2.6
合計	76	100.0

表 47-4 【施設票】措置解除・変更事例 障害児施設入所

件数	施設数	%
0	61	80.3
1	12	15.8
2	2	2.6
3	1	1.3
合計	76	100.0

表 47-5 【施設票】措置解除・変更事例 里親委託

件数	施設数	%
0	45	59.2
1	17	22.4
2	7	9.2
3	4	5.3
7	2	2.6
10	1	1.3
合計	76	100.0

表 47-6 【施設票】措置解除・変更事例 その他

件数	施設数	%
0	67	86.8
1	7	9.2
3	2	2.6
合計	76	100.0

表 48 【施設票】一時保護解除件数

件数	施設数	%
0	16	21.1
1	13	17.1
2	13	17.1
3	6	7.9
4	2	2.6
5	2	2.6
6	3	3.9
7	5	6.6
9	1	1.3
10	3	3.9
12	3	3.9
13	3	3.9
15	1	1.3
16	1	1.3
18	1	1.3
19	1	1.3
42	1	1.3
50	1	1.3
合計	76	100.0

表 49 【施設票】一時保護解除事例 虐待種別内訳

種別	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
件数	110	1	163	12	286
%	38.5	0.3	57.0	4.2	100.0

表 50-1 【施設票】一時保護解除事例 身体的虐待

件数	施設数	%
0	38	50.0
1	11	14.5
2	9	11.8
3	8	10.5
4	5	6.6
5	2	2.6
7	1	1.3
10	2	2.6
合計	76	100.0

表 50-2 【施設票】一時保護解除事例 性的虐待

件数	施設数	%
0	75	98.7
1	1	1.3
合計	76	100.0

表 50-3 【施設票】一時保護解除事例 ネグレクト

件数	施設数	%
0	40	52.6
1	14	18.4
2	7	9.2
3	2	2.6
4	1	1.3
5	1	1.3
6	4	5.3
7	3	3.9
9	1	1.3
11	1	1.3
15	1	1.3
40	1	1.3
合計	76	100.0

表 50-4 【施設票】一時保護解除事例 心理的虐待

件数	施設数	%
0	67	88.2
1	7	9.2
2	1	1.3
3	1	1.3
合計	76	100.0

表 51 【施設票】一時保護解除後の子どもの行き先

	家庭引き取り	乳児院入所	児童養護施設入所	障害児施設入所	里親委託	その他	合計
件数	214	169	12	1	1	5	402
%	53.2	42.0	3.0	0.2	0.2	1.2	100.0
	家庭引き取り	公的保護			その他	合計	
件数	214	183			5	402	
%	53.2	45.5			1.2	100.0	

表 52-1 【施設票】一時保護解除事例 家庭引取り

件数	施設数	%
0	30	39.5
1	14	18.4
2	9	11.8
3	7	9.2
4	1	1.3
6	2	2.6
7	5	6.6
8	1	1.3
9	1	1.3
10	2	2.6
11	2	2.6
25	1	1.3
26	1	1.3
合計	76	100.0

表 52-2 【施設票】一時保護解除事例 乳児院入所

件数	施設数	%
0	40	52.6
1	11	14.5
2	6	7.9
3	3	3.9
4	3	3.9
5	2	2.6
6	1	1.3
7	3	3.9
8	1	1.3
9	1	1.3
10	2	2.6
11	1	1.3
16	1	1.3
24	1	1.3
合計	76	100.0

表 52-3 【施設票】一時保護解除事例 児童養護施設所

件数	施設数	%
0	69	90.8
1	5	6.6
2	1	1.3
5	1	1.3
合計	76	100.0

表 52-4 【施設票】一時保護解除事例 障害児施設入所

件数	施設数	%
0	75	98.7
1	1	1.3
合計	76	100.0

表 52-5 【施設票】一時保護解除事例 里親委託

件数	施設数	%
0	75	98.7
1	1	1.3
合計	76	100.0

表 52-6 【施設票】一時保護解除事例 その他

件数	施設数	%
0	71	93.4
1	5	6.6
合計	76	100.0

表 53 【施設票】 小規模グループケアの実施

	施設数	%
実施（設置）あり	32	41.6
実施（設置）なし	45	58.4
合計	77	100.0

表 54 【施設票】 親子宿泊棟の設置

	施設数	%
設置あり	30	39.0
設置なし	47	61.0
合計	77	100.0

表 55 【施設票】 実施（設置）の状況

	施設数	%
どちらも実施（設置）している	18	23.4
小規模グループケアのみ実施（設置）	14	18.2
親子宿泊棟（室）のみ設置	12	15.6
どちらも実施（設置）していない	33	42.9
合計	77	100.0

表 56-1 【施設票】 相談種別の判断について、児童相談所との評価の相違

	施設数	%
あった	24	30.4
なかった	49	62.0
わからない	5	6.3
無回答	1	1.3
合計	79	100.0

表 56-2 【施設票】 児相が「虐待」評価しなかった相違事例・件数

件数	施設数	%
1	7	31.8
2	7	31.8
3	2	9.1
4	2	9.1
5	1	4.5
6	2	9.1
13	1	4.5
合計	22	100

表 56-3 【施設票】児相が「虐待」評価した相違事例・件数

件数	施設数	%
1	2	100.0
合計	2	100.0

■『個別ケース票』の表

表 57 一時保護解除事例か措置解除・変更事例か

	件数	%
一時保護	221	35.5
入所措置	401	64.5
合計	622	100.0

表 58 保護または入所期間の状況

	一時保護解除		措置解除・変更	
	件数	%	件数	%
1週間未満	62	28.3	6	1.6
1週間以上1ヵ月未満	11	5.0	3	0.8
1ヵ月以上2ヵ月未満 (うち1ヵ月)	55	25.1	21	5.4
	(48)		(20)	
2ヵ月以上3ヵ月未満	31	14.2	23	6.0
3ヵ月以上6ヵ月未満	25	11.4	39	10.1
6ヵ月以上1年未満	15	6.8	71	18.4
1年以上1年半未満	6	2.7	62	16.1
1年半以上2年未満	11	5.0	70	18.1
2年以上2年半未満	1	0.5	45	11.7
2年半以上3年未満	1	0.5	30	7.8
3年以上3年半未満	0	0.0	6	1.6
3年半以上4年未満	1	0.5	5	1.3
4年以上5年未満	0	0.0	4	1.0
5年以上	0	0.0	1	0.3
	219	100.0	386	100.0
最長期間	3年6ヵ月		5年3ヵ月	
平均保護(措置)期間	3.4ヵ月		1年4ヵ月	

表 59 保護からそのまま措置になった、に該当

	件数	%
該当する	243	39.3
該当しない	375	60.6
合計	618	100.0

表 60 複数回の保護解除または措置解除、に該当

	件数	%
該当する	33	5.3
該当しない	584	94.7
合計	617	100.0

表 61 【個別ケース票】解除後の子どもの行き先

	件数	%
家庭引き取り	303	48.9
乳児院入所(転園含む)	51	8.2
児童養護施設入所	187	30.2
障害児施設入所	20	3.2
里親委託	40	6.5
その他	18	2.9
合計	619	100.0

表 62 性別

	件数	%
女児	286	45.9
男児	337	54.1
合計	623	100.0

表 63-1 【個別ケース票】主たる虐待種別(種類)

	件数	%
身体的	213	34.1
性的	3	0.5
ネグレクト	384	61.5
心理的	24	3.8
合計	624	100.0

表 63-2 【個別ケース票】虐待種別(種類)の状況(主、従の組み合わせ)

内訳(主従の場合、左側が主たる)	件数	%
身体的虐待(身体)のみ	166	26.6
性的虐待(性)のみ	1	0.2
ネグレクトのみ	339	54.3
心理的虐待(心理)のみ	19	3.0
身体+性	2	0.3
身体+ネグ	33	5.3
身体+心理	12	1.9
ネグ+身体	11	1.8
ネグ+性	2	0.3
ネグ+心理	32	5.1
心理+身体	1	0.2
心理+性	0	0.0
心理+ネグ	4	0.6
性+身体	0	0.0
性+ネグ	1	0.2
性+心理	1	0.2
合計	624	100.0

表 64 保護者の状況にDVがあったか

	件数	%
あり	137	22.1
なし	335	54.1
わからない	147	23.7
合計	619	100.0

表 65 保護または入所の前に婦人相談所等の関与があったか

	件数	%
関与あり	126	20.3
関与なし	374	60.1
わからない	122	19.6
合計	622	100.0

表 66 保護者の状態等に精神疾患等の履歴があったか

	件数	%
あり	206	33.1
なし	273	43.8
ありそうだが不明	81	13.0
わからない	63	10.1
合計	623	100.0

表 67 SBSに該当するか

	件数	%
該当する	38	6.1
該当しない	539	86.4
わからない	47	7.5
合計	624	100.0

表 68 出生前から入所・保護の調整がされていたか

	件数	%
されていた	56	9.0
されていない	499	80.1
わからない	68	10.9
合計	623	100.0

表 69 保護者に被虐待体験があったか

	件数	%
体験あり	107	17.3
体験なし	153	24.7
わからない	360	58.1
合計	620	100.0

表 70 その他、保護者の状態、状況

	件数	%	ケースの%
知的障害がある	97	7.0	17.6
身体的な病気がある	65	4.7	11.8
暴力的傾向	106	7.6	19.2
アルコール依存	23	1.7	4.2
薬物依存	34	2.5	6.2
賭け事、浪費癖	35	2.5	6.3
支払い能力以上の借金	42	3.0	7.6
社会的孤立	127	9.2	23.0
親族関係の不和	247	17.8	44.7
偏った子育て	107	7.7	19.4
親として未成熟	353	25.5	63.9
性被害体験あり	19	1.4	3.4
就業困難やリストラなどによる貧困	132	9.5	23.9
合計	1387	100	

表 71 乳児院、児童相談所、NPO等が協働で、あるいは単独で「保護者援助プログラム」を作成したか

	件数	%
特定の専門的な援助技術を取り入れた「保護者援助プログラム」を作成	165	27.1
独自の「保護者援助プログラム」を作成	134	22.0
「保護者援助プログラム」を作成する必要があったが、しなかった	51	8.4
事例の状況等により、「保護者援助プログラム」を作成する必要がなかった	141	23.2
「保護者援助プログラム」を作成したかどうか、わからない	117	19.2
合計	608	100.0

表 72 プログラムの作成について、「NPO等民間の支援機関」による関与はあったか

	件数	%
関与あり	3	.5
関与なし	436	77.0
わからない	127	22.4
合計	566	100.0

表 73 プログラムの作成について、「乳児院」と「児童相談所」がどのように関与したか（作成主体）

	件数	%
乳児院と児童相談所が協力、協働して作成	92	15.2
乳児院主体で作成し、児童相談所が協力	20	3.3
児童相談所主体で作成し、乳児院が協力	107	17.7
児童相談所だけが作成し、乳児院は関与せず	16	2.6
乳児院だけで作成し、児童相談所は関与せず	10	1.7
この質問項目は該当しない	359	59.4
合計	604	100.0

表 74 保護者対応に際し、段階的な援助（面会、外出、外泊等を段階的に展開する援助）を行ったか（段階的援助）

	件数	%
段階的な援助を概ね実施	251	40.5
段階的な援助を概ね実施したが、途中で中断	44	7.1
段階的な援助をする必要があったが、実施せず	34	5.5
段階的な援助をする必要がなし	81	13.1
段階的な援助をしたかどうか、わからない	10	1.6
この質問項目は該当しない	199	32.1
合計	619	100.0

表 75 面会・外出等の実施について「乳児院」と「児童相談所」がどのように関与したか（児相関与）

	件数	%
乳児院と児童相談所が協力、協働して実施	241	38.9
乳児院主体で対応・実施し、児童相談所が協力	54	8.7
児童相談所主体で対応・実施し、乳児院が協力	80	12.9
児童相談所だけが対応・実施し、乳児院は関与せず	10	1.6
プログラムは乳児院だけで対応・実施し、児童相談所は関与せず	9	1.5
この質問項目は該当しない	225	36.3
合計	619	100.0

表 76 面会、外出等の実施について、「乳児院」と「NPO 等民間の支援機関」はどのように関与したか（支援機関関与）

	件数	%
乳児院と支援機関が協力、協働して実施	13	2.1
乳児院主体で対応・実施し、支援機関が協力	13	2.1
支援機関主体で対応・実施し、乳児院が協力	2	.3
支援機関だけが対応・実施し、乳児院は関与せず	1	.2
乳児院だけで対応・実施し、支援機関は関与せず	97	15.7
この質問項目は該当しない	491	79.6
合計	617	100.0

表 77 保護者参加があったか

	件数	%
参加あり	151	27.8
参加なし	246	45.3
わからない	146	26.9
合計	543	100.0

表 78-1 プログラムの進んだ段階

	件数	%	ケースの%
進んだ段階① 乳児院、児相等のスタッフが付き添い、児童と保護者だけにしない面会	248	21.6	40.9
進んだ段階② 児童と保護者だけで過ごす時間を設定した面会	228	19.8	37.6
進んだ段階③ 乳児院、児相等のスタッフが付き添う外出	55	4.8	9.1
進んだ段階④ 児童と保護者だけの外出	137	11.9	22.6
進んだ段階⑤ 児童と保護者の施設内宿泊	20	1.7	3.3
進んだ段階⑥ 児童の保護者宅への外泊	164	14.3	27.1
進んだ段階⑦ わからない	4	0.3	0.7
進んだ段階⑧ この質問項目は該当しない	294	25.6	48.5
合計	1150	100.0	

表 78-2 進んだ段階の組み合わせ

	件数	%
1→2→4→6	50	16.2
1のみ	49	15.9
1→2	48	15.6
1→2→3→4→6	25	8.1

1→2→6	21	6.8
2→4→6	18	5.8
2のみ	15	4.9
6のみ	11	3.6
1→2→3→4→5→6	10	3.2
1→2→4	9	2.9
1→2→3→4	6	1.9
2→6	6	1.9
1→6	5	1.6
1→2→3→6	4	1.3
1→2→4→5→6	4	1.3
1→2→5	3	1.0
1→4→6	3	1.0
2→4	3	1.0
4→6	3	1.0
1→2→3	2	0.6
1→3	2	0.6
1→3→6	2	0.6
4のみ	2	0.6
1→2→3→4→5	1	0.3
1→2→4→5	1	0.3
1→2→5→6	1	0.3
1→3→4→6	1	0.3
1→4	1	0.3
2→3	1	0.3
3のみ	1	0.3
	308	100.0

1. 児童と保護者との面会（乳児院、児相等のスタッフが付き添い、児童と保護者だけにしない面会）
2. 児童と保護者との面会（児童と保護者だけで過ごす時間を設定した面会）
3. 児童と保護者との外出（乳児院、児相等のスタッフが付き添う外出）
4. 児童と保護者との外出（児童と保護者だけの外出）
5. 児童と保護者の施設内宿泊
6. 児童の保護者宅への外泊

表 79-1 実際に関与した児童相談所等のスタッフ

	件数	%	ケースの%
児童福祉司	561	41.2	97.7
児童心理司	285	20.9	49.7
スーパーバイザー	71	5.2	12.4
親子支援専任スタッフ	71	5.2	12.4
保健師（専任）	120	8.8	20.9
医師	113	8.3	19.7
看護師	50	3.7	8.7
一時保護所職員	11	0.8	1.9
里親支援相談員	22	1.6	3.8
NPO 等民間の支援機関スタッフ	7	0.5	1.2
その他	52	3.8	9.1
合計	1363	100.0	

表 79-2 関与した職種組み合わせ

	件数	%
福祉	161	25.8
福祉+ 心理	133	21.3
なし	50	8.0
福祉+ 心理+ 医師	24	3.8
福祉+ 心理+ 保健	20	3.2
福祉+ 保健	17	2.7
福祉+ SV	12	1.9
福祉+ 医師	11	1.8
福祉+ 親子	9	1.4
福祉+ 心理+ SV	7	1.1
福祉+ 心理+ 親子+ 医師+ 看護	7	1.1
福祉+ 心理+ その他	7	1.1
福祉+ 里親相談	7	1.1
福祉+ 心理+ 保健+ 医師	6	1.0
福祉+ 心理+ 医師+ 看護	6	1.0
福祉+ 親子+ 保健	6	1.0
福祉+ SV+ 保健	5	0.8
福祉+ 保健+ 医師	5	0.8
福祉+ その他	5	0.8
福祉+ 心理+ 親子	4	0.6
福祉+ 心理+ 保健+ その他	4	0.6
福祉+ 心理+ 医師+ 一保	4	0.6
福祉+ 心理+ 里親相談	4	0.6
福祉+ SV+ 里親相談	4	0.6
福祉+ 保健+ その他	4	0.6
その他	4	0.6
福祉+ 心理+ SV+ 親子+ 保健+ 医師+ 看護	3	0.5
福祉+ 心理+ SV+ 保健+ 医師+ 看護	3	0.5
福祉+ 心理+ SV+ 保健+ 医師	3	0.5
福祉+ SV+ 親子+ 保健	3	0.5
福祉+ 保健+ 医師+ その他	3	0.5
福祉+ 医師+ 看護	3	0.5
福祉+ 心理+ SV+ 親子+ 保健+ 医師+ 看護+ その他+ その他	2	0.3
福祉+ 心理+ SV+ 親子+ 保健+ 医師	2	0.3
福祉+ 心理+ SV+ 親子+ 保健	2	0.3
福祉+ 心理+ SV+ 親子+ その他	2	0.3
福祉+ 心理+ SV+ 保健	2	0.3
福祉+ 心理+ SV+ 医師	2	0.3
福祉+ 心理+ 親子+ 保健+	2	0.3
福祉+ 心理+ 親子+ 医師	2	0.3
福祉+ 心理+ 親子+ その他	2	0.3
福祉+ 心理+ 保健+ 看護	2	0.3

福祉+ 心理+ 一保	2	0.3
福祉+ SV+ 親子	2	0.3
福祉+ SV+ 保健+ 看護	2	0.3
福祉+ 親子+ 保健+ 医師+ その他	2	0.3
福祉+ 医師+ その他	2	0.3
心理+ 親子	2	0.3
その他（各組み合わせ1件）	48	9.6
合計	624	100.0

表 80-1 関与を期待した児童相談所等のスタッフ

	件数	%	ケースの%
児童福祉司	396	21.7	81.6
児童心理司	309	16.9	63.7
スーパーバイザー	246	13.5	50.7
親子支援専任スタッフ	253	13.9	52.2
保健師（専任）	266	14.6	54.8
医師	155	8.5	32.0
看護師	69	3.8	14.2
一時保護所職員	8	0.4	1.6
里親支援相談員	29	1.6	6.0
NPO 等民間の支援機関スタッフ	52	2.8	10.7
その他	43	2.4	8.9
	1826	100.0	

表 80-2 関与を期待した職種組み合わせ

	件数	%
なし	139	22.3
SV	24	3.8
福祉+ 心理	22	3.5
福祉	21	3.4
福祉+ 心理+ SV+ 親子+ 保健	19	3.0
福祉+ 心理+ SV+ 保健	17	2.7
福祉+ 心理+ SV	16	2.6
福祉+ 心理+ SV+ 保健+ 医師	15	2.4
福祉+ 心理+ SV+ 親子+ 保健+ 医師	14	2.2
福祉+ SV+ 親子+ 保健+ 看護	14	2.2
福祉+ 心理+ 親子+ 保健	13	2.1
福祉+ 親子	13	2.1
福祉+ 心理+ SV+ 親子+ 保健+ 医師+ 看護+ NPO	11	1.8
親子	11	1.8
福祉+ 心理+ SV+ 親子+ 保健+ 医師+ 看護	10	1.6
福祉+ 心理+ 親子+ 保健+ 医師	10	1.6
福祉+ 心理+ 保健+ 医師	9	1.4
福祉+ 心理+ 保健	9	1.4

福祉+ 心理+ SV+ 保健+ NPO	9	1.4
福祉+ 心理+ 親子	7	1.1
福祉+ 心理+ 医師	7	1.1
福祉+ SV	7	1.1
福祉+ 親子+ 保健	7	1.1
福祉+ 保健	7	1.1
心理+ 親子	7	1.1
福祉+ 心理+ SV+ 親子	6	1.0
福祉+ 心理+ SV+ 親子+ 保健+ 医師+ 看護+ 里親相談	6	1.0
福祉+ 心理+ SV+ 親子+ 保健+ 里親相談	6	1.0
親子+ NPO	6	1.0
福祉+ 心理+ SV+ 医師	5	0.8
福祉+ 心理+ 親子+ その他	5	0.8
福祉+ 保健+ 医師	5	0.8
親子+ 保健	5	0.8
福祉+ 心理+ SV+ 親子+ 保健+ 医師+ 看護+ その他+ その他	4	0.6
福祉+ 心理+ SV+ 保健+ 医師+ 看護	4	0.6
福祉+ SV+ 親子+ 保健	4	0.6
SV+ 親子	4	0.6
福祉+ 心理+ SV+ 親子+ 保健+ 医師+ 看護+ 一保	4	0.6
心理	4	0.6
SV+ 親子+ 保健	4	0.6
福祉+ 心理+ 親子+ 医師	3	0.5
福祉+ 心理+ NPO	3	0.5
福祉+ 心理+ その他	3	0.5
福祉+ その他	3	0.5
福祉+ 心理+ 親子+ 保健+ 医師+ 看護+ NPO	3	0.5
福祉+ 心理+ 親子+ 保健+ その他	3	0.5
心理+ SV+ 医師	3	0.5
福祉+ 心理+ 里親相談	2	0.3
福祉+ SV+ 親子	2	0.3
福祉+ 親子+ 保健+ 医師+ その他	2	0.3
福祉+ 保健+ その他	2	0.3
福祉+ 医師	2	0.3
保健+ その他	2	0.3
福祉+ 心理+ SV+ 親子+ 保健+ 看護	2	0.3
福祉+ 心理+ SV+ 親子+ 保健+ その他	2	0.3
福祉+ 心理+ SV+ 親子+ 医師	2	0.3
福祉+ 心理+ 親子+ NPO	2	0.3
福祉+ 心理+ 保健+ 医師+ 一保	2	0.3
福祉+ SV+ 親子+ 保健+ 医師+ その他	2	0.3

福祉+ SV+ 保健+ 医師	2	0.3
福祉+ 親子+ 保健+ 医師	2	0.3
福祉+ 親子+ その他	2	0.3
心理+ SV+ 親子+ 保健	2	0.3
心理+ SV+ 親子	2	0.3
心理+ 親子+ 保健+ NPO	2	0.3
NPO	2	0.3
その他 (各組み合わせ1件)	55	11.0
合計	624	100.0

<※表 53-2,表 54-2 の略称について>

福祉=児童福祉司,
 心理=児童心理司
 SV=スーパーバイザー
 親子=親子支援スタッフ
 保健=保健師
 看護=看護師
 一保=一時保護所職員
 里親相談=里親相談員
 NPO=NPO等民間の支援機関スタッフ

表 81-1 入所(保護)前の事前協議(カンファレンス)の回数

	件数	%
0	468	78.4
1	105	17.6
2	16	2.7
3	7	1.2
5	1	.2
合計	597	100.0

表 81-2 入所(保護)後から解除までの間(保護中カンファ)の回数

	件数	%
0	177	30.3
1	100	17.1
2	109	18.6
3	67	11.5
4	37	6.3
5	22	3.8
6	17	2.9
7	9	1.5
8	6	1.0
9	1	0.2
10	12	2.1
11	2	0.3
12	2	0.3
13	1	0.2
14	3	0.5
15	4	0.7
16	3	0.5
17	1	0.2
19	2	0.3
20	1	0.2
21	2	0.3
22	1	0.2
24	2	0.3
25	2	0.3
30	2	0.3
合計	585	100.0

表 82-1 解除にあたり、地域の関係機関等と直接接
（電話連絡を含む）し、情報交換、引き継ぎ等を実施
したか（他機関との情報交換）

	件数	%
した	192	32.3
しない	292	49.2
この質問項目は該当しない	110	18.5
合計	594	100.0

表 82-2 解除にあたり直接接した関係機関等

	応答数		ケ- ス の%
	件数	%	
市町村の児童相談担当 部署	111	15.0	19.3%
保育所	55	7.4	9.6%
保健所・保健センター	64	8.6	11.1%
里親	8	1.1	1.4%
警察署	9	1.2	1.6%
主任児童委員	7	0.9	1.2%
病院	26	3.5	4.5%
生活保護担当部署	12	1.6	2.1%
婦人相談関係部署	9	1.2	1.6%
その他	64	8.6	11.1%
この質問項目は該当し ない	375	50.7	65.2%
合計	740	100.0	

表 83 解除にあたって、乳児院スタッフが家庭訪問し
たか

	件数	%
実施した	68	11.0
実施していない	422	68.1
この質問項目は該当しない	130	21.0
合計	620	100.0

表 84 合同ミーティングを実施したか

	件数	%
実施した	164	26.6
実施しない	354	57.4
この質問項目は該当しない	99	16.0
合計	617	100.0

表 85 本事例の支援を総括したうえで、該当する所感を
ひとつ選択（所感）

	件数	%
入所（保護）は、本児の状態、家族状 況などから、必然的だった	557	89.5
地域で実施されている具体の在宅支 援があり、それを活用していれば、入 所（保護）は防げた	28	4.5
要対協で把握したうえで地域の見守 りが実施されていれば、入所（保護） は防げた	8	1.3

児童相談所の援助方針が、在宅支援を 明確にしていれば、入所（保護）は防 げた	6	1.0
この質問項目は該当しない	23	3.7
合計	622	100.0

表 86 22年11月までの間、虐待の再発はあったか
（退所後の状況）

	件数	%
虐待の再発があり、再保護（措置） され、現在に至っている	23	3.7
虐待の再発がたびたびあり、保護（措 置）と解除を繰り返している	10	1.6
虐待の再発があったと児相から聞いた が、再保護（措置）されたかどう かはわからない	7	1.1
新しい生活環境で順調に生活してい る	263	42.3
退所後の状況はわからない	181	29.1
この質問項目は該当しない	138	22.2
合計	622	100.0

表 87 入所（保護）開始時点と、解除時点とで、保
護者が同居する家族状況に変化があったか（家族状
況変化）

	件数	%
変化あり	209	34.1
変化なし	344	56.1
わからない	60	9.8
合計	613	100.0

表 88-1 入所・保護開始時点の家族状況（単純集計）

	件数	%	ケ- ス の%
なし（行方不明、棄児な ど）	9	0.6	1.5
実母	568	38.3	91.8
実父	354	23.9	57.2
兄、姉	244	16.5	39.4
弟、妹	32	2.2	5.2
養父	1	0.1	0.2
継父	7	0.5	1.1
内夫	27	1.8	4.4
内妻	1	0.1	0.2
父方祖父	15	1.0	2.4
父方祖母	16	1.1	2.6
母方祖父	32	2.2	5.2
母方祖母	77	5.2	12.4
父方伯父・叔父	2	0.1	0.3
父方伯母・叔母	1	0.1	0.2
母方伯父・叔父	28	1.9	4.5
母方伯母・叔母	25	1.7	4.0
その他親族	13	0.9	2.1
その他同居人	15	1.0	2.4
わからない	15	1.0	2.4
合計	1482	100.0	

表 88-2 開始時点家族状況組み合わせ

	件数	%
実母+ 実父	163	26.1
実母+ 実父+ 兄・姉	124	19.9
実母	78	12.5
実母+ 兄・姉	43	6.9
わからない	15	2.4
実母+ 内父	11	1.8
実母+ 母方祖母	11	1.8
実母+ 兄・姉+ 内父	9	1.4
なし	8	1.3
実母+ 実父+ 兄・姉+ 弟・妹	8	1.3
実母+ 実父+ 弟・妹	8	1.3
実母+ その他同居人	8	1.3
実父	7	1.1
実母+ 兄・姉+ 母方祖母	6	1.0
実母+ 実父+ 母方祖母	5	0.8
実母+ 母方祖父+ 母方祖母	5	0.8
実母+ 母方祖母+ 母方伯父・叔父	5	0.8
回答空欄	5	0.8
実母+ 実父+ 兄・姉+ 母方祖母	4	0.6
実母+ 実父+ 兄・姉+ 父方祖母	3	0.5
実母+ 実父+ 父方祖父+ 父方祖母	3	0.5
実母+ 実父+ 父方祖父	3	0.5
実母+ 兄・姉+ 弟・妹	3	0.5
実母+ 兄・姉+ 母方祖父+ 母方祖母	3	0.5
実母+ 兄・姉+ その他同居人	3	0.5
実母+ 弟・妹	3	0.5
実母+ 母方祖母+ 母方伯母・叔母	3	0.5
実父+ 兄・姉	3	0.5
母方祖母+ 母方伯父・叔父	3	0.5
実母+ 実父+ 兄・姉+ 父方祖父+ 父方祖母+ 父方伯父・叔父	2	0.3
実母+ 実父+ 兄・姉+ 父方祖父+ 父方祖母	2	0.3
実母+ 実父+ 兄・姉+ 母方祖父+ 母方祖母	2	0.3
実母+ 実父+ 母方祖父+ 母方祖母+ 母方伯父・叔父	2	0.3
実母+ 兄・姉+ 継父	2	0.3
実母+ 兄・姉+ 母方祖父+ 母方祖母+ 母方伯父・叔父+ 母方伯母・叔母	2	0.3
実母+ 兄・姉+ 母方祖父+ 母方祖母+ 母方伯母・叔母	2	0.3
実母+ 兄・姉+ 母方祖父	2	0.3
実母+ 兄・姉+ 母方伯父・叔父+ その他親族	2	0.3
実母+ 弟・妹+ 継父+ 母方祖母	2	0.3
実母+ 弟・妹+ 母方祖父+ 母方祖母	2	0.3
実母+ 継父	2	0.3
実母+ 母方祖父+ 母方祖母+ 母方伯父・叔父+ 母方伯母・叔母	2	0.3
兄・姉+ 母方祖母	2	0.3
母方祖父+ 母方伯父・叔父+ 母方伯母・叔母+ その他親族	2	0.3

その他 (各組み合わせ1件)	41	8.2
合計	624	100.0

表 89-1 解除時点の家族状況 (単純集計)

	件数	%	ケースの%
なし (行方不明、棄児など)	11	0.8	1.8
実母	504	35.7	83.2
実父	289	20.5	47.7
兄・姉	210	14.9	34.7
弟・妹	43	3.0	7.1
養父	7	0.5	1.2
継父	12	0.8	2.0
内夫	17	1.2	2.8
養母	6	0.4	1.0
内妻	1	0.1	0.2
父方祖父	23	1.6	3.8
父方祖母	27	1.9	4.5
母方祖父	48	3.4	7.9
母方祖母	95	6.7	15.7
父方伯父・叔父	4	0.3	0.7
父方伯母・叔母	3	0.2	0.5
母方伯父・叔父	31	2.2	5.1
母方伯母・叔母	22	1.6	3.6
その他親族	16	1.1	2.6
その他同居人	14	1.0	2.3
わからない	29	2.1	4.8
合計	1412	100.0	

表 89-2 解除時点家族状況組み合わせ

	件数	%
実母+ 実父	122	19.6
実母	88	14.1
実母+ 実父+ 兄・姉	87	13.9
実母+ 兄・姉	37	5.9
わからない	29	4.6
回答空欄	18	2.9
実父	14	2.2
実母+ 実父+ 弟・妹	12	1.9
実母+ 母方祖母	11	1.8
なし	10	1.6
実母+ 実父+ 兄・姉+ 弟・妹	9	1.4
実母+ 兄・姉+ 母方祖母	8	1.3
実母+ 兄・姉+ 内父	7	1.1
実母+ 内父	7	1.1
実母+ 母方祖父+ 母方祖母	7	1.1
実母+ 兄・姉+ 弟・妹	6	1.0
実母+ 実父+ 兄・姉+ 母方祖母	5	0.8
実母+ 実父+ 父方祖父	5	0.8
その他同居人	5	0.8
実母+ 母方祖父+ 母方祖母+ 母方伯父・叔父	5	0.8
実母+ 継父	4	0.6
実母+ 母方祖母+ 母方伯父・叔	4	0.6

父		
実母+ その他同居人	4	0.6
実母+ 弟・妹+ 継父	4	0.6
養父+ 養母	4	0.6
実母+ 実父+ 兄・姉+ 父方祖父+ 父方祖母	3	0.5
実母+ 実父+ 兄・姉+ 父方祖母	3	0.5
実母+ 実父+ 兄・姉+ 母方祖父+ 母方祖母	3	0.5
実母+ 実父+ 父方祖父+ 父方祖母	3	0.5
実母+ 兄・姉+ 継父	3	0.5
実母+ 兄・姉+ 母方祖父+ 母方祖母	3	0.5
実母+ 弟・妹	3	0.5
母方祖母+ 母方伯母・叔母	3	0.5
実父+ 父方祖父+ 父方祖母	3	0.5
兄・姉+ 母方祖母+ 母方伯父・叔父	3	0.5
父方祖父+ 父方祖母	3	0.5
母方祖父+ 母方祖母	3	0.5
実母+ 実父+ 父方祖母	2	0.3
実母+ 実父+ 母方祖母	2	0.3
実母+ 兄・姉+ 母方祖父+ 母方祖母+ 母方伯父・叔父+ 母方伯母・叔母	2	0.3
実母+ 兄・姉+ 母方祖父	2	0.3
実母+ 兄・姉+ 母方伯父・叔父+ その他親族	2	0.3
実母+ 母方祖母+ 母方伯母・叔母	2	0.3
実母+ 母方祖父+ 母方祖母+ 母方伯父・叔父+ その他親族	2	0.3
実母+ 母方祖父+ 母方祖母+ 母方伯母・叔母	2	0.3
実母+ 母方祖父+ 母方伯父・叔父+ 母方伯母・叔母+ その他親族	2	0.3
実母+ 母方祖母+ その他親族	2	0.3
兄・姉+ 母方祖父+ 母方祖母	2	0.3
兄・姉	2	0.3
母方祖父+ 母方祖母+ 母方伯母・叔母	2	0.3
その他（各組み合わせ1件）	50	10.0
合計	624	100.0

表 90 主たる虐待者

	件数	%
なし（行方不明、棄児など）	4	0.7
実母	430	70.4
実父	105	17.2
兄・姉	1	0.2
養父	1	0.2
継父	3	0.5

内夫	11	1.8
父方祖母	1	0.2
母方祖父	1	0.2
母方祖母	5	0.8
母方伯父・叔父	2	0.3
その他親族	1	0.2
その他同居人	3	0.5
わからない	43	7.0
合計	611	100.0

表 91 従たる虐待者

	件数	%
なし（行方不明、棄児など）	30	7.9
実母	51	13.5
実父	113	29.9
兄・姉	2	.5
継父	2	.5
内夫	5	1.3
父方祖母	1	.3
母方祖母	8	2.1
母方伯父・叔父	2	.5
母方伯母・叔母	1	.3
その他親族	1	.3
その他同居人	2	.5
わからない	160	42.3
合計	378	100.0

表 92 不明の虐待者（単純集計）

	応答数		ケースの%
	件数	%	
なし（行方不明、棄児など）	52	20.8	22.5%
実母	31	12.4	13.4%
実父	26	10.4	11.3%
兄・姉	1	0.4	0.4%
養父	1	0.4	0.4%
内夫	2	0.8	0.9%
父方祖母	1	0.4	0.4%
母方祖父	4	1.6	1.7%
母方祖母	1	0.4	0.4%
母方伯父・叔父	1	0.4	0.4%
母方伯母・叔母	2	0.8	0.9%
その他親族	3	1.2	1.3%
わからない	125	50.0	54.1%
合計	250	100.0	

表 93 家庭引き取りした事例のみ、回答。虐待者の居る家庭に帰ったか（虐待者有無）

	件数	%
虐待者の居る家庭に帰った	252	81.0
虐待者の居なくなった家庭に帰った	48	15.4
わからない	11	3.5
合計	311	100.0

表 94 家庭引き取りにあたっての条件等（複数回答あり）

条件等	件数	%
児童相談所の指導（家庭訪問、通所、見守り等）	38	18.2%
保育所入所、利用、通所継続、見守り等	120	57.4%
保健師による訪問、指導、支援、見守り等	35	16.7%
地域での見守り体制の強化	38	18.2%
警察（地域の見守りの強化）	1	0.5%
経済的安定、自立（就労等）	9	4.3%
住環境整備	3	1.4%
養育環境、体制等の調整、改善	5	2.4%
保護者の受診、通院	16	7.7%
子どもの受診、通院、療育等	12	5.7%
親族との同居、親族による引き取り	34	16.3%
親族による育児支援、協力等	48	23.0%
父の育児参加、協力等	8	3.8%
虐待者との分離	5	2.4%
友人のサポート	1	0.5%
乳児院への相談	3	1.4%
ケース移管	2	1.0%
婦人相談等への引き継ぎ	2	1.0%
虐待再発時の再保護、SOS発信の約束	4	1.9%
合計	384	

※%は、回答のあった209件における割合

表 95 措置（保護）解除の判断について、乳児院と児童相談所がどのように関与したか。あてはまるものをひとつ選ぶ（解除の判断）

	件数	%
解除は乳児院と児童相談所で対等に協議し、児童相談所が判断	223	37.9
解除は乳児院側から提案し、児童相談所が判断	28	4.8
解除は児童相談所側から提案され、乳児院が了解	302	51.4
解除にあたっては、乳児院と児童相談所とで意見が対立し、児童相談所が一方的に判断	6	1.0
解除にあたって、乳児院は全く関与せず	29	4.9
合計	588	100.0

表 96 「保護者援助プログラム」について、児童相談所との協働がどの程度できたか。乳児院側の評価についてあてはまるものを、次の中からひとつ選ぶ（協働への評価）

	件数	%
十分協働出来た	71	11.7
いくつかの課題はあるが、概ね協働出来た	125	20.6
協働出来たとも、出来なかったとも、どちらともいえない	70	11.6

課題が多く、あまり協働出来なかった	15	2.5
全く協働出来なかった	13	2.1
この質問項目は該当しない	312	51.5
合計	606	100.0

表 97 「保護者援助プログラム」の効果について、乳児院側がどのように認識しているか。次の中からあてはまるものを、ひとつ選ぶ（効果の認識）

	件数	%
プログラムを実施したことにより、虐待のリスクは完全に消失した	13	2.2
プログラムを実施したことにより、虐待のリスクはほぼ消失した	86	14.3
プログラムを実施したが、虐待のリスクはほとんど消失しなかった	16	2.7
プログラムを実施したが、虐待のリスクはまったく消失しなかった	9	1.5
わからない	96	15.9
この質問項目は該当しない	383	63.5
合計	603	100.0

表 98 プログラムを作成実施しなかった理由

	応答数		ケースの%
	件数	%	
児童相談所からの提案、提示がなかったため	139	23.4	24.3%
プログラムを作成・実施しても、保護者援助に効果が見られないため	18	3.0	3.2%
プログラムを作成・実施しなくても、保護者援助は特に問題なくできるため	19	3.2	3.3%
プログラムの作成・実施の仕方がわからないため	14	2.4	2.5%
保護者が参加・実施を拒否したため	19	3.2	3.3%
わからない	59	9.9	10.3%
この質問項目は該当しない	325	54.8	56.9%
合計	593	100.0	103.9%

表 99 「保護者援助プログラム」、「児童相談所との協働」等に関する課題、要望（自由記述）

課題・意見等の分類	項目	件数
児童相談所	1 児相のスタッフ不足	7
	2 協働の用意がない	4
	3 質的充実・量的充実	3
	4 プログラムの存在がない	2
	5 児相の所見、会議が優先	2
	6 乳児院との距離的な問題	2
	7 担当とSV、担当間で対応が異なる	2
	8 家族の再統合を支援するチームの効果	2
	9 親に関する詳細な情報不足、収集困難	2
	10 親への支援がない	1
	11 古い体質	1
	12 自治体間に力量の差	1
	13 ソーシャルワーカーとしての理解不足	1
	14 一部機能のNPO等専門機関への委託を進める	1
	15 保護者優先に陥ることへの危惧	1
小計		32
保護者援助プログラム	1 養育等援助計画、フローチャート等の活用	4
	2 作成段階での施設参加の必要性	3
	3 作成段階での保護者参加の必要性	3
	4 入所時のアセスメントが重要	3
	5 精神疾患の保護者への対応	2
	6 支援プランの必要性	2
	7 家族アセスメントへの専門性の獲得	2
	8 保護者援助をきちんと視野に入れた組織検討	1
	9 親子再統合支援プログラム作成	1
	10 施設側も家族調整する重要性	1
	11 チェックリストシートの活用	1
	12 専門化されたプログラムの必要	1
	13 保護者参加を義務づける制度が必要	1
	14 施設と児相で主体が曖昧	1
	15 児相主体でよい	1
	16 入所後一定期間のフォローが必要	1
	17 親子関係支援という視点	1
	18 虐待告知不十分による焦点の合わなさ	1

	19 虐待告知説明の重要性	1	
	20 虐待を測る指標の明確化	1	
	21 担当者による経験差	1	
	22 支援協議の場作り	1	
	23 技法の定義	1	
	24 技法的課題と検証のシステムが必要	1	
	25 専門的スーパーバイザーが必要	1	
	26 特定の専門技術を取り入れたプログラムへの疑問	1	
	27 児相主体作成。内容が伝わりづらい	1	
	小計		39
	地域の関係機関等	1 協働の必要	5
2 ケース会議、ケース検討の必要性		4	
3 入所前から退所後を含む継続的なサポート体制の必要		4	
4 明確な役割分担の必要		2	
5 プログラム実行に精神科医師が参加するシステム作り		1	
6 医療機関参加の効果		1	
7 充実に課題山積み		1	
8 地方の社会資源の少なさ		1	
9 第三者的、客観的な機関の介入		1	
10 若年母への生活スキル獲得支援の必要		1	
11 親族を巻き込む		1	
小計		22	
社会的養護・乳児院	1 親の養育力が期待できない	4	
	2 対応困難な保護者対応に追われる	4	
	3 質的充実・量的充実	3	
	4 FSW等の施設外活動の限界、配置基準見直しの必要	3	
	5 心理士の設置、常勤化	2	
	6 社会全体の中での組織体系作り	1	
	7 保護者との連絡困難による、入所の長期化	1	
	8 安易な小規模化への危惧	1	
	9 安易な里親委託への危惧	1	
	10 被虐、病弱児が多い	1	
	11 保護者の正負のストレスが一機関に向くことの課題	1	
	12 乳児院が主体になるべきか	1	
	13 多様な親の要望への対応	1	
	14 児相での援助の把握必要	1	
	15 乳児院の基本である養育に戻る	1	
小計		26	

(3) 『個別ケース票』のクロス集計結果

(3)-1 保護者援助プログラムの作成・実施・評価等と、解除後の子どもの行き先

1) 入所措置の事例は解除後、家庭引き取りとなった事例より、措置変更され公的保護が継続されたケースの方が多い。

児童相談所が乳児院に一時保護で児童を委託する場合、①保護者の同意が得られず入所措置の決定が出来ない、②施設の措置枠が空いていない、③ケースの主訴から委託解除日が概ね確約されている等の状況が考えられる。本調査では、一時保護ケースに該当する220件のうち65%にあたる143件が「家庭引き取り」になっている。

他方、入所措置ケースは該当する398件のうち、家庭引き取りの割合は40.2% (160件)。56.2%が解除後も「公的保護を継続」している。入所措置ケースの場合は、前提として保護者の同意を得ている。措置変更される事例の方が多いという結果から、乳児院での援助期間内では課題解決が図れないケースが多いという現状が見えてくる(表100)。

表100 1-6. 解除後の子どもの行き先と1-1. 一時保護か入所措置かのクロス表

		1-1. 一時保護か入所措置か		合計	
		一時保護	入所措置		
1-6. 解除後の子どもの行き先	家庭引き取り	度数	143	160	303
		1-6. の %	47.2%	52.8%	100.0%
		1-1. の %	65.0%	40.2%	49.0%
	乳児院入所・転園	度数	45	6	51
		1-6. の %	88.2%	11.8%	100.0%
		1-1. の %	20.5%	1.5%	8.3%
	児童養護施設入所	度数	24	162	186
		1-6. の %	12.9%	87.1%	100.0%
		1-1. の %	10.9%	40.7%	30.1%
	障害児施設入所	度数	0	20	20
		1-6. の %	0.0%	100.0%	100.0%
		1-1. の %	0.0%	5.0%	3.2%
	里親委託	度数	4	36	40
		1-6. の %	10.0%	90.0%	100.0%
		1-1. の %	1.8%	9.0%	6.5%
その他	度数	4	14	18	
	1-6. の %	22.2%	77.8%	100.0%	
	1-1. の %	1.8%	3.5%	2.9%	
合計	度数	220	398	618	
	1-6. の %	35.6%	64.4%	100.0%	
	1-1. の %	100.0%	100.0%	100.0%	

2) 解除後の子どもの行き先と性別には、顕著な関連性はない。

本調査では、女兒に比べ男児の事例の方がやや多

く報告されている(表62)。解除後の行き先に関して、性別ごとに特徴をみると、男児は「家庭引き取り」が50.8%、女兒は「公的保護」が合わせて50.4%になっている。性別との関連においては顕著な傾向は見られない。里親委託についても、男女差はほとんどない(表101)。

表101 1-6. 解除後の子どもの行き先と1-7. 性別のクロス表

		1-7. 性別		合計	
		女兒	男児		
1-6. 解除後の子どもの行き先	家庭引き取り	度数	133	169	302
		1-6. の %	44.0%	56.0%	100.0%
		1-7. の %	46.7%	50.8%	48.9%
	乳児院入所・転園	度数	21	30	51
		1-6. の %	41.2%	58.8%	100.0%
		1-7. の %	7.4%	9.0%	8.3%
	児童養護施設入所	度数	96	91	187
		1-6. の %	51.3%	48.7%	100.0%
		1-7. の %	33.7%	27.3%	30.3%
	障害児施設入所	度数	6	14	20
		1-6. の %	30.0%	70.0%	100.0%
		1-7. の %	2.1%	4.2%	3.2%
	里親委託	度数	21	19	40
		1-6. の %	52.5%	47.5%	100.0%
		1-7. の %	7.4%	5.7%	6.5%
その他	度数	8	10	18	
	1-6. の %	44.4%	55.6%	100.0%	
	1-7. の %	2.8%	3.0%	2.9%	
合計	度数	285	333	618	
	1-6. の %	46.1%	53.9%	100.0%	
	1-7. の %	100.0%	100.0%	100.0%	

3) ネグレクトの事例は解除後、家庭引き取りよりも公的保護(の継続)が判断されるケースが多い。

虐待種別と解除後の子どもの行き先の関連をみると、身体的虐待の事例では「家庭引き取り」の割合が大きいのに対し、ネグレクトの事例では、「公的保護(の継続)」の割合が大きい(表102)。

どんな行為であれ、乳児に対する虐待はその結果、子どもの死につながる可能性が高い。身体的虐待、ネグレクト共に深刻な行為ではあるが、「家庭引き取り」を一定の課題解決結果と捉えた場合、身体的虐待に比べ、ネグレクトの方が課題、問題解決に時間がかかる傾向があると言えそうである。

表 102 1-6. 解除後の子どもの行き先 と 1-8. 主たる虐待種別（種類）のクロス表

		度数	1-8. 主たる虐待種別（種類）				合計
			身体的	ネグレクト	心理的	性的	
1-6. 解除後の子どもの行き先	家庭引き取り	度数	181	155	17	0	303
		1-6. の %	43.2%	51.2%	5.6%	0.0%	100.0 %
		1-8. の %	62.1%	40.6%	70.8%	0.0%	48.9%
	乳児院入所（転園含む）	度数	15	38	2	1	51
		1-6. の %	29.4%	64.7%	3.9%	2.0%	100.0 %
		1-8. の %	7.1%	8.6%	8.3%	50.0%	8.2%
	児童養護施設入所	度数	46	136	4	1	187
		1-6. の %	24.6%	72.7%	2.1%	0.5%	100.0 %
		1-8. の %	21.8%	35.6%	16.7%	50.0%	30.2%
	障害児施設入所	度数	10	10	0	0	20
		1-6. の %	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0 %
		1-8. の %	4.7%	2.6%	0.0%	0.0%	3.2%
	里親委託	度数	0	39	1	0	40
		1-6. の %	0.0%	97.5%	2.5%	0.0%	100.0 %
		1-8. の %	0.0%	10.2%	4.2%	0.0%	6.5%
	その他	度数	9	9	0	0	18
		1-6. の %	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0 %
		1-8. の %	4.3%	2.4%	0.0%	0.0%	2.9%
合計	度数	211	382	24	2	619	
	1-6. の %	34.1%	61.7%	3.9%	0.3%	100.0 %	
	1-8. の %	100.0 %	100.0%	100.0 %	100.0%	100.0 %	

4) 「特定の専門的な援助技術」を取り入れた保護者援助プログラムを作成した事例は解除後、公的保護（の継続）が判断されるケースが多い。

本調査では個別ケースに対して児童相談所や乳児院等が作成した保護者援助プログラムに関して、「特定の専門的な援助技術」を取り入れたかどうかを質問した。「特定の専門的な援助技術」については、次の技法等を定義した。

A: サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ	H: 当事者参画(家族合同ミーティング等)
B: リューション・フォーカスト・アプローチ	I: フォーカシング
C: MY TREE ベアレント・プログラム	J: 認知行動療法的アプローチ
D: コモンセンス・ベアレント・プログラム	K: グループワーク・カウンセリング
E: 精緻式ベアレント・トレーニング	L: 治療契約に基づく個別カウンセリング
F: Nobody's perfect	M: CRC親子プログラム
G: ナラティブ・アプローチ	N: 育児トレーニング(育児の実技指導全編)

これらの技法等を取り入れなかったプログラムに

ついては、「独自の」プログラムを作成したとして、回答を得た。

解除後の子どもの行き先との関連をみると、「独自の」プログラムを作成した事例は「家庭引き取り」となったケースの方が多く、他方「特定の専門的な援助技術」を取り入れてプログラムを作成した事例は、児童養護施設入所等「公的保護（の継続）」が判断されているケースが多くなっている（表 103）。

この傾向は措置事例だけで見るとさらに顕著で、「特定の専門的な援助技術」を取り入れてプログラムを作成した 115 事例のうち、家庭引き取りになったケースは 38 件(33.0%)、公的保護は 75 件(65.3%)であった。

通常、児童相談所等が保護者援助するにあたっては、調査や面接等を実施し、いわゆるケースの見立てを形成していく必要がある。保護者援助プログラムは、その重要なツールとして用いられており、プログラムの作成、実施が必要との判断も、こうした見立てに基づいて行われているはずである。

一方、乳児院の施設特性から援助のゴールを「家庭引き取り」か「公的保護（の継続）」かの二者択一と考えると、見立てをする際にゴールを全く想定しないままケースワークを行う、ということは考えづらい。

つまり、「家庭引き取り」できる可能性が高い、あるいは「乳児院一時保護（入所措置）期間内の問題解決は困難で、「公的保護（の継続）」は避けられないだろう」等、ある程度の見立てがあったうえで、プログラム作成を含む保護者援助が検討されているのが、実態ではないだろうか。

そのように考えると、予め「家庭引き取り」が見立てられるケースについては、あえて「特定の専門的な援助技術」を取り入れることなく、「独自の」プログラムを実施しながら、親子関係再統合、生活環境調整等の課題解決を図っていくことが選択され、他方、見立ての中で乳児院入所（保護）期間内に課題解決が図れそうにないケースについては、むしろ「特定の専門的な援助技術」を取り入れたプログラムを保護者に提示し、公的保護の必要性を認識してもらうツールにしていることが考えられる。保護者が虐待行為を認めず児相等と対立関係にあるような事例も、後者に少なからず含まれていることが推察される。

表 103 2-1. 乳児院、児童相談所、NPO 等が協働で、あるいは単独で「保護者援助プログラム」を作成したか と 1-6. 解除後の子どもの行き先のクロス表

		1-6. 解除後の子どもの行き先						合計	
		家庭引き取り	乳児院 入所・転 園	児童養 護施設 入所	障害児 施設入 所	里親委 託	その他		
2-1. 乳児院、児童相談所、NPO 等が協働で、あるいは単独で「保護者援助プログラム」を作成したか	特定の専門的な援助技術を取り入れた「保護者援助プログラム」を作成	度数	66	10	69	6	10	2	163
		2-1. の %	40.5%	6.1%	42.3%	3.7%	6.1%	1.2%	100.0%
		1-6. の %	22.2%	20.8%	37.9%	31.6%	25.6%	11.1%	27.0%
	独自の「保護者援助プログラム」を作成	度数	83	9	31	1	6	4	134
		2-1. の %	61.9%	6.7%	23.1%	0.7%	4.5%	3.0%	100.0%
		1-6. の %	27.9%	18.8%	17.0%	5.3%	15.4%	22.2%	22.2%
	「保護者援助プログラム」を作成する必要があったが、しなかった	度数	21	1	21	1	3	4	51
		2-1. の %	41.2%	2.0%	41.2%	2.0%	5.9%	7.8%	100.0%
		1-6. の %	7.1%	2.1%	11.5%	5.3%	7.7%	22.2%	8.5%
	事例の状況等により、「保護者援助プログラム」を作成する必要がなかった	度数	58	13	41	7	16	5	140
		2-1. の %	41.4%	9.3%	29.3%	5.0%	11.4%	3.6%	100.0%
		1-6. の %	19.5%	27.1%	22.5%	36.8%	41.0%	27.8%	23.2%
「保護者援助プログラム」を作成したかどうか、わからない	度数	69	15	20	4	4	3	115	
	2-1. の %	60.0%	13.0%	17.4%	3.5%	3.5%	2.6%	100.0%	
	1-6. の %	23.2%	31.3%	11.0%	21.1%	10.3%	16.7%	19.1%	
合計	度数	297	48	182	19	39	18	603	
	2-1. の %	49.3%	8.0%	30.2%	3.2%	6.5%	3.0%	100.0%	
	1-6. の %	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

5) ネグレクトの事例には「特定の専門的な援助技術」を取り入れたプログラムが、身体的虐待の事例には「独自の」プログラムが適用される傾向がある。

「特定の専門的な援助技術」を取り入れた保護者援助プログラム 165 事例のうち、虐待種別（種類）がネグレクトのケースは 107 件（64.8%）である。この件数は、欠損値を除くネグレクト 375 事例の 28.5%にあたる。

他方、欠損値を除く身体的虐待 206 事例のうち、「独自の」プログラムを作成したのは 27.7% (57 件) で、「特定の…」プログラムを作成した 49 件の 23.8% を上回っている。

前述の 3) と 4) の結果も踏まえると、ネグレクト事例については“「特定の専門的な援助技術」を取り入れた保護者援助プログラムの実施⇒「公的保護（継続）」の判断”という傾向が見られるのに対し、身体的虐待の事例については“「独自の」保護者援助プログラムの実施⇒「家庭引き取り」の判断”という傾向があると考えられる。

また、心理的虐待では、「特定の専門的な援助技術」を取り入れた保護者援助プログラムの実施（24 事例のうち 33.3%にあたる 8 件が該当）と「家庭引き取り」の比率が高い（表 104）。

▼性的虐待の状況

ここで、性的虐待の事例について少し述べたい。本調査において、虐待種別（種類）を性虐待と上げた事例は、主たる（以下、主）で 3 件、従たる（以下、従）で 4 件、合計 7 件。それら 7 事例の、プログラム作成の状況をみると、「特定の…」が 3 件（主 1、従 2）、「独自の」が 2 件（主 1、従 1）、「わからない」が 2 件（主 1、従 1）で、プログラム作成の割合が高い。

解除後の子どもの行き先は、「公的保護（の継続）」3 件（主 2、従 1）、「家庭引き取り」3 件（従 3）、未回答 1 件（主 1）。主たる虐待者は、実父 4 件（主 2、従 2）、実母 3 件（主 1、従 2）。従たる虐待者は、実母、実父、「わからない」が各 2 件。「家庭引き取り」の事例は全て、虐待者の居る家庭に帰っている。

保護時点の子どもの年齢は、1 歳児 4 件、2 歳児 3 件。そのうち最年長は 2 歳 9 ヶ月、最年少は 1 歳 2 ヶ月。7 件すべて女兒である。

プログラム作成実施等を考察する以前の問題として、乳児年齢の子どもへの性的虐待が事例として回答されていることこそ、注目すべき問題と言える。つまり、乳児年齢であっても、性的虐待は起こり得るという事実を援助者は再確認すべきである。そして援助の実際等について、別途詳細な調査、慎重な検証が期待される。

表 104 2-1. 乳児院、児童相談所、NPO 等が協働で、あるいは単独で

「保護者援助プログラム」を作成したか と 1-8. 主たる虐待種別（種類） のクロス表

		1-8. 主たる虐待種別（種類）				合計	
		身体的	ネグレクト	心理的	性的		
2-1. 乳児院、児童相談所、NPO 等が協働で、あるいは単独で「保護者援助プログラム」を作成したか	特定の専門的な援助技術を取り入れた「保護者援助プログラム」を作成	度数	49	107	8	1	165
		2-1. の %	29.7%	64.8%	4.8%	0.6%	100.0%
		1-8. の %	23.8%	28.5%	33.3%	33.3%	27.1%
	独自の「保護者援助プログラム」を作成	度数	57	73	3	1	134
		2-1. の %	42.5%	54.5%	2.2%	0.7%	100.0%
		1-8. の %	27.7%	19.5%	12.5%	33.3%	22.0%
	「保護者援助プログラム」を作成する必要があったが、しなかった	度数	13	37	1	0	51
		2-1. の %	25.5%	72.5%	2.0%	0.0%	100.0%
		1-8. の %	6.3%	9.9%	4.2%	0.0%	8.4%
	事例の状況等により、「保護者援助プログラム」を作成する必要がなかった	度数	35	98	8	0	141
		2-1. の %	24.8%	69.5%	5.7%	0.0%	100.0%
		1-8. の %	17.0%	26.1%	33.3%	0.0%	23.2%
「保護者援助プログラム」を作成したかどうか、わからない	度数	52	60	4	1	117	
	2-1. の %	44.4%	51.3%	3.4%	0.9%	100.0%	
	1-8. の %	25.2%	16.0%	16.7%	33.3%	19.2%	
合計	度数	206	375	24	3	608	
	2-1. の %	33.9%	61.7%	3.9%	0.5%	100.0%	
	1-8. の %	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

6) 「家庭引き取り」と「公的保護（の継続）」、解除後の子どもの行き先がどちらにおいても、保護者援助プログラムを乳児院と児童相談所が協働、協力して作成する割合は、ほぼ同様である。

解除後の子どもの行き先が「家庭引き取り」となった事例では、合計 120 件のケースが、乳児院と児童相談所が協働あるいは協力してプログラムを作成し、家庭引き取りとなったと回答している。これは、欠損値を除く「家庭引き取り」296 事例の 40.5%、プログラムを作成した事例 133 件（この質問項目は該当しない 163 件を除いた）の 90.2%にあたる。他方「公的保護」では、合計 285 事例のうち 33.0%にあたる 94 件が、乳児院と児相が協力、協働してプログラムを作成したと回答。この件数はプログラムを作成した事例 107 件で見ると、87.9%にあたる。

また、家庭引き取り、公的保護いずれも「児童相談所主体で作成…」が最も多い。前者では、プログラム作成した 133 事例の 43.6%にあたる 58 件、後者は同じく 107 事例の 43.9%にあたる 47 件。同じ考え方で「乳児院と児童相談所が協力・協働して作成」の割合をみると、前者が 37.6%、後者は 36.3%である。これらの点でも「家庭引き取り」と「公的保護」で同様の割合になっていることは興味深い。

「乳児院主体で作成し、児童相談所が協力」した事例については、計 20 件の回答があった。そのうち

12 件（60%）が家庭引き取りとなっている。

プログラム作成が、「児童相談所だけ…」と「乳児院だけ…」の事例についても、それぞれ 16 件、10 件が報告されている。前者が家庭引き取りの割合が高い（62.5%）のに対し、後者は公的保護が 70%である。共通しているのは、どちらにも里親委託ケースの該当がないこと。里親委託に関しては、両者が協力せずにプログラム作成することはない、ということであろうか（表 105）。

前述したようにプログラム作成にあたっては、ケースワーク上、ある程度の見立てを行っていることが想定される。確かに、「家庭引き取り」が見立てられるケースゆえ乳児院と児相が協力してプログラムを作成した、という事例が少なからずあることも想像される。

しかし、今回の結果からは、プログラム作成における乳児院と児童相談所との協力は、解除後の子どもの行き先に関わらずに行われていることを読み取ることができる。またこのことから、保護者に提示するプログラムのゴールとして、「家庭引き取り」だけでなく「公的保護（の継続）」が併記されていることが推察される。

表 105 1-6. 解除後の子どもの行き先 と 2-3. プログラムの作成について、「乳児院」と「児童相談所」がどのように関与したか（作成主体）のクロス表

		2-3. プログラムの作成について、「乳児院」と「児童相談所」がどのように関与したか（作成主体）						合計	
		乳児院と 児相が協 力、協働 して作成	乳児院主 体で作成 し、児相 が協力	児相主体 で作成 し、乳児 院が協力	児相だけが 作成し、乳 児院は関与 せず	乳児院だ けで作成 し、児相は 関与せず	この質 問項目 は該当 しない		
1-6. 解 除後 の子 ども の行 き先	家庭引き取り	度数	50	12	58	10	3	163	296
		1-6. の %	16.9%	4.1%	19.6%	3.4%	1.0%	55.1%	100.0%
		2-3. の %	54.3%	60.0%	54.2%	62.5%	30.0%	46.0%	49.4%
	乳児院入所 (転園含む)	度数	5	0	14	1	0	30	50
		1-6. の %	10.0%	0.0%	28.0%	2.0%	0.0%	60.0%	100.0%
		2-3. の %	5.4%	0.0%	13.1%	6.3%	0.0%	8.5%	8.3%
	児童養護施設 入所	度数	27	5	28	5	6	107	178
		1-6. の %	15.2%	2.8%	15.7%	2.8%	3.4%	60.1%	100.0%
		2-3. の %	29.3%	25.0%	26.2%	31.3%	60.0%	30.2%	29.7%
	障害児施設入 所	度数	0	0	2	0	1	16	19
		1-6. の %	0.0%	0.0%	10.5%	0.0%	5.3%	84.2%	100.0%
		2-3. の %	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	10.0%	4.5%	3.2%
	里親委託	度数	7	3	3	0	0	25	38
		1-6. の %	18.4%	7.9%	7.9%	0.0%	0.0%	65.8%	100.0%
		2-3. の %	7.6%	15.0%	2.8%	0.0%	0.0%	7.1%	6.3%
	その他	度数	3	0	2	0	0	13	18
		1-6. の %	16.7%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	72.2%	100.0%
		2-3. の %	3.3%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	3.7%	3.0%
合計	度数	92	20	107	16	10	354	599	
	1-6. の %	15.4%	3.3%	17.9%	2.7%	1.7%	59.1%	100.0%	
	2-3. の %	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

7) 「段階的な援助を概ね実施」した結果、家庭引き取りになる割合が高いが、解除後の子どもの行き先に関わらず援助に取り組んでいる状況が見られる。

「家庭引き取り」事例 300 件（欠損値除く）のうち、160 件（53.3%）で「段階的な援助を概ね実施」と回答があった。「この質問項目は該当しない」74 件を除く 226 件における割合でみると 71%である。

また、「段階的な援助を概ね実施」した回答群 251 件（欠損値除く）における「家庭引き取り」の割合は 63.7%となっている。

一時保護あるいは入所措置後、段階を経て家庭引き取りに至る援助過程の考え方が、支援者側に広く浸透していると思われる。

他方、「公的保護(の継続)」が判断された事例については、該当する 296 事例の 28.7%にあたる 85 件から、「段階的な援助を概ね実施」したと回答されている。

「この質問項目は該当しない」114 件を除く 182 件における割合で見ても 46.7%で、「家庭引き取り」事例に比べ、実施した割合が低くなっている。

これについて、別の見方をしてみる。本調査では、「段階的な援助を概ね実施」251 件と「段階的な…

途中で中断」44 件、合わせて 295 件が段階的援助に取り組んだ事例となる。この件数は 614 事例（欠損値除く）の 48%、つまり約半数のケースが段階的援助を試みたことになる。

この 295 件のうち、段階的援助の実施を経て家庭引き取りになる割合が 54.2%（160 件）、同じく公的保護になる割合が 28.8%（85 件）、ほぼ 2 対 1 の比率である。他方「中断」してしまう割合は 15%（44 件）。このうち公的保護が判断される割合が 81.8%（36 件）である。

例えば 20 事例あるとすると、段階的な援助に取り組むのは半数の 10 ケース。そのうち 1～2 件は中断せざるを得ない状況になり、そのケースは公的保護

が判断される確率が高い。残りの8～9件は段階的な援助を概ね実施できるが、家庭引き取りになるのは5～6ケースで、残りの2～3ケースは公的保護を判断することになる。

的保護(の継続)」が併記されていることが推察される
 “と記述したが、段階的援助においても同様のこと、つまり、段階的に援助過程が進んでも「家庭引き取り」にならない可能性があることを、援助者側が保護者に提示しながらプログラムを進めている状況が推察される(表106.)。

協働・協力の項で、“保護者に提示するプログラムのゴールとして、「家庭引き取り」だけでなく、「公

表106 1-6.解除後の子どもの行き先と2-4.保護者対応に際し、段階的な援助(面会、外出、外泊等を段階的に展開する援助)を行ったか(段階的援助)のクロス表

		2-4.保護者対応に際し、段階的な援助(面会、外出、外泊等を段階的に展開する援助)を行ったか(段階的援助)						この質問項目は該当しない	合計
		段階的な援助を概ね実施	段階的な援助を概ね実施したが、途中で中断	段階的な援助をする必要があったが、実施せず	段階的な援助をする必要がなし	段階的な援助をしたかどうか、わからない			
1-6.解除後の子どもの行き先	家庭引き取り	度数	160	6	17	38	5	74	300
		1-6. の %	53.3%	2.0%	5.7%	12.7%	1.7%	24.7%	100.0%
		2-4. の %	63.7%	13.6%	50.0%	47.5%	50.0%	37.9%	48.9%
	乳児院入所(転園含む)	度数	13	3	3	7	0	25	51
		1-6. の %	25.5%	5.9%	5.9%	13.7%	0.0%	49.0%	100.0%
		2-4. の %	5.2%	6.8%	8.8%	8.8%	0.0%	12.8%	8.3%
	児童養護施設入所	度数	61	29	10	22	4	59	185
		1-6. の %	33.0%	15.7%	5.4%	11.9%	2.2%	31.9%	100.0%
		2-4. の %	24.3%	65.9%	29.4%	27.5%	40.0%	30.3%	30.1%
	障害児施設入所	度数	5	0	2	6	0	7	20
		1-6. の %	25.0%	0.0%	10.0%	30.0%	0.0%	35.0%	100.0%
		2-4. の %	2.0%	0.0%	5.9%	7.5%	0.0%	3.6%	3.3%
里親委託	度数	6	4	1	5	1	23	40	
	1-6. の %	15.0%	10.0%	2.5%	12.5%	2.5%	57.5%	100.0%	
	2-4. の %	2.4%	9.1%	2.9%	6.3%	10.0%	11.8%	6.5%	
その他	度数	6	2	1	2	0	7	18	
	1-6. の %	33.3%	11.1%	5.6%	11.1%	0.0%	38.9%	100.0%	
	2-4. の %	2.4%	4.5%	2.9%	2.5%	0.0%	3.6%	2.9%	
合計	度数	251	44	34	80	10	195	614	
	1-6. の %	40.9%	7.2%	5.5%	13.0%	1.6%	31.8%	100.0%	
	2-4. の %	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

実際に、ここでは統計結果表を紹介しないが、“2-5 面会、外出等の実施について、「乳児院」と「児童相談所」がどのように関与したか”と“1-6 解除後の子どもの行き先”とのクロスでは、「家庭引き取り」300 事例の65.3%にあたる196 件で、乳児院と児相が何らかの形で協働、協力し援助を実施したと回答。同じく「公的保護(の継続)」を判断した296 事例では、164 件(55.4%)が協働、協力したと回答しており、顕

著な差はない。

8)「家庭引き取り」となった事例は、面会・外出・外泊までの過程を段階的に行っているケースが多い。

保護者援助プログラムの進んだ段階について、回答のあった308 事例について、その組み合わせと解除後の子どもの行き先の関連性を見てみた。

「家庭引き取り」のケースについては、面会（1と2のいずれか、または両方）、外出（3と4のいずれか、または両方）、外泊（6）のすべてを実施したケースが合計87件。「家庭引き取り」と回答された167件の52.1%にあたる。1から6の全段階を実施した事例も10件報告があり、すべて家庭引き取りになっている。

表 107 2-8. プログラムを実施した結果、進んだ段階と 1-6. 解除後の子どもの行き先のクロス表

		1-6. 解除後の子どもの行き先						合計
		家庭引き取り	乳児院入所(転園)	児童養護施設入所	障害児施設入所	里親委託	その他	
2-8. プログラムを実施した結果、進んだ段階	123456	10	0	0	0	0	0	10
	12456	3	0	0	0	1	0	4
	12346	19	1	3	0	2	0	25
	1256	0	0	0	0	0	1	1
	1346	1	0	0	0	0	0	1
	1246	44	1	4	0	1	0	50
	1236	1	0	2	0	0	1	4
	246	10	1	5	1	1	0	18
	146	3	0	0	0	0	0	3
	136	1	0	0	1	0	0	2
	126	17	1	2	0	0	1	21
	46	1	0	2	0	0	0	3
	26	4	0	2	0	0	0	6
	16	4	0	1	0	0	0	5
	6	9	0	2	0	0	0	11
	12345	0	0	1	0	0	0	1
	1245	0	0	1	0	0	0	1
	125	2	0	1	0	0	0	3
	1234	1	1	4	0	0	0	6
	124	2	0	4	1	1	1	9
	24	0	0	3	0	0	0	3
	14	0	0	1	0	0	0	1
	4	1	0	1	0	0	0	2
	123	0	0	2	0	0	0	2
	23	0	0	1	0	0	0	1
	13	0	0	2	0	0	0	2
	3	1	0	0	0	0	0	1
	12	12	5	26	4	0	1	48
	2	2	0	13	0	0	0	15
	1	19	3	15	3	5	4	49
合計	167	13	98	10	11	9	308	

1. 児童と保護者との面会（乳児院、児相等のスタッフが付き添い、児童と保護者だけにしない面会）
2. 児童と保護者との面会（児童と保護者だけで過ごす時間を設定した面会）
3. 児童と保護者との外出（乳児院、児相等のスタッフが付き添う外出）
4. 児童と保護者との外出（児童と保護者だけの外出）
5. 児童と保護者の施設内宿泊
6. 児童の保護者宅への外泊

また、「家庭引き取り」が可能かどうかを判断する場合、「6. 児童の保護者宅への外泊」が最終段階であり、もっとも重要な評価の機会と考えられる。167事例のうち、外泊を実施したのは127件（76%）である。

面会期だけで家庭引き取りを判断した事例も33件（19.8%）ある。地域の支援体制の構築、虐待者が当該家庭に居るかどうかが、保護者の虐待行為への理解度等により、プログラムの中断ということではなく、必要な援助は面会期で十分評価できた、という状況が想像される。

一方、「公的保護（の継続）」が判断されたケースについてはその大半が面会期までで、132事例のうち74件（56.1%）が該当する。だが、外泊まで実施しているケースも34件（25.8%）あり、単純に考えれば時々外泊を実施し親子・家族間交流を維持しながら、基本は公的保護を継続して子どもを安全・安心な環境の下養育していく判断に至るケースが、4事例に1件程度の割合である、ということである。

「段階的な援助を概ね実施していたが途中で中断した」事例のうち、「公的保護（の継続）」が判断されたケースが36件のみであることを考慮すると、ケースによっては、「プログラムの中断」という評価ではなく、児童養護施設等に子どもが移ったところで、プログラムに基づく援助を「継続」し、実施していることが、推察される。

また、本調査で「5. 児童と保護者の施設内宿泊」を実施した事例は20件。そのうち家庭引き取りが15件（75%）、うち2件は外泊を実施せずに引き取りとしている。他方、公的保護は4件（20%）である。「施設内宿泊」が実施できる環境を有しているかは、ケースの状況・状態に合わせたプログラムを作成するうえで、施設、児相にとって大きい要素なのではないだろうか。とはいえ、その環境を有効に活用できるかどうかは、スタッフ体制や運営の知識等、別の課題がある。別途、施設内宿泊を利用した援助の詳細について、事例検討等で情報交換・共有されることが望まれる（表107）。

9) 一時保護後、家庭引き取りとなった事例では、児童相談所からの提案で解除が判断されるケースが多い。

欠損値除く585事例で、「解除後の子どもの行き先」と「解除の判断」相関を見てみる。

最も多かった事例が、一時保護ケースの家庭引き取りを「児童相談所側からの提案で乳児院が了解」した107件で、総和の17.4%にあたる。総じて一時保護事例においては、児相主導型の判断が行われており、214事例の66.8%にあたる143件がそれに該

当している。

これらの事例には、保護期間が比較的短く、事例

の重症度が相対的に軽微なものが多く含まれていることが考えられる。

表 108 1-6. 解除後の子どもの行き先と 4-1. 本事例の措置（保護）解除の判断について、乳児院と児童相談所がどのように関与したか。あてはまるものをひとつ選ぶ（解除の判断）のクロス表

			4-1. 本事例の措置（保護）解除の判断について、乳児院と児童相談所がどのように関与したか。あてはまるものをひとつ選ぶ（解除の判断）											
			対等に協議し、児相が判断		乳児院側から提案し、児相が判断		児相側から提案され、乳児院が了解		意見が対立し、児相が一方的に判断		乳児院は全く関与せず		合計	
			度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
1-6. 解除後の子どもの行き先	家庭引き取り	一時保護	27	4.6%	0	0.0%	102	17.4%	3	0.5%	11	1.9%	143	24.4%
		入所措置	68	11.6%	5	0.9%	77	13.2%	2	0.3%	7	1.2%	159	27.2%
	乳児院入所・転園	一時保護	9	1.5%	2	0.3%	28	4.8%	0	0.0%	2	0.3%	41	7.0%
		入所措置	2	0.3%	0	0.0%	3	0.5%	0	0.0%	1	0.2%	6	1.0%
	児童養護施設入所	一時保護	10	1.7%	2	0.3%	9	1.5%	0	0.0%	2	0.3%	23	3.9%
		入所措置	70	12.0%	12	2.1%	61	10.4%	1	0.2%	4	0.7%	148	25.3%
	障害児施設入所	一時保護	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		入所措置	9	1.5%	4	0.7%	4	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	17	2.9%
	里親委託	一時保護	2	0.3%	1	0.2%	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	4	0.7%
		入所措置	21	3.6%	1	0.2%	8	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	30	5.1%
その他	一時保護	0	0.0%	0	0.0%	3	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.5%	
	入所措置	5	0.9%	1	0.2%	5	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	11	1.9%	
合計		一時保護	48	8.2%	5	0.9%	143	24.4%	3	0.5%	15	2.6%	214	36.6%
		入所措置	175	29.9%	23	3.9%	158	27.0%	3	0.5%	12	2.1%	371	63.4%
		合計	223	38.1%	28	4.8%	301	51.5%	6	1.0%	27	4.6%	585	100.0%

他方、入所措置の事例では、「対等に協議、判断した」と、「児相側からの提案で乳児院が了解」した、がほぼ同様の割合で、報告されている。このことから、一時保護事例に比べ、措置事例では乳児院と児童相談所が対等に支援に参画し、援助方針を検討している傾向が強いことが読み取れる。

その中で里親委託のケースについては、入所措置 30 事例の 70%にあたる 21 件で「対等に協議、判断した」との回答があり、乳児院と児童相談所の解除の判断における対等性がより明白になっている。里親委託を進める際には、子どもと里親の関係調整から里親支援（新任の里親の場合は研修的な要素も多分に含まれる）まで、乳児院の担う役割がとて大きいことが考えられる。

また、里親が子どもの状態や特徴について理解を深めていくためには、乳児院と里親が直接交流しながら受託までの過程を経ることが望ましい。本調査で里親委託の判断について、乳児院が児童相談所と「対等に協議し、判断した」と回答した割合が高いことは、乳児院が里親委託の担い手として重要

な機関のひとつであり、また乳児院自身がその自覚を強く持っていることが推察される（表 108）。

10) 作成した「保護者援助プログラム」への評価については、「独自の」プログラムの方が乳児院の評価が高い。

保護者援助プログラム（「特定の専門的な援助技術」を取り入れたプログラムと「独自の」プログラム）を作成した計 293 事例（欠損値除く）のうち、協働に関して積極的な評価（「十分協働できた」と「概ね協働できた」）をしたケースは 171 件で、58.4%にあたる。「独自の」プログラムを作成したケースでは 98 件（73.1%）、「特定の専門的な援助技術」を取り入れたプログラムを作成したケースでは、73 件（45.9%）が該当し、「独自の」プログラムを作成した事例で乳児院の評価が高い傾向が見られる。

「特定の…」プログラムについては、「この質問項目は該当しない」としているケースが 41.5%ある。プログラムが途中で中断、あるいは実施途中での措

置変更等により、評価の回答が避けられたことが推察される。

またプログラムを作成した 293 事例で、協働に関

し消極的な評価（「どちらともいえない」「あまり出来なかった」「全く出来なかった」）と回答したケースは 46 件（15.7%）である。

表 109 2-1. 乳児院、児童相談所、NPO 等が協働で、あるいは単独で「保護者援助プログラム」を作成したか と 4-2. 本事例に実施した「保護者援助プログラム」について、児童相談所との協働がどの程度できたか。乳児院側の評価についてあてはまるものを、次の中からひとつ選ぶ（協働への評価） のクロス表

			4-2. 本事例に実施した「保護者援助プログラム」について、児童相談所との協働がどの程度できたか。乳児院側の評価についてあてはまるものを、次の中からひとつ選ぶ（協働への評価）						合計
			十分出来た	概ね出来た	どちらともいえない	あまり出来なかった	全く出来なかった	質問項目非該当	
2-1. 乳児院、児童相談所、NPO 等が協働で、あるいは単独で「保護者援助プログラム（以下、プログラム）」を作成したか	「特定の…」プログラムを作成	度数	32	41	12	5	3	66	159
		2-1. の %	20.1%	25.8%	7.5%	3.1%	1.9%	41.5%	100.0%
		4-2. の %	47.8%	33.1%	17.4%	33.3%	27.3%	21.7%	26.9%
	独自のプログラムを作成	度数	31	67	22	4	0	10	134
		2-1. の %	23.1%	50.0%	16.4%	3.0%	0.0%	7.5%	100.0%
		4-2. の %	46.3%	54.0%	31.9%	26.7%	0.0%	3.3%	22.7%
	作成する必要があるが、しなかった	度数	0	1	4	2	3	38	48
		2-1. の %	0.0%	2.1%	8.3%	4.2%	6.3%	79.2%	100.0%
		4-2. の %	0.0%	0.8%	5.8%	13.3%	27.3%	12.5%	8.1%
	作成する必要がなかった	度数	4	10	12	2	0	112	140
		2-1. の %	2.9%	7.1%	8.6%	1.4%	0.0%	80.0%	100.0%
		4-2. の %	6.0%	8.1%	17.4%	13.3%	0.0%	36.8%	23.7%
作成したかどうか、わからない	度数	0	5	19	2	5	78	109	
	2-1. の %	0.0%	4.6%	17.4%	1.8%	4.6%	71.6%	100.0%	
	4-2. の %	0.0%	4.0%	27.5%	13.3%	45.5%	25.7%	18.5%	
合計	度数	67	124	69	15	11	304	590	
	2-1. の %	11.4%	21.0%	11.7%	2.5%	1.9%	51.5%	100.0%	
	4-2. の %	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

一方、保護者援助プログラムを作成しなかった（「必要があったがしなかった」「必要がなかった」「作成したかどうかわからない」）297 事例では、協働に関し積極的な評価をしたケースは 20 件（6.7%）、消極的な評価は 49 件（16.5%）で、後者の割合が高い。「この質問項目は該当しない」の回答数が多いため、少ない事例数での考察になるが、プログラム作成がなかった場合は、協働への評価が低い傾向が伺える（表 109）。

11) 「公的保護（の継続）」が判断された事例に比べ、「家庭引き取り」が判断された事例の方が、「保護者援助プログラム」の協働への評価が高い傾向にある。

解除後の子どもの行き先と、協働への評価の状況を見ると、「十分協働できた」と「概ね協働できた」

を合わせた 196 事例のうち、60.0%にあたる 117 件が「家庭引き取り」となっている。

一方「どちらともいえない」と回答した 70 事例については、「家庭引き取り」（34 件）と「公的保護」（35 件）がほぼ同数である。

「あまり協働できなかった」では、15 事例のうち 9 件が「公的保護」である。

「この質問項目は該当しない」を除いて、行き先別に傾向を見ると、「家庭引き取り」165 事例では、協働に関して積極的な評価（「十分協働できた」と「概ね協働できた」）をした 117 件は、71%に該当する。

他方、「公的保護（の継続）」が判断された 120 事例では、39.1%にあたる 47 件が協働に関し消極的な評価（「どちらともいえない」「あまり出来なかった」「全く出来なかった」）になっている。唯一、

里親委託だけは、14 事例のうち消極的評価は 1 件のみ。92.9%が積極的評価となっている。

「家庭引き取り」となったケースは、「公的保護（の継続）」が判断されたケースに比べ、評価の振り返りが比較的容易であり、また達成感が高いこと

が考えられる。反面、「全く協働できなかった」と回答があったのは 13 事例だけだが、そのうち 10 件が「家庭引き取り」ケースであることも、興味深い（表 110）。

表 110 1-6. 解除後の子どもの行き先と 4-2. 本事例に実施した「保護者援助プログラム」について、児童相談所との協働がどの程度できたか。乳児院側の評価についてあてはまるものを、次の中からひとつ選ぶ（協働への評価）のクロス表

			4-2. 本事例に実施した「保護者援助プログラム」について、児童相談所との協働がどの程度できたか。乳児院側の評価についてあてはまるものを、次の中からひとつ選ぶ（協働への評価）						合計
			十分出来た	概ね出来た	どちらともいえない	あまり出来なかった	全く出来なかった	質問項目非該当	
1-6. 解除後の子どもの行き先	家庭引き取り	度数	38	79	34	4	10	133	298
		1-6. の %	12.8%	26.5%	11.4%	1.3%	3.4%	44.6%	100.0%
		4-2. の %	53.5%	63.2%	48.6%	26.7%	76.9%	43.3%	49.6%
	乳児院入所 (転園含む)	度数	7	2	13	0	1	24	47
		1-6. の %	14.9%	4.3%	27.7%	0.0%	2.1%	51.1%	100.0%
		4-2. の %	9.9%	1.6%	18.6%	0.0%	7.7%	7.8%	7.8%
	児童養護施設入所	度数	19	27	20	9	1	106	182
		1-6. の %	10.4%	14.8%	11.0%	4.9%	0.5%	58.2%	100.0%
		4-2. の %	26.8%	21.6%	28.6%	60.0%	7.7%	34.5%	30.3%
	障害児施設入所	度数	1	4	1	0	1	12	19
		1-6. の %	5.3%	21.1%	5.3%	0.0%	5.3%	63.2%	100.0%
		4-2. の %	1.4%	3.2%	1.4%	0.0%	7.7%	3.9%	3.2%
	里親委託	度数	5	8	1	0	0	25	39
		1-6. の %	12.8%	20.5%	2.6%	0.0%	0.0%	64.1%	100.0%
		4-2. の %	7.0%	6.4%	1.4%	0.0%	0.0%	8.1%	6.5%
	その他	度数	1	5	1	2	0	7	16
		1-6. の %	6.3%	31.3%	6.3%	12.5%	0.0%	43.8%	100.0%
		4-2. の %	1.4%	4.0%	1.4%	13.3%	0.0%	2.3%	2.7%
合計	度数	71	125	70	15	13	307	601	
	1-6. の %	11.8%	20.8%	11.6%	2.5%	2.2%	51.1%	100.0%	
	4-2. の %	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

12) プログラム作成に保護者参加があった事例では「家庭引き取り」となったケースが多い。

本調査では、プログラム作成に「保護者参加あり」と回答があったのは 151 事例である。この件数は全回答数 624 件の 24.1%にあたる。

近年、子ども家庭福祉分野においても当事者参画の考え方が推進され浸透し始めているが、今回の調査で乳児院事例においても着実に取り組まれていることが確認された。

そのうち 60.9%にあたる 92 件が「家庭引き取り」となっている。また「保護者参加なし」と乳児院が把握している事例は、254 件。その 58.4%にあたる 143 件が児童養護施設入所等「公的保護」になっている。

この結果から、保護者援助プログラムの作成に保護者自身が参加することで、「家庭引き取り」の実現に一定の効果があることが考えられるが、保護者参加を求めることが出来るケースは「家庭引き取り」できる可能性が高い、という推察も可能である。

一方、「保護者参加あり」のうち 54 事例 (35.8%) で「公的保護（の継続）」が判断されていることも注目される。プログラムの作成・実施は、必ずしも「家庭引き取り」だけが援助の目的ではない。保護者自身が子どもへの虐待行為を認識し、状態や環境等を改善していくことが本来的なプログラム作成・実施の目的であるとすれば、乳児院期に実施するプログラムのゴールには、「家庭引き取り」と「公的保護（の継続）」が両方提示されるはずである。

プログラムの各段階で改善状況（子どもが安心して養育できる環境が整っているかどうか）を当事者と援助者が一緒に確認し、当事者（保護者）自身が「今の状況、状態では、まだ家庭に子どもを引き取れない」と気づくこと、子どもの施設入所を当事者が自分自身の問題として認識し判断することも、援助の重要な視点である（表111）。

表111 1-6. 解除後の子どもの行き先 と 2-7. 保護者参加があったかのクロス表

		2-7. 保護者参加があったか			合計	
		参加あり	参加なし	わからない		
1-6. 解除後の子どもの行き先	家庭引き取り	度数	92	99	83	274
		1-6. の%	33.6%	36.1%	30.3%	100.0%
		2-7. の%	60.9%	40.4%	58.5%	50.9%
	乳児院入所・転園	度数	7	26	17	50
		1-6. の%	14.0%	52.0%	34.0%	100.0%
		2-7. の%	4.6%	10.6%	12.0%	9.3%
	児童養護施設入所	度数	38	87	27	152
		1-6. の%	25.0%	57.2%	17.8%	100.0%
		2-7. の%	25.2%	35.5%	19.0%	28.3%
	障害児施設入所	度数	2	11	5	18
		1-6. の%	11.1%	61.1%	27.8%	100.0%
		2-7. の%	1.3%	4.5%	3.5%	3.3%
	里親委託	度数	7	19	4	30
		1-6. の%	23.3%	63.3%	13.3%	100.0%
		2-7. の%	4.6%	7.8%	2.8%	5.6%
	その他	度数	5	3	6	14
		1-6. の%	35.7%	21.4%	42.9%	100.0%
		2-7. の%	3.3%	1.2%	4.2%	2.6%
合計	度数	151	245	142	538	
	1-6. の%	28.1%	45.5%	26.4%	100.0%	
	2-7. の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

また参考までに、「保護者援助プログラム」作成との関連で見ると、特に「独自の」プログラムで、当

事者参加ありの事例が多い。「独自の」プログラム134事例のうち62.7%にあたる84件で保護者が参加している。この件数は「保護者参加あり」148件の56.8%にあたる。

13) 「合同ミーティング」を実施した事例の多くで、プログラム作成に「保護者が参加」している。

支援内容検討を行う際、保護者にも検討に参加してもらい合議する「合同ミーティング」は、児童相談所の主要な援助手法のひとつとして、また当事者参画の有効な援助技術として着実に広まり、援助者の間でその効果への評価が高まっている感がある。

当事者の主体性の向上を図ることをねらいとする「合同ミーティング」と、プログラム作成への「保護者参加」の状況を見ると、「合同ミーティング」を実施した158事例のうち57.0%にあたる90件で、保護者がプログラム作成に参加している。プログラム作成に「保護者参加あり」148事例で見ると、60.8%で「合同ミーティング」を実施しており、いずれも6割程度の相関関係にあることがわかる。

他方、「合同ミーティング」を実施しなかった304事例では、「保護者参加なし」が52.6%（160件）、「わからない」が32.2%（98件）である（表112）。

「合同ミーティング」の実施があれば、乳児院は保護者のプログラムへ作成への参加状況を把握しやすく、実施がない場合は保護者の参加を把握しづらい状況があると推察される。

表112 2-15. 合同ミーティングを実施したか と 2-7. 保護者参加があったかのクロス表

		2-7. 保護者参加があったか			合計	
		参加あり	参加なし	わからない		
2-15. 合同ミーティングを実施したか	した	度数	90	43	25	158
		2-15. の%	57.0%	27.2%	15.8%	100.0%
		2-7. の%	60.8%	17.6%	17.2%	29.4%
	しない	度数	46	160	98	304
		2-15. の%	15.1%	52.6%	32.2%	100.0%
		2-7. の%	31.1%	65.3%	67.6%	56.5%
	非該当	度数	12	42	22	76
		2-15. の%	15.8%	55.3%	28.9%	100.0%
		2-7. の%	8.1%	17.1%	15.2%	14.1%
	合計	度数	148	245	145	538
		2-15. の%	27.5%	45.5%	27.0%	100.0%
		2-7. の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

14) 「合同ミーティング」を実施した事例の多くは、解除後「家庭引き取り」となっている。

「合同ミーティング」を実施した結果、その効果として「家庭引き取り」に至った事例は107件。合同ミーティングを実施した164事例の65.2%にあたる。欠損値を除く「家庭引き取り」300事例で見ても、107件は35.7%にあたることから、「合同ミーティング」は「家庭引き取り」に向けた援助過程の中において取り入れられる傾向があることが読み取れる。また、「家庭引き取り」を判断するうえで、「合同ミーティング」の実施が重要な要素になっていることが推察される。

他方、「公的保護（の継続）」が判断された295事例（欠損値を除く）のうち、「合同ミーティング」を実施したケースは54件（18.3%）、実施しないのは158件（53.6%）。解除後「公的保護」となる事例では、「合同ミーティング」の適用は少ないと言える。

しかし、「合同ミーティング」を実施した結果、107件が「家庭引き取り」、54件が「公的保護」となった、という観点で見ると、「家庭引き取り」のための「合同ミーティング」と、「公的保護（の継続）」を確認するための「合同ミーティング」が、ほぼ2：1の割合で実施されている、と解釈することもできる（表113）。

表 113 1-6.解除後の子どもの行き先 と 2-15. 合同ミーティングを実施したかのクロス表

		2-15.合同ミーティングを実施したか			合計	
		実施した	実施しない	質問非該当		
1-6 解除後の 子どもの 行き先	家庭 引き 取り	度数	107	183	10	300
		1-6. の %	35.7%	61.0%	3.3%	100.0 %
		2-15. の %	65.2%	52.4%	10.1%	49.0%
	乳 児 院 入 所 ・ 転 園	度数	3	33	15	51
		1-6. の %	5.9%	64.7%	29.4%	100.0 %
		2-15. の %	1.8%	9.5%	15.2%	8.3%
	児 童 養	度数	39	96	51	186
		1-6. の %	21.0%	51.6%	27.4%	100.0 %

護 施 設 入 所	2-15. の %	23.8%	27.5%	51.5%	30.4%	
	障 害 児 施 設 入 所	度数	4	8	7	19
	1-6. の %	21.1%	42.1%	36.8%	100.0 %	
里 親 委 託	2-15. の %	2.4%	2.3%	7.1%	3.1%	
	度 数	8	21	10	39	
	1-6. の %	20.5%	53.8%	25.6%	100.0 %	
そ の 他	2-15. の %	4.9%	6.0%	10.1%	6.4%	
	度 数	3	8	6	17	
	1-6. の %	17.6%	47.1%	35.3%	100.0 %	
合 計	2-15. の %	1.8%	2.3%	6.1%	2.8%	
	度 数	164	349	99	612	
	1-6. の %	26.8%	57.0%	16.2%	100.0 %	
	2-15. の %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	

15) 実施した「保護者援助プログラム」の効果については、さらなる検証が必要である。

「保護者援助プログラム」の効果の認識に関しては、「わからない」あるいは「この質問項目は該当しない」とする回答が多かった。特に「特定の専門的な援助技術を取り入れた」プログラムにおいて、顕著である。

ここでは表を示さないが、欠損値を除く「特定の…」プログラムを作成した159事例のうち、「わからない」「質問項目非該当」が合わせて129件、74.9%が該当することになる。

前述のとおり、「特定の…」プログラムは、結果として「公的保護（の継続）」が判断されるケースに適用される傾向にあることから、この質問項目は、プログラムの実施中であり、従って、保護者の虐待行為への認識等、その状態・状況が変化の途上であり、乳児院側がプログラムの効果について、評価し得ない段階にあることが、10)の項目同様、推察される。

また、「特定の…」プログラムを作成、実施して、「虐待のリスクが完全に消失した」事例は4件

(2.5%)、「ほぼ消失した」では29件(18.2%)、合わせると20.7%となる。つまり、虐待のリスクの消失に関して「特定の…」プログラムは5ケースに1件の割合で、その効果があったと言える。

同様に「独自の」プログラムで見ると、134事例(欠損値を除く)のうち7件(5.2%)が「リスクは完全に消失」と回答。「ほぼ消失」については55件で、41%が該当する。このことから、「独自の」プログラムにおいては、リスク消失の評価が高いことがわかる。

一方、「虐待のリスクが完全に消失した」と「ほぼ消失した」を合わせると99件。そのうち95件が「特定の…」プログラム、または「独自の」プログラムを作成している。このことから、プログラムの作成と虐待リスク消失との関連性が高いことが推察されよう。

次に、解除後の子どもの行き先と、虐待のリスク評価との関連を見てみる。「家庭引き取り」296事例(欠損値を除く)のうち、「虐待のリスクが完全に消失した」と「ほぼ消失した」を合わせると81件。

「この質問項目は該当しない」164事例を除いた132事例での割合では61.4%となる。この81件は「完全に消失」13件、「ほぼ消失」86件を合わせた99件の81.8%にあたる。

また、「リスクはほとんど消失せず」7件、「ま

ったく消失せず」1件、「わからない」43件の回答があることは、「家庭引き取り」の判断が、必ずしも虐待の消失を前提としていないことを証明している。この領域に該当する事例は、地域ネットワークによる支援の体制を整え、家庭生活をしながら虐待行為の軽減を図っていける程度状況にあるケースと想定される。

一方「公的保護」の事例について、保護(の継続)の判断は、子どもを虐待環境から分離することであり、その意味では、虐待のリスクが完全に消失した、あるいはほぼ消失した、と評価することも可能である。今回、本調査の回答からは、こうした考えによるものと、「保護者の認識や態度、環境等が改善した」と、プログラムの効果を評価したものが、公的保護の事例においては混在してしまったことが考えられる。

また、「公的保護(の継続)」となった事例のうち、50件が虐待のリスクが消失したかどうか「わからない」と回答している。この中には、プログラムの効果の認識が乳児院側に曖昧なまま公的保護が判断されていること、すなわち児童相談所との連携の課題が含まれていると推察される。

いずれにしても、プログラムの効果に関しては、今後の調査課題としてさらなる検証が必要である(表114)。

表 114 1-6. 解除後の子どもの行き先 と 4-3. 本事例に実施した「保護者援助プログラム」の効果について、乳児院側がどのように認識しているか。次の中からあてはまるものを、ひとつ選ぶ(効果の認識) のクロス表

			4-3. 本事例に実施した「保護者援助プログラム」の効果について、乳児院側がどのように認識しているか。(「プログラムを実施したことによる虐待のリスク」への、効果の認識)					質問項目 非該当	合計
			完全に消失	ほぼ消失	ほとんど消失せず	まったく消失せず	わからない		
1-6. 解除後の子どもの行き先	家庭引き取り	度数	10	71	7	1	43	164	296
		1-6. の %	3.4%	24.0%	2.4%	0.3%	14.5%	55.4%	100.0%
		4-3. の %	76.9%	82.6%	43.8%	11.1%	44.8%	43.4%	49.5%
	乳児院入所 (転園含む)	度数	0	1	0	0	14	32	47
		1-6. の %	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	29.8%	68.1%	100.0%
		4-3. の %	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	14.6%	8.5%	7.9%
	児童養護施設入所	度数	2	12	8	6	31	122	181
		1-6. の %	1.1%	6.6%	4.4%	3.3%	17.1%	67.4%	100.0%
		4-3. の %	15.4%	14.0%	50.0%	66.7%	32.3%	32.3%	30.3%
	障害児施設入所	度数	0	0	0	1	2	16	19
		1-6. の %	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	10.5%	84.2%	100.0%
		4-3. の %	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	2.1%	4.2%	3.2%
	里親委託	度数	1	1	0	0	3	34	39
		1-6. の %	2.6%	2.6%	0.0%	0.0%	7.7%	87.2%	100.0%
		4-3. の %	7.7%	1.2%	0.0%	0.0%	3.1%	9.0%	6.5%
その他	度数	0	1	1	1	3	10	16	
	1-6. の %	0.0%	6.3%	6.3%	6.3%	18.8%	62.5%	100.0%	
	4-3. の %	0.0%	1.2%	6.3%	11.1%	3.1%	2.6%	2.7%	
合計	度数	13	86	16	9	96	378	598	
	1-6. の %	2.2%	14.4%	2.7%	1.5%	16.1%	63.2%	100.0%	
	4-3. の %	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

(3)-2 虐待種別（種類）と保護者の状態・状況

1) ネグレクト（養育放棄）は、女兒、男児それぞれ同じ割合で発生している。

本調査では、男児が 337 事例（54.1%）、女兒が 286 事例（45.9%）で、男児の数が女兒を上回っている。

虐待種別（種類）ごとに、男女別の傾向を見ると、本調査の事例の 6 割を占めるネグレクトについては、男女ほぼ同じ割合（女兒 61.4%、男児 61.5%）で発生しており、保護者による養育放棄は、性別によらないことが確認された。また、身体的虐待についても、若干男児の割合が高いが、大きな差ではない。

一方、心理的虐待は女兒の方にやや比率が高い傾向がみられる。性的虐待では回答のあった 3 件はすべて女兒である。だが、いずれも回答件数そのものが少ない。

これらのことから、乳児における虐待種別（種類）については、性別の特徴はほとんどない、と言える（表 115）。

表 115 1-8. 主たる虐待種別（種類）と 1-7. 性別 のクロス表

		1-7.性別		合計	
		女兒	男児		
1-8.主たる虐待種別（種類）	身体的	度数	94	119	213
		1-8. の %	44.1%	55.9%	100.0%
		1-7. の %	32.9%	35.3%	34.2%
	ネグレクト	度数	176	207	383
		1-8. の %	46.0%	54.0%	100.0%
		1-7. の %	61.5%	61.4%	61.5%
	心理的	度数	13	11	24
		1-8. の %	54.2%	45.8%	100.0%
		1-7. の %	4.5%	3.3%	3.9%
	性的	度数	3	0	3
		1-8. の %	100.0%	0.0%	100.0%
		1-7. の %	1.0%	0.0%	0.5%
合計		度数	286	337	623
		1-8. の %	45.9%	54.1%	100.0%
		1-7. の %	100.0%	100.0%	100.0%

2) 心理的虐待事例においては、保護者の状況にDVがあるケースが約 8 割を占めている。

保護者の状況にDVがある場合、子どもに与える影響を心理的虐待ととらえる考え方は、法律にも明記され、ここ数年、DV相談を端緒とした警察による児童相談所への虐待通告が急増している。本調査においても、主たる虐待種別（種類）を心理的虐待とし 24 事例のうち 79.2%にあたる 19 件で「保護者の状況にDVがあった」としている（表 116）。

また、ここでは表を示さないが、従たる虐待種別（種類）に心理的虐待を回答しているケースも 23 件ある。保護者のDV状況を主訴、あるいは背景とし、

表 116 1-8. 主たる虐待種別（種類）と 1-9. 保護者の状況にDVがあったかのクロス表

		1-9.保護者の状況にDVがあったか			合計	
		あり	なし	わからない		
1-8.主たる虐待種別	身体的	度数	40	110	62	212
		1-8. の %	18.9%	51.9%	29.2%	100.0%
		1-9. の %	29.2%	32.8%	42.2%	34.2%
	ネグレクト	度数	76	221	83	380
		1-8. の %	20.0%	58.2%	21.8%	100.0%
		1-9. の %	55.5%	66.0%	56.5%	61.4%
	心理的	度数	19	3	2	24
		1-8. の %	79.2%	12.5%	8.3%	100.0%
		1-9. の %	13.9%	0.9%	1.4%	3.9%
	性的	度数	2	1	0	3
		1-8. の %	66.7%	33.3%	0.0%	100.0%
		1-9. の %	1.5%	0.3%	0.0%	0.5%
合計		度数	137	335	147	619
		1-8. の %	22.1%	54.1%	23.7%	100.0%
		1-9. の %	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

乳児（子ども）への心理的虐待が危惧される事例が、一定数乳児院入所（保護）に至っていることがわかる。また、事例数は少ないものの性的虐待を主たる虐待種別とする 3 件のうち 2 件で、従たる虐待種別とする 4 件のうち 1 件で、DVがあったとの回答があった。「保護者の状況にDVがある」とことと、子どもへの性的虐待との関連性については、さらなる調査・研究が望まれる。

併せて、本調査では、入所前に婦人相談所等が関与したかどうかを質問している。ここでも、心理的虐待 24 事例の 50%にあたる 12 件で「関与あり」との回答があった（表 117）。なお、性的虐待については、主たる虐待種別とする 3 事例のうち 2 件で、従たる虐待種別とする 4 事例のうち 3 件で、DV状況と同様、婦人相談所についても関与あり、と回答している。

表 117 1-8.主たる虐待種別(種類)と1-10.保護または入所の前に婦人相談所等の関与があったかのクロス表

			1-10.保護または入所の前に婦人相談所等の関与があったか			合計
			関与あり	関与なし	わからない	
1-8.主たる虐待種別	身体的	度数	36	129	48	213
		1-8.の%	16.9%	60.6%	22.5%	100.0%
		1-10.の%	28.6%	34.5%	39.3%	34.2%
	ネグレクト	度数	76	236	70	382
		1-8.の%	19.9%	61.8%	18.3%	100.0%
		1-10.の%	60.3%	63.1%	57.4%	61.4%
	心理的	度数	12	9	3	24
		1-8.の%	50.0%	37.5%	12.5%	100.0%
		1-10.の%	9.5%	2.4%	2.5%	3.9%
	性的	度数	2	0	1	3
		1-8.の%	66.7%	0.0%	33.3%	100.0%
		1-10.の%	1.6%	0.0%	0.8%	0.5%
合計	度数	126	374	122	622	
	1-8.の%	20.3%	60.1%	19.6%	100.0%	
	1-10.の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

また表は示さないが、本調査では「保護者の状況にDVがあったか」と「婦人相談所の関与があったか」のクロスで、どちらも「あり」と回答したケースが、59件あった。

入所(保護)前の保護者の状況、状態について、児童相談所と比べると情報を把握しづらい乳児院が、DV状況や婦人相談所関与ありの事例を、それぞれ2割以上把握していること、また「わからない」を選択したケースがどちらの質問も約2割であることを考慮すると、実態はさらに多くのケースで、その背景にDV等があることが想像される。

子どもの(特にここでは乳児の)安全・安心を守るという観点からも、保護者のDV状況等に関して、

子ども家庭福祉分野における課題整理は不可欠である。

3) 身体的虐待とネグレクトの事例においては、保護者の「精神疾患等の履歴がある」が、それぞれ同じ割合で確認されている。

身体的虐待で66件(身体的虐待213事例の31.0%)、ネグレクトでは127件(ネグレクト383事例の33.2%)、それぞれ約3割のケースが「保護者の精神疾患の履歴がある」に該当する、との回答があった。

表 118 1-8.主たる虐待種別(種類)と1-11.保護者の状態等に精神疾患等の履歴があったかのクロス表

			1-11.保護者の状態等に精神疾患等の履歴があったか				合計
			あり	なし	ありそうだが不明	わからない	
1-8.主たる虐待種別	身体的	度数	66	96	28	23	213
		1-8.の%	31.0%	45.1%	13.1%	10.8%	100.0%
		1-11.の%	32.0%	35.2%	34.6%	36.5%	34.2%
	ネグレクト	度数	127	168	48	40	383
		1-8.の%	33.2%	43.9%	12.5%	10.4%	100.0%
		1-11.の%	61.7%	61.5%	59.3%	63.5%	61.5%
	心理的	度数	13	6	5	0	24
		1-8.の%	54.2%	25.0%	20.8%	0.0%	100.0%
		1-11.の%	6.3%	2.2%	6.2%	0.0%	3.9%
	性的	度数	0	3	0	0	3
		1-8.の%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
		1-11.の%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.5%
合計	度数	206	273	81	63	623	
	1-8.の%	33.1%	43.8%	13.0%	10.1%	100.0%	
	1-11.の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

いずれの種別においても、同様の割合で確認されていることは、興味深い。「ありそうだが不明」を合わせても、それぞれ約45%の割合になる(表118)。

一方、「保護者の精神疾患の履歴がある」事例のうち、従たる虐待種別(種類)として、身体的7件、ネグレクト24件、心理的26件、性的3件が報告されている。特に心理的虐待は「主たる」で回答されているケースと合わせると50件になる。他種別と比較して、保護者の精神疾患等との関連性が高いことが伺える。

「保護者に被虐待体験がある」と回答のあった事例にも同様の傾向が見られる。すなわち、身体的虐待で37件（身体的虐待213事例の17.4%）、ネグレクトでは67件（ネグレクト380事例の17.6%）、それぞれ17.5%前後のケースで、「保護者の被虐待体験」が確認されている。いわゆる“虐待の連鎖”については、身体的虐待、ネグレクトいずれの種別（種類）においても、一定の割合で（本調査では2割弱）発生することが推察される（表119）。

表119 1-8.主たる虐待種別（種類）と1-14.保護者に被虐待体験があったかのクロス表

		1-14.保護者に被虐待体験があったか				合計
		体験あり	体験なし	わからない		
1-8.主たる虐待種別	身体的	度数	37	56	120	213
		1-8.の%	17.4%	26.3%	56.3%	100.0%
		1-14.の%	34.6%	36.6%	33.3%	34.4%
	ネグレクト	度数	67	91	222	380
		1-8.の%	17.6%	23.9%	58.4%	100.0%
		1-14.の%	62.6%	59.5%	61.7%	61.3%
	心的	度数	3	5	16	24
		1-8.の%	12.5%	20.8%	66.7%	100.0%
		1-14.の%	2.8%	3.3%	4.4%	3.9%
	性的	度数	0	1	2	3
		1-8.の%	0.0%	33.3%	66.7%	100.0%
		1-14.の%	0.0%	0.7%	0.6%	0.5%
合計		度数	107	153	360	620
		1-8.の%	17.3%	24.7%	58.1%	100.0%
		1-14.の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

また、「保護者の被虐待体験」と「精神疾患等の履歴（ありそうだが不明）」との関連性で見ると、被虐待体験者の63.6%に精神疾患等の状態がある、との回答があり、高い割合となっている（表120）。

表120 1-11.保護者の状態等に精神疾患等の履歴があったかと1-14.保護者に被虐待体験があったかのクロス表

		1-14.保護者に被虐待体験があったか		合計	
		体験あり	体験なし+わからない		
1-11.保護者の状態等に精神疾患等の履歴があったか	あり+ありそうだが不明	度数	68	219	287
		1-11.の%	23.7%	76.3%	100.0%
		1-14.の%	63.6%	42.4%	46.0%
	なし+わからない	度数	39	298	337
		1-11.の%	11.6%	88.4%	100.0%
		1-14.の%	36.4%	57.6%	54.0%
合計		度数	107	517	624
		1-11.の%	17.1%	82.9%	100.0%
		1-14.の%	100.0%	100.0%	100.0%

4) ネグレクト事例では、「特定の援助技術を取り入れた」プログラムを作成して「公的保護（の継続）」が判断されるケースが多い。一方、身体的虐待の事例では、「独自の」プログラムを作成して「家庭引き取り」が判断される傾向が見られる。

ネグレクト373事例のうち、「特定の…」プログラムを作成し、「公的保護」が判断されたケースは71件（19.0%）。同様に「特定…」のプログラムを作成して「家庭引き取り」となったのは8.8%に過ぎない。

他方、身体的虐待204事例では、「独自の」プログラムを作成した41件（20.1%）が「家庭引き取り」となっており、「公的保護」となったのは14件のみである。

乳児院で援助する期間だけで、虐待に対する保護者の認識や養育環境の変化を、はたして望めるのかどうか。支援者側が援助のゴール（目標）を「家庭引き取り」とするのか、「公的保護（の継続）」とするのかによって、自ずと選択されるプログラムが異なるのは十分考えられることである。

5) 身体的虐待事例の方がネグレクト事例に比べ、段階的な援助を概ね実施している割合が高い。

段階的な援助に関しては、ネグレクトが 131 件（34.5%）で概ね実施したと回答があったのに対し、身体的虐待は 107 件（50.5%）。「わからない」と「この質問項目は該当しない」を除いた割合で見ても、ネグレクトが 56.7%で、身体的虐待が 68.2%。身体的の方が、面会、外出、外泊等を段階的に展開する割合が高い。

また、段階的援助を中断した割合について「わからない」と「質問非該当」を除いた件数で見ると、ネグレクトが 13%（30 件）に対し、身体的は 8.2%（13 件）となる。

前項で記述したように、身体的虐待事例に「家庭引き取り」ケースが多い傾向にあることを考慮すると、段階的な援助の実施についても同様の傾向があることが推察される。

心理的虐待では事例数こそ少ないが、54.2%（13 件）で段階的援助の実施が報告されている（表 122）。

6) ネグレクト事例の方が身体的虐待事例に比べ、面会、外出等の実施に関して、乳児院と児童相談所

が協働、協力している割合が高い。

面会、外出等の実施に関し「乳児院と児童相談所が協力、協働して実施」している状況について、「質問非該当」を除いた割合で見ると、ネグレクト事例 65.7%（155 件）に対し、身体的虐待の事例は 52.8%（75 件）となっている。身体的虐待の事例は、“乳児院または児童相談所、どちらかが主体でもう一方が協力する”という形態が、ネグレクト事例に比べてやや多い。

また、“乳児院か児童相談所いずれかが対応し、もう一方は関与せず”という形態について、質問非該当を除いた割合で見ると、身体的虐待が 9.2%（計 13 件）に対し、ネグレクトは 2.5%（計 6 件）となっている。

これらのことから、ネグレクト事例の方が身体的虐待事例に比べ、面会、外出等を乳児院と児童相談所が協働、協力して実施する傾向があることがわかる。

一方、身体的虐待事例についても、協働、協力して実施する割合が高いものの、何らかの理由、要因により、乳児院か児童相談所のどちらかが主体になるか、場合によっては一方が実施に関与しない、というケースが、ネグレクト事例よりも生じやすいことが推察される。

また、心理的虐待の事例については、非該当を除いた割合で見ると 73.3%（11 件）で、乳児院と児童相談所が協働、協力して援助を実施している（表 123）。

表 122 1-8. 主たる虐待種別（種類）と 2-4. 保護者対応に際し、段階的な援助（面会、外出、外泊等を段階的に展開する援助）を行ったか（段階的援助）のクロス表

		2-4. 保護者対応に際し、段階的な援助（面会、外出、外泊等を段階的に展開する援助）を行ったか（段階的援助）							合計
		概ね実施	概ね実施したが、途中で中断	する必要があったが、実施せず	する必要がなし	したかどうか、わからない	質問項目非該当		
1-8. 主たる虐待種別（種類）	身体的	度数	107	13	10	27	5	50	212
		1-8. の %	50.5%	6.1%	4.7%	12.7%	2.4%	23.6%	100.0%
		2-4. の %	42.6%	29.5%	29.4%	33.3%	50.0%	25.1%	34.2%
	ネグレクト	度数	131	30	24	50	5	140	380
		1-8. の %	34.5%	7.9%	6.3%	13.2%	1.3%	36.8%	100.0%
		2-4. の %	52.2%	68.2%	70.6%	61.7%	50.0%	70.4%	61.4%
	心理的	度数	13	1	0	3	0	7	24
		1-8. の %	54.2%	4.2%	0.0%	12.5%	0.0%	29.2%	100.0%
		2-4. の %	5.2%	2.3%	0.0%	3.7%	0.0%	3.5%	3.9%
	性的	度数	0	0	0	1	0	2	3
		1-8. の %	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	66.7%	100.0%
		2-4. の %	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	1.0%	0.5%
合計		度数	251	44	34	81	10	199	619
		1-8. の %	40.5%	7.1%	5.5%	13.1%	1.6%	32.1%	100.0%
		2-4. の %	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 123 1-8.主たる虐待種別(種類)と2-5.面会、外出等の実施について、「乳児院」と「児童相談所」がどのように関与したか(児相関与)のクロス表

			2-5.面会、外出等の実施について、「乳児院」と「児童相談所」がどのように関与したか(児相関与)						合計
			乳児院と児相が協力、協働して実施	乳児院主体で対応・実施し、児相が協力	児相主体で対応・実施し、乳児院が協力	児相だけが対応・実施し、乳児院は関与せず	乳児院だけで対応・実施し、児相は関与せず	この質問項目は該当しない	
1-8.主たる虐待種別	身体的	度数	75	22	32	7	6	70	212
		1-8.の%	35.4%	10.4%	15.1%	3.3%	2.8%	33.0%	100.0%
		2-5.の%	31.1%	40.7%	40.0%	70.0%	66.7%	31.1%	34.2%
	ネグレクト	度数	155	32	43	3	3	144	380
		1-8.の%	40.8%	8.4%	11.3%	0.8%	0.8%	37.9%	100.0%
		2-5.の%	64.3%	59.3%	53.8%	30.0%	33.3%	64.0%	61.4%
	心理的	度数	11	0	4	0	0	9	24
		1-8.の%	45.8%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	37.5%	100.0%
		2-5.の%	4.6%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	4.0%	3.9%
	性的	度数	0	0	1	0	0	2	3
		1-8.の%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	66.7%	100.0%
		2-5.の%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.9%	0.5%
合計		度数	241	54	80	10	9	225	619
		1-8.の%	38.9%	8.7%	12.9%	1.6%	1.5%	36.3%	100.0%
		2-5.の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

7) 身体的虐待の事例の方が、ネグレクト事例に比べ、「保護者参加あり」の割合が高い傾向がある。

プログラム作成への保護者参加状況について、「わからない」を除く割合で見ると、ネグレクト事例が30.7%(78件)なのに対し、身体的虐待事例は51.6%(64件)である(表124)。

虐待行為に関する課題の焦点化が比較的容易なことから、ネグレクト事例よりも身体的虐待事例の方が保護者にプログラム作成への参加を要請しやすいことが推察される。あるいは、身体的虐待に至る保護者の方が、養育放棄(ネグレクト)する保護者よりも、良い意味でもそうでない意味でも、子どもや養育への関心が高い、ということも考えられる。

一方「合同ミーティング」の実施に関しては、質問非該当を除いた割合で見ると、ネグレクト28.8%(90件)に対し、身体的虐待35.4%(64件)。この点についても身体的虐待の方がやや高い割合で実施されている(表125)。

また、心理的虐待の事例に関しては、プログラムへの保護者参加、合同ミーティングの実施いずれも、概ね2ケースに1件の割合で行われている状況が読み取れる。性的虐待に関しては、本調査で報告された3事例に、保護者参画の状況はなかったようである。

表 124 1-8.主たる虐待種別(種類)と2-7.保護者参加があったかのクロス表

			2-7.保護者参加があったか			合計
			参加あり	参加なし	わからない	
1-8.主たる虐待種別	身体的	度数	64	60	65	189
		1-8.の%	33.9%	31.7%	34.4%	100.0%
		2-7.の%	42.4%	24.4%	44.5%	34.8%
	ネグレクト	度数	78	176	75	329
		1-8.の%	23.7%	53.5%	22.8%	100.0%
		2-7.の%	51.7%	71.5%	51.4%	60.6%
	心理的	度数	9	9	4	22
		1-8.の%	40.9%	40.9%	18.2%	100.0%
		2-7.の%	6.0%	3.7%	2.7%	4.1%
	性的	度数	0	1	2	3
		1-8.の%	0.0%	33.3%	66.7%	100.0%
		2-7.の%	0.0%	0.4%	1.4%	0.6%
合計		度数	151	246	146	543
		1-8.の%	27.8%	45.3%	26.9%	100.0%
		2-7.の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 125 1-8.主たる虐待種別（種類）と 2-15. 合同ミーティングを実施したかのクロス表

				2-15. 合同ミーティングを実施したか			合計
				実施した	実施しない	質問非該当	
1-8. 主たる虐待種別	身体的	度数	64	117	28	209	
		1-8. の %	30.6 %	56.0 %	13.4 %	100.0 %	
		2-15. の %	39.0 %	33.1 %	28.3 %	33.9 %	
	ネグレクト	度数	90	223	68	381	
		1-8. の %	23.6 %	58.5 %	17.8 %	100.0 %	
		2-15. の %	54.9 %	63.0 %	68.7 %	61.8 %	
	心理的	度数	10	11	3	24	
		1-8. の %	41.7 %	45.8 %	12.5 %	100.0 %	
		2-15. の %	6.1 %	3.1 %	3.0 %	3.9 %	
	性的	度数	0	3	0	3	
		1-8. の %	0.0 %	100.0 %	0.0 %	100.0 %	
		2-15. の %	0.0 %	0.8 %	0.0 %	0.5 %	
合計	度数	164	354	99	617		
	1-8. の %	26.6 %	57.4 %	16.0 %	100.0 %		
	2-15. の %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %		

8) 虐待する保護者の多くは、複数の課題や問題を複合的に抱える状況、状態にある。

DV 状況や被虐待体験等の課題を持つ保護者が、本調査で「その他の状況、状態」として上げた 13 の課題をどの程度持っているか。回答のあった全ケースの平均値と比較し、その特徴を見てみる。

表 126 DV、精神疾患、被虐待体験等がある保護者における、その他の状況、状態の割合

	ケースの平均	DV の状況あり		婦人相談所関与あり		精神疾患等履歴あり		被虐待体験あり		SBS に該当する		出生前把握あり	
	n=624	n=137		n=126		n=206		n=107		n=38		n=56	
知的障害	17.6%	19	13.9%	31	24.6%	35	17.0%	27	25.2%	2	5.3%	23	41.1%
身体的な病気	11.8%	18	13.1%	21	16.7%	34	16.5%	14	13.1%	1	2.6%	5	8.9%
暴力的傾向	19.2%	48	35.0%	28	22.2%	46	22.3%	25	23.4%	8	21.1%	12	21.4%
アルコール依存	4.2%	8	5.8%	7	5.6%	14	6.8%	3	2.8%	0	0.0%	3	5.4%
薬物依存	6.2%	8	5.8%	8	6.3%	24	11.7%	11	10.3%	0	0.0%	7	12.5%
賭け事、浪費癖	6.3%	12	8.8%	13	10.3%	11	5.3%	8	7.5%	1	2.6%	4	7.1%
支払い以上の借金	7.6%	14	10.2%	11	8.7%	10	4.9%	10	9.3%	0	0.0%	4	7.1%
社会的孤立	23.0%	34	24.8%	40	31.7%	55	26.7%	21	19.6%	8	21.1%	11	19.6%
親族関係の不和	44.7%	68	49.6%	65	51.6%	90	43.7%	64	59.8%	10	26.3%	27	48.2%
偏った子育て	19.4%	22	16.1%	31	24.6%	47	22.8%	29	27.1%	5	13.2%	10	17.9%
親として未成熟	63.9%	79	57.7%	77	61.1%	108	52.4%	73	68.2%	18	47.4%	36	64.3%
性被害体験	3.4%	5	3.6%	8	6.3%	10	4.9%	12	11.2%	1	2.6%	0	0.0%
貧困	23.9%	34	24.8%	35	27.8%	38	18.4%	21	19.6%	4	10.5%	22	39.3%

保護者の状況にDV（ドメスティックバイオレンス）があるケースでは、特に、「暴力的傾向」が大きく平均を上回っているものの、それ以外の項目では、顕著な傾向は見られない。その他、「親族関係の不和」「支払い以上の借金」「賭け事、浪費癖」等 8 つの課題で平均値よりやや高い程度である。

婦人相談所関与ありのケースでは、「親として未成熟」を除く 12 の課題で平均を上回っているものの、顕著な傾向は見られない。しかし状況、状態の深刻さは伺える。

精神疾患等の履歴があるケースでは、特に「薬物依存」で割合が高い。他、「アルコール依存」「身体的な病気」「社会的孤立」等 6 つの課題が平均値をやや上回っている。

被虐待体験のあるケースでは、「性被害体験」の割合が高い。他、「知的障害」「偏った子育て」「親として未成熟」等 8 つの課題でやや平均値を上回っているが、顕著な特徴ではない。

出生前把握ありのケースについては、別途記述するが、傾向だけ見ると、「知的障害」「貧困」の割合が高い。特に「知的障害」は出生前把握ありのケースの約 4 割が該当している。他 6 つの課題が平均をやや上回っている。

以上のことから、虐待する保護者が抱える課題や問題は複合的で単純ではない。それぞれの項目は混在している状況、状態にあり、虐待行為の要因や背景をわかりやすく説明できる傾向や特徴は、ないと言える。

唯一の例外は SBS（乳幼児揺さぶられ症候群）で、列記した課題、問題とほとんど重なっていないことがわかる。別途既述するが、特異な領域と考えることができるだろう（表 126）

このことは、問題解決に向け、こうした保護者を援助する乳児院や児童相談所等に対し、科せられる課題もまた複雑なものとなることは確実である。そして、提供を期待される援助技術についても、より高次なものが社会から求められることもまた、必然である。

9) 保護者の状態、状況は、ケースバイケースである。

次に、13の課題の複合状況を見てみると、次のような結果になる。

表 127 その他、保護者の状態、状況 の組み合わせ

	件数	%
なし	72	11.5
親族不和	60	9.6
親族不和+貧困	39	6.3
孤立+未成熟	28	4.5
知的障害+貧困	17	2.7
親族不和+偏子育て+未成熟	15	2.4
アルコール+孤立+親族不和+未成熟	14	2.2
暴力傾向+アルコール+借金+未成熟+貧困	12	1.9
孤立+親族不和+未成熟+貧困	11	1.8
偏子育て+未成熟	11	1.8
暴力傾向	9	1.4
孤立+親族不和+偏子育て+未成熟	9	1.4
未成熟	9	1.4
身体病気+暴力傾向+アルコール+貧困	8	1.3
孤立+未成熟+貧困	8	1.3
親族不和+未成熟+性被害体験	8	1.3
借金+親族不和	8	1.3
知的障害+未成熟	6	1.0
暴力傾向+偏子育て+未成熟	6	1.0
孤立+親族不和+偏子育て+未成熟+性被害体験	6	1.0
親族不和+未成熟+貧困	6	1.0
孤立+親族不和	6	1.0
暴力傾向+偏子育て	5	0.8
薬物+偏子育て+未成熟	5	0.8
孤立+親族不和+未成熟	5	0.8
知的障害+親族不和+未成熟+貧困	4	0.6
知的障害+親族不和+未成熟	4	0.6
暴力傾向+親族不和+貧困	4	0.6
暴力傾向+未成熟	4	0.6
孤立+親族不和+貧困	4	0.6
性被害体験	4	0.6

未成熟+性被害体験	4	0.6
孤立	4	0.6
知的障害+暴力傾向+孤立+未成熟	3	0.5
知的障害+親族不和+未成熟+性被害体験	3	0.5
知的障害+偏子育て+未成熟	3	0.5
アルコール+親族不和+偏子育て+未成熟	3	0.5
孤立+親族不和+偏子育て+未成熟+貧困	3	0.5
ギャンブル浪費+親族不和+未成熟	3	0.5
偏子育て+貧困	3	0.5
借金+親族不和+未成熟	3	0.5
貧困	3	0.5
知的障害+身体病気+貧困	2	0.3
知的障害+暴力傾向+ギャンブル浪費+未成熟	2	0.3
知的障害+暴力傾向+親族不和+未成熟	2	0.3
知的障害+孤立+親族不和+未成熟	2	0.3
知的障害+孤立+未成熟+貧困	2	0.3
知的障害+親族不和+貧困	2	0.3
知的障害	2	0.3
身体病気+暴力傾向+孤立+未成熟+貧困	2	0.3
身体病気+暴力傾向+偏子育て	2	0.3
身体病気+アルコール+薬物+孤立+親族不和+偏子育て+未成熟+性被害体験	2	0.3
身体病気+孤立+貧困	2	0.3
身体病気+親族不和+未成熟	2	0.3
暴力傾向+薬物+ギャンブル浪費+借金+孤立+偏子育て+未成熟+貧困	2	0.3
暴力傾向+孤立+親族不和+未成熟+貧困	2	0.3
暴力傾向+孤立+親族不和+未成熟	2	0.3
暴力傾向+孤立+偏子育て	2	0.3
暴力傾向+親族不和+偏子育て+未成熟	2	0.3
暴力傾向+親族不和+未成熟+性被害体験	2	0.3
薬物+親族不和+貧困	2	0.3
薬物+親族不和	2	0.3
薬物+貧困	2	0.3
ギャンブル浪費+借金+孤立+親族不和+未成熟+貧困	2	0.3
ギャンブル浪費+孤立+親族不和+	2	0.3

未成熟+貧困		
ギャンブル浪費+未成熟+貧困	2	0.3
借金+孤立+親族不和+偏子育て+未成熟	2	0.3
ギャンブル浪費+未成熟	2	0.3
借金+親族不和+貧困	2	0.3
孤立+貧困	2	0.3
偏子育て+未成熟+貧困	2	0.3
未成熟+貧困	2	0.3
その他（各組み合わせ1件ずつ）	122	19.6
合計	624	100.0

13の課題の組み合わせは、実に193パターンに及んでいる。これらに被虐待体験、精神疾患の履歴あり等の項目を加えると、最多で10の課題を有するケースが4件あった。組み合わせのパターンがさらに増えることは確実である。

これらの結果からも、乳児院や児童相談所等が対応、援助する保護者が抱える状況、状態像が、いかに複雑で多様であるかがわかる。よく、“ケースバイケース”という言葉が支援検討の場などで用いられるが、まさしくその通りの状況である。

また、今回は考察の対象としなかったが、13の課題の組み合わせで「なし」を除き最も多かったのが「親族関係の不和」である。この課題は、単純集計では「親として未成熟」よりも件数が下回っているが、乳幼児の安全、安心な養育環境を脅かす、最も根源的な要因であることが想像される。今後の検証課題である。

いずれにしても、より効果的な保護者援助プログラムを検討、構築等していくためには、複雑多様ないわゆる虐待親（者）を類型化するための調査、分析が急務だと思われる（表127）。

(3)-3 虐待者と家族状況の変化

1) 主たる虐待者の約7割は実母である。また、主たる虐待者が実父の事例のうち4割で、実母が従たる虐待者になっている。

本調査では、主たる虐待者の70.4%（430件）が実母、17.2%（105件）が実父で、合わせると87.6%になる。また内夫が11件、母方祖母が5件報告されているが、他は3件以下である。

従たる虐待者との組み合わせで見ても、実母が主、実父が従の組み合わせが113件、実父が主で実母が従の組み合わせが42件である。実母は単独で虐待者に位置づけられる割合が高い。これは、虐待が発生した段階で、既に実父（父親）が不在になっている（いわゆる母子世帯の状況）事例が多いことが主要

因である。これに対し、実父は、実母と主または従の関係性の中で虐待行為に至る割合が比較的高い傾向がある（表128、表129）。

このことから、乳児の虐待事例においては、虐待者の大半が実父母、特に実母であることが確認された。すなわち、家族の構成メンバーが変化していく前の状況、いわゆる“原家族”の状況で虐待が発生する傾向がある、ということである。当然と言われればそうであろう。

一方で、このことは、虐待予防のために必要な支援を実父母、特に実母に適切に提供できれば、多くの乳児虐待を未然に防げるという理解にもつながられる。

そのためには、妊娠、出産期から乳幼児期までの、一貫した支援体制を、子どもと保護者、家族を取り巻くあらゆる分野で再整備していくことが必要である。その意味では、乳児院入所（保護）に至った事例を様々な観点から分析、考察することは、有効な手段のひとつであり、本調査を実施した目的のひとつでもある。

表128 主たる虐待者が実母と従たる虐待者の組み合わせ

主たる虐待者	従たる虐待者	件数	%
実母	実父	113	26.3
	母方祖母	7	1.6
	内夫	5	1.2
	継父	2	0.5
	兄、姉	2	0.5
	母方伯父・叔父	1	0.2
	その他同居人	1	0.2
	なし、わからない、不明など	299	69.5
合計		430	100.0

表129 主たる虐待者が実父と従たる虐待者の組み合わせ

主たる虐待者	従たる虐待者	件数	%
実父	実母	42	40.0
	父方祖母	1	1.0
	母方伯父・叔父	1	1.0
	なし、わからない、不明など	61	58.1
合計		105	100.0

2) 主たる虐待種別（種類）は、実母はネグレクトが74.2%、実父は身体的虐待が54.3%である。主たる虐待者が実母の事例では、319件（74.2%）

が主たる虐待種別(種類)をネグレクトとしている。

乳児期においては、実母が子どもを養育できる状況や状態にない場合、即、あるいは程なく虐待(養育放棄、ネグレクト)につながってしまう可能性が高い。妊娠、出産が心身に与える負荷や影響を大きなストレスと捕らえ、近年、産後うつ病や産後精神病等への認識や理解が広がっている流れもある。

本調査では事例に関する虐待行為の詳細についての質問を設けていないが、実母のネグレクトには、'積極的な'養育放棄と、'消極的な'養育放棄が混在していると見られる。養育者なしでは生きられない乳児の特性を考えれば、実母の虐待にネグレクトが多いのは必然的なことと言えよう。

一方、ここでは表を示さないが、実父に身体的虐待が多いという結果は、例えば暴力的傾向とのクロス表にも、その特徴が出ている。主たる虐待者が実父の事例のうち、38件(36.2%)で暴力的傾向があるとの回答があった。事例数こそ少ないが、内夫における暴力的傾向の割合も、ほぼ同様である(36.4%) (表130)。

表130 3-4.主たる虐待者と 1-8.主たる虐待種別のクロス表

		1-8.主たる虐待種別(種類)				合計	
		身体的	ネグ	心理的	性的		
3-4.主たる虐待者	棄児等	度数	0	4	0	0	4
		1-8.の%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.7%
		3-4.の%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	実母	度数	101	319	9	1	430
		1-8.の%	48.8%	84.6%	37.5%	33.3%	70.4%
		3-4.の%	23.5%	74.2%	2.1%	0.2%	100.0%
	実父	度数	57	35	11	2	105
		1-8.の%	27.5%	9.3%	45.8%	66.7%	17.2%
		3-4.の%	54.3%	33.3%	10.5%	1.9%	100.0%
	兄、姉	度数	1	0	0	0	1
		1-8.の%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
		3-4.の%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
養父	度数	1	0	0	0	1	
	1-8.の%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	
	3-4.の%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
継父	度数	2	1	0	0	3	
	1-8.の%	1.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.5%	
	3-4.の%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%	

内夫	度数	6	2	3	0	11
	1-8.の%	2.9%	0.5%	12.5%	0.0%	1.8%
	3-4.の%	54.5%	18.2%	27.3%	0.0%	100.0%
父方祖母	度数	1	0	0	0	1
	1-8.の%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
	3-4.の%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
母方祖父	度数	1	0	0	0	1
	1-8.の%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
	3-4.の%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
母方祖母	度数	2	2	1	0	5
	1-8.の%	1.0%	0.5%	4.2%	0.0%	0.8%
	3-4.の%	40.0%	40.0%	20.0%	0.0%	100.0%
母方おじ	度数	0	2	0	0	2
	1-8.の%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.3%
	3-4.の%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
その他親族	度数	1	0	0	0	1
	1-8.の%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
	3-4.の%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
その他同居人	度数	3	0	0	0	3
	1-8.の%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%
	3-4.の%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
わからない	度数	31	12	0	0	43
	1-8.の%	15.0%	3.2%	0.0%	0.0%	7.0%
	3-4.の%	72.1%	27.9%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	度数	207	377	24	3	611
	1-8.の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	3-4.の%	33.9%	61.7%	3.9%	0.5%	100.0%

また、実父に身体的虐待が多い傾向の背景には、DV(ドメスティック・バイオレンス)も大きく関与していることが推察される。実際に、主たる虐待者とDV状況のクロスで見ても、実父は45.2%、内夫は45.5%でDVありとの回答があった。

乳児院や児童相談所等、子どもを支援する機関は、子どもの安全・安心を主体に援助を進めていく。子どもにとって最善の支援を考える際、事例によって

はDV法の趣旨に沿わないケースもある。家族の中で生じたDV問題を、子ども中心に捉えてみる視点を持つこと、そのためにはDVによる子どもの被害の実態を知る必要がある。関連の調査、研究が期待される。

表 131 3-4. 主たる虐待者と 1-9. 保護者の状況にDVがあったかのクロス表

		1-9. 保護者の状況にDVがあったか			合計
		あり	なし	わからない	
実母	度数	74	261	91	426
	3-4. の %	17.4%	61.3%	21.4%	100.0 %
	1-9. の %	54.8%	79.6%	63.6%	70.3%
実父	度数	47	36	21	104
	3-4. の %	45.2%	34.6%	20.2%	100.0 %
	1-9. の %	34.8%	11.0%	14.7%	17.2%
兄、姉	度数	1	0	0	1
	3-4. の %	100.0 %	0.0%	0.0%	100.0 %
	1-9. の %	0.7%	0.0%	0.0%	0.2%
養父	度数	1	0	0	1
	3-4. の %	100.0 %	0.0%	0.0%	100.0 %
	1-9. の %	0.7%	0.0%	0.0%	0.2%
継父	度数	1	1	1	3
	3-4. の %	33.3%	33.3%	33.3%	100.0 %
	1-9. の %	0.7%	0.3%	0.7%	0.5%
内夫	度数	5	2	4	11
	3-4. の %	45.5%	18.2%	36.4%	100.0 %
	1-9. の %	3.7%	0.6%	2.8%	1.8%
母方祖父	度数	0	0	1	1
	3-4. の %	0.0%	0.0%	100.0 %	100.0 %
	1-9. の %	0.0%	0.0%	0.7%	0.2%
母方祖母	度数	2	1	2	5
	3-4. の %	40.0%	20.0%	40.0%	100.0 %
	1-9. の %	1.5%	0.3%	1.4%	0.8%
母方おじ	度数	0	2	0	2
	3-4. の %	0.0%	100.0 %	0.0%	100.0 %
	1-9. の %	0.0%	0.6%	0.0%	0.3%

※表の一部を抜粋

3) 主たる虐待者の実母においては、「精神疾患の履歴あり」と「精神疾患がありそうだが不明」を合わせると、5割強が該当することになる。

実母が主たる虐待者と回答のあった430事例のうち、227件(52.8%)で精神疾患あり及び精神疾患がありそうだが不明に該当するとの報告があった。実父についても、105事例のうち39件(37.1%)と高い割合になっている(表132)。

前述したように、妊娠、出産は、ストレスになり得る。また乳児の養育は、その家族の生活に大きな変化を求めるものであり、プラスの側面もあれば、マイナスの側面もある。様々な要因から、養育者(特に実母)の心身に負荷がかかっていくことは、出産経験をした多くの人たちが体験していることと思われる。産後うつ病、あるいはうつ状態になることもあり、それはすなわち、子どもにとっての大きなリスク要因になる。

本調査では、疾患の詳細について質問項目を設けなかったが、「精神疾患あり」及び「精神疾患がありそうだが不明」の類型については、今後別調査等での精査が期待される。

また、保護者援助プログラムの作成、実施にあたっては、乳児院、児童相談所等の支援者が、保護者の精神状態を理解することも重要な要素である。精神疾患に関して、より正確な知識を得るための研修受講機会が、多くの援助者に提供される必要がある。

4) 家族の構成員が変化することを考慮し、援助を実施していく必要がある。

単純集計結果で既に報告したが、入所(保護)開始時点と解除時点とで保護者が同居する家族状況に変化があったか、の質問に対し、209事例が「変化あり」との回答であった。これは全624事例うちの33.5%にあたる。この割合が大きいかどうかは、例えば虐待状況にない家族との比較をしないと何とも言えない。

個々の構成員で見ると、実父は84事例(13.5%)、実母は71事例(11.4%)で、“入所(保護)開始時には居たが解除時には居ない”状態になっている。他方、“入所(保護)開始時には居ないが解除時には居る”構成員では、弟妹を除くと、母方祖母の36事例を筆頭に、母方祖父、父方祖母、父方祖父を上げる回答が、それぞれ10事例を超えている。一方、本調査の結果からは、構成員に内夫が上げられた事例が33ケースあった他は、養父、継父、養母、継母、内妻を上げる事例は少なかった(表133)。

乳児期の虐待事例においては、家族、親族が、ある意味原型を留めている状態にある中で問題、課題が発生し、新たな登場人物が当該家庭に入って来る段階には、まだ至っていない場合が多いこと。また

問題、課題に対しては、親族の中で解決を図る傾向があることが、少ない事例からではあるが、推察できる。

虐待が発生する家庭には家族の抱える課題があり、家族状況の変化からは、構成員が安定しないことで問題が発生するという負の側面と、構成員が変わることによって問題解決が図れるという正の側面があると考えられる。乳児院、児童相談所等が援助プログラムを作成、実施する際には、当該家族の特性を捕まえ、家族状況の変化を考慮し、支援を進めていくことが求められる。

表 132 3-4. 主たる虐待者と 1-11. 保護者に精神疾患の履歴があったかのクロス表

		1-11. 保護者に精神疾患の履歴		合計	
		精神疾患なし	精神疾患あり & ありそうだが不明		
3-4. 主たる虐待者	棄児等	度数	2	2	4
		3-4. の %	50.0%	50.0%	100.0%
	実母	度数	203	227	430
		3-4. の %	47.2%	52.8%	100.0%
	実父	度数	66	39	105
		3-4. の %	62.9%	37.1%	100.0%
	兄、姉	度数	0	1	1
		3-4. の %	0.0%	100.0%	100.0%
	養父	度数	1	0	1
		3-4. の %	100.0%	0.0%	100.0%
	継父	度数	2	1	3
		3-4. の %	66.7%	33.3%	100.0%
	内夫	度数	9	2	11
		3-4. の %	81.8%	18.2%	100.0%
	父方祖母	度数	1	0	1
		3-4. の %	100.0%	0.0%	100.0%
	母方祖父	度数	0	1	1
		3-4. の %	0.0%	100.0%	100.0%
	母方祖母	度数	4	1	5
		3-4. の %	80.0%	20.0%	100.0%
母方おじ	度数	2	0	2	
	3-4. の %	100.0%	0.0%	100.0%	
その他親	度数	0	1	1	
	3-4. の %	0.0%	100.0%	100.0%	

族	の %		2	1	3
	度数	3-4. の %			
その他同居人	度数	66.7%			
	3-4. の %	33.3%			100.0%
わからない	度数	83.7%	36	7	43
	3-4. の %	16.3%			100.0%
合計	度数		328	283	611
	3-4. の %		53.7%	46.3%	100.0%

表 133 家族状況の変化

		開始時には居たが、解除時には居ない	開始時と解除時と、変わらずに居る	開始時には居なかつたが、解除時には居る	開始時も解除時も、どちらも居なかつた	合計
実母	度数	71	497	7	49	624
	%	11.4%	79.6%	1.1%	7.9%	100.0%
実父	度数	84	270	19	251	624
	%	13.5%	43.3%	3.0%	40.2%	100.0%
兄姉	度数	46	198	12	368	624
	%	7.4%	31.7%	1.9%	59.0%	100.0%
弟妹	度数	12	20	23	569	624
	%	1.9%	3.2%	3.7%	91.2%	100.0%
養父	度数	1	0	7	616	624
	%	0.2%	0.0%	1.1%	98.7%	100.0%
継父	度数	2	5	7	610	624
	%	0.3%	0.8%	1.1%	97.8%	100.0%
内夫	度数	16	11	6	591	624
	%	2.6%	1.8%	1.0%	94.7%	100.0%
養母	度数	0	0	6	618	624
	%	0.0%	0.0%	1.0%	99.0%	100.0%
継母	度数	0	0	0	624	624
	%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
内妻	度数	0	1	0	623	624
	%	0.0%	0.2%	0.0%	99.8%	100.0%
父方祖父	度数	4	11	12	597	624
	%	0.6%	1.8%	1.9%	95.7%	100.0%
父方祖母	度数	4	12	15	593	624
	%	0.6%	1.9%	2.4%	95.0%	100.0%

母方祖父	度数	5	27	21	571	624
	%	0.8%	4.3%	3.4%	91.5%	100.0%
母方祖母	度数	18	59	36	511	624
	%	2.9%	9.5%	5.8%	81.9%	100.0%
父方おじ	度数	1	1	3	619	624
	%	0.2%	0.2%	0.5%	99.2%	100.0%
父方おば	度数	0	1	2	621	624
	%	0.0%	0.2%	0.3%	99.5%	100.0%
母方おじ	度数	6	22	9	587	624
	%	1.0%	3.5%	1.4%	94.1%	100.0%
母方おば	度数	7	18	4	595	624
	%	1.1%	2.9%	0.6%	95.4%	100.0%
その他親族	度数	3	10	6	605	624
	%	0.5%	1.6%	1.0%	97.0%	100.0%
その他同居人	度数	9	6	8	601	624
	%	1.4%	1.0%	1.3%	96.3%	100.0%

5) 解除後の子どもの行き先について、実母が主たる虐待者の事例では「公的保護（の継続）」が優位。実父の場合は「家庭引き取り」が多い傾向が見られる。

主たる虐待者と解除後の子どもの行き先のクロスについて、ここでは表を提示しないが、実母では欠損値を除く427事例のうち「公的保護（の継続）」を合計すると222件。割合は52.0%となり、「家庭引き取り」195件（45.7%）を上回る。

特に児童養護施設入所となるケースが多く、147件が報告されている。この件数は、児童養護施設入所182事例のうち80.8%にあたる。このことから、主たる虐待者としての実母への対応、支援課題等を、

児童養護施設が乳児院からそのまま引き継いでいる状況にあることが、推察される。また、里親委託40事例のうち77.5%にあたる31件は、主たる虐待者が実母のケースである。その他、乳児院入所（転園含む）が33件、障害児施設入所が11件、その他10件の回答があった。

主たる虐待者が実父の事例では、59.2%にあたる61件が「家庭引き取り」で、「公的保護（の継続）」の38件を大きく上回っている。里親委託は1件のみ。事例数は少ないが、実母に比べ、障害児施設入所（5件、実父の割合の4.9%）の割合が若干高い。実父に身体的虐待が多いことからみると何らかの関連（後遺症状態）が含まれているかもしれないが、今回の調査情報では不明である。

また、主たる虐待者が内夫の11事例については、7件が「家庭引き取り」、3件が「公的保護」、1件が「その他」。母方祖母が主たる虐待者の5事例では、「家庭引き取り」は1件で、4件が「公的保護」となっている。

その他、棄児、行方不明などに該当する事例が4件回答されているが、全て里親委託になっている。

6) 実父、内夫、養父が主たる虐待者で「家庭引き取り」となった事例では、「虐待者の居なくなった家庭に子どもが帰る」傾向がみられる。

前述した、実父が主たる虐待者の事例では「家庭引き取り」が多い傾向があることについて、必ずしも虐待者である実父が居る家庭に子どもが帰っているわけではないことは、主たる虐待者と「虐待者の居る家に帰ったか」とのクロスでみると明らかである。

家庭引き取り事例のみを対象に質問した項目だが、実母が主たる虐待者の場合、89.6%（180件）で虐待者の居る家庭に子どもが帰っているが、実父の場合は68.2%（45件）、7割弱に止まっている。

また件数は少ないが、内夫についても7事例中5件が「虐待者の居なくなった家庭」に子どもが帰っており、養父の1事例も同様に虐待者不在の家庭への引き取りである。

実父等、男性が主たる虐待者の事例においては、虐待者である男性が当該家庭から離れることによって、問題解決が図られる傾向が読み取れる（表134）。

表134 3-4.主たる虐待者と3-7.家庭引き取りした事例のみ、回答。虐待者の居る家庭に帰ったか(虐待者有無)のクロス表

		3-7.家庭引き取りした事例のみ、回答。虐待者の居る家庭に帰ったか(虐待者有無)		わからない	合計	
		虐待者の居る家庭に帰った	虐待者の居なくなった家庭に帰った			
3-4.主たる虐待者	実母	度数	180	18	3	201
		3-4.の%	89.6%	9.0%	1.5%	100.0%
	実父	度数	45	18	3	66
		3-4.の%	68.2%	27.3%	4.5%	100.0%
	兄、姉	度数	1	0	0	1
		3-4.の%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	養父	度数	0	1	0	1
		3-4.の%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
	継父	度数	1	0	0	1
		3-4.の%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	内夫	度数	2	5	0	7
		3-4.の%	28.6%	71.4%	0.0%	100.0%
	母方祖父	度数	1	0	0	1
		3-4.の%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	母方祖母	度数	1	0	0	1
		3-4.の%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	その他同居人	度数	1	0	0	1
		3-4.の%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	わからない	度数	16	5	5	26
		3-4.の%	61.5%	19.2%	19.2%	100.0%

7) 合同ミーティングについては、主たる虐待者が実父の事例の方が、実母の事例と比べ適用される傾向にあり、約3割のケースで実施されている。

主たる虐待者が実母のケースでは115件(26.9%)で「合同ミーティング」を実施した、と回答があったのに対し、実父のケースでは33件(32.0%)。「合同ミーティング」の実施に関しては、実父の事例の方で適用される割合がやや高い傾向が見られる(表135)。

しかし、前述したように、実父が主たる虐待者の事例の傾向を考慮すると、「合同ミーティング」はふたつの実施形態に分けられるだろう。着眼点は、実父が参加したのかどうかである。すなわちミーティング実施後に実父が当該家庭から離れたのか、または実父が離れた後にミーティングを実施したのか。

「合同ミーティング」と一括りにしてはいるものの、実施にあたってはそのいずれかによって、ミーティングの開催趣旨が大きく異なることになる。

その意味では、「合同ミーティング」の開催、実施においても、乳児院や児童相談所等に、ケースの状況に合わせた多様な援助技術が期待され、求められていることが認められる。

表135 3-4.主たる虐待者と2-15.合同ミーティングを実施したかのクロス表

		2-15.合同ミーティングを実施したか			合計	
		実施した	実施しない	質問項目非該当		
3-4.主たる虐待者	棄児等	度数	1	1	1	3
		3-4.の%	33.3%	33.3%	33.3%	100.0%
	実母	度数	115	242	71	428
		3-4.の%	26.9%	56.5%	16.6%	100.0%
	実父	度数	33	58	12	103
		3-4.の%	32.0%	56.3%	11.7%	100.0%
	兄、姉	度数	0	1	0	1
		3-4.の%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
	養父	度数	0	1	0	1
		3-4.の%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
	継父	度数	1	1	1	3
		3-4.の%	33.3%	33.3%	33.3%	100.0%
	内夫	度数	1	9	1	11
		3-4.の%	9.1%	81.8%	9.1%	100.0%
	父方祖母	度数	0	1	0	1
		3-4.の%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
	母方祖父	度数	0	1	0	1
		3-4.の%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
	母方祖母	度数	2	2	1	5
		3-4.の%	40.0%	40.0%	20.0%	100.0%
母方おじ	度数	0	2	0	2	
	3-4.の%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	
その他親族	度数	0	1	0	1	
	3-4.の%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	
その他同居人	度数	0	2	1	3	
	3-4.の%	0.0%	66.7%	33.3%	100.0%	
わからない	度数	10	25	8	43	
	3-4.の%	23.3%	58.1%	18.6%	100.0%	
合計	度数	163	347	96	606	
	3-4.の%	26.9%	57.3%	15.8%	100.0%	

表 136 3-4. 主たる虐待者と 2-1. 乳児院、児童相談所、NPO 等が協働で、あるいは単独で「保護者援助プログラム」を作成したかのクロス表

			2-1. 乳児院、児童相談所、NPO 等が協働で、あるいは単独で「保護者援助プログラム（以下プログラム）」を作成したか					合計
			「特定の…」プログラムを作成	独自のプログラムを作成	必要があったが、しなかった	必要がなかった	わからない	
3-4. 主たる虐待者	棄児等	度数	0	0	0	3	0	3
		3-4. の %	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
	実母	度数	115	99	40	91	75	420
		3-4. の %	27.4%	23.6%	9.5%	21.7%	17.9%	100.0%
	実父	度数	32	21	4	25	21	108
		3-4. の %	31.1%	20.4%	3.9%	24.3%	20.4%	100.0%
	兄、姉	度数	1	0	0	0	0	1
		3-4. の %	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	養父	度数	0	1	0	0	0	1
		3-4. の %	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	継父	度数	1	0	0	1	1	3
		3-4. の %	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	100.0%
	内夫	度数	1	2	1	2	4	10
		3-4. の %	10.0%	20.0%	10.0%	20.0%	40.0%	100.0%
	父方祖母	度数	0	0	1	0	0	1
		3-4. の %	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	母方祖父	度数	0	0	0	0	1	1
		3-4. の %	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
	母方祖母	度数	2	0	1	1	1	5
		3-4. の %	40.0%	0.0%	20.0%	20.0%	20.0%	100.0%
母方おじ	度数	0	0	0	0	2	2	
	3-4. の %	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	
その他同居人	度数	0	0	0	2	1	3	
	3-4. の %	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	100.0%	
わからない	度数	8	8	3	13	10	42	
	3-4. の %	19.0%	19.0%	7.1%	31.0%	23.8%	100.0%	
合計	度数	160	131	50	138	116	595	
	3-4. の %	26.9%	22.0%	8.4%	23.2%	19.5%	100.0%	

8) 実母、実父共に5割強で何らかのプログラムが作成されている。実父に「特定の専門的な援助技術を取り入れた」プログラムを適用される傾向が見られる。

主たる虐待者が実母、実父共に、5割強でプログラムが作成されている。実父母いずれも同様の割合であることが興味深い。本調査の結果からは、プログラムの適用については性差がない、と解釈できる。

実父の事例では、「独自の」プログラムよりも、「特定の…」プログラムを適用する傾向が見られる（32件、31.1%）。このことは、これまで述べているように、実父に身体的虐待が多い傾向があることとの関連が推測される。

また、実母の事例では、“プログラムを作成する必要があったが、しなかった”に、420事例中9.5%にあたる40件が該当している。単純集計結果では、プログラムを作成実施しなかった理由として、139事例が“児童相談所からの提案、提示がなかったため”を上げている。

プログラム作成実施については、乳児院と児童相談所との間で、少なくともその必要性の有無を協議

することは必須であり、施設と児相が対等に参画することが望ましいあり方だと考えられる（表136）。

(3)-4 児童相談所スタッフの関与と期待

1) 実際の関与はなかったが、関与が期待されている児童相談所の職種は、S V（スーパーバイザー）、親子支援専任スタッフ、保健師である。

児童福祉司の関与は89.9%、児童心理司は45.7%。この二つの職種は、児童相談所側スタッフの定番職種と言える。

そうした状況の中、本調査で関与が期待されている児童相談所の職種として、親子支援専任スタッフ、S V、保健師が上げられる。親子支援専任スタッフは全事例の31.6%で“期待したが関与がなかった”との回答を得ている。続いて、S Vが30.8%、保健師が26.9%である。

また、児童心理司についても19.6%で関与を期待する回答があったほか、医師についても12.2%、NPO等支援機関のスタッフも47ケースで関与が期

待された事例が報告された(表137)。

2) 親子支援専任スタッフの関与の結果、当事者参画と家庭引き取りに、一定の効果が見られる。

ここでは、親子支援専任スタッフ関与の効果について、該当事例数は71件(一時保護事例28ケース、措置事例43ケース。クロス表の項目によっては欠損値等によりそれを下回る)ではあるが、いくつかの観点から、本調査の結果を報告する。

表137 児童相談所スタッフに対する、関与と期待の状況

		期待 しないが 関与あり	期待 通りに 関与あり	期待 した が関 与なし	期待 もせ ず関 与も なし	合計
児童 福祉 司	度数	174	387	9	54	624
	%	27.9%	62.0%	1.4%	8.7%	100.0%
児童 心理 司	度数	98	187	122	217	624
	%	15.7%	30.0%	19.6%	34.8%	100.0%
SV	度数	14	57	189	364	624
	%	2.2%	9.1%	30.3%	58.3%	100.0%
親子 支援	度数	15	56	197	356	624
	%	2.4%	9.0%	31.6%	57.1%	100.0%
保健 師	度数	22	98	168	336	624
	%	3.5%	15.7%	26.9%	53.8%	100.0%
医師	度数	34	79	76	435	624
	%	5.4%	12.7%	12.2%	69.7%	100.0%
看護 師	度数	20	30	39	535	624
	%	3.2%	4.8%	6.3%	85.7%	100.0%
保護 所職 員	度数	7	4	4	609	624
	%	1.1%	0.6%	0.6%	97.6%	100.0%
里親 相談 員	度数	12	10	19	583	624
	%	1.9%	1.6%	3.0%	93.4%	100.0%
NP O	度数	2	5	47	570	624
	%	0.3%	0.8%	7.5%	91.3%	100.0%
その 他	度数	27	25	18	554	624
	%	4.3%	4.0%	2.9%	88.8%	100.0%

まず、解除後の子どもの行き先とのクロス集計で見ると、一時保護ケース、措置ケースともに、親子支援専任スタッフが関与した事例は、家庭引き取りのなった割合が高い。一時保護事例で親子支援専任スタッフに関与した28ケースのうち20件(71.4%)が「家庭引き取り」となっている。措置事例では、43事例の58.1%にあたる25ケースが「家庭引き取り」に該当。親子支援専任スタッフに関与しなかった措置事例355ケースにおける「家庭引き取り」の割合は38%である(表138)。

以下、表は示さないが、主たる虐待種別との関連では、一時保護事例では28ケース中16件(57.1%)が身体的虐待、12件がネグレクトである。一方、措置事例では、43ケース中27件がネグレクト(62.8%)、身体的虐待が15件(34.9%)、心理的虐待が1件である。措置事例が概ね全体の虐待種別発生割合と合致するのに対し、一時保護事例で身体的虐待への対応が突出しているのに特徴が見られる。

プログラムの作成に関しては、親子支援専任スタッフの関与がなかった群と比較して、「特定の専門的な援助技術を取り入れたプログラム」または「独自のプログラム」を作成した率が高い。措置事例では、親子支援専任スタッフに関与したケース42件のうち31件(73.8%)がプログラムを作成。関与がなかった群は53.7%である。一時保護事例はさらに顕著で、関与なし群の割合33.7%に対し、関与あり群では28ケースのうち17件(60.7%)で作成している。

面会、外出、外泊等の段階的な援助の実施についても同様である。措置事例では、親子支援専任スタッフに関与したケース42件のうち26件(61.9%)で段階的援助を実施。関与がなかった群は46.8%である。一時保護事例はこの点でもさらに顕著で、関与なし群の割合21.9%に対し、関与あり群では28ケースのうち16件(57.1%)で実施している。また、解除の判断とのクロスで、乳児院と児童相談所が対等に協議した割合は、措置事例41ケースでは23件(56.1%)、関与なし群は46.1%)。一時保護事例は、関与がなかった群との差が顕著で、28ケース中13件(46.4%)が該当。関与なし群は18.7%しかない。

親子支援専任スタッフの導入に関しては、各自自治体で取り組みが始まった段階であり、各児童相談所における当該スタッフの役割も大きく異なることが想定される。本調査の結果、親子支援専任スタッフの関与によりプログラム作成、家庭引き取り等に一定の効果があることがわかる。

表 138 親子支援専任スタッフ関与の有無 と 1-6. 解除後の子どもの行き先 のクロス表

		1-6.解除後の子どもの行き先						合計	
		家庭引 き取り	乳児院 入所・ 転園	児童養 護施設 入所	障害児 施設入 所	里親委 託	その他		
2-9の 4 親 子支 援 専任 スタッ フの 関与	一時保護ケースで親 子支援関与なし	度数	123	45	16	0	4	4	192
		2-9の4の%	64.1%	23.4%	8.3%	0.0%	2.1%	2.1%	100.0%
		1-6.の%	40.6%	88.2%	8.6%	0.0%	10.0%	22.2%	31.1%
	一時保護ケースで親 子支援関与あり	度数	20	0	8	0	0	0	28
		2-9の4の%	71.4%	0.0%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
		1-6.の%	6.6%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%
	措置ケースで親子支 援関与なし	度数	135	4	152	17	34	13	355
		2-9の4の%	38.0%	1.1%	42.8%	4.8%	9.6%	3.7%	100.0%
		1-6.の%	44.6%	7.8%	81.7%	85.0%	85.0%	72.2%	57.4%
	措置ケースで親子支 援関与あり	度数	25	2	10	3	2	1	43
		2-9の4の%	58.1%	4.7%	23.3%	7.0%	4.7%	2.3%	100.0%
		1-6.の%	8.3%	3.9%	5.4%	15.0%	5.0%	5.6%	7.0%
合計		度数	303	51	186	20	40	18	618
		2-9の4の%	49.0%	8.3%	30.1%	3.2%	6.5%	2.9%	100.0%
		1-6.の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

一方、協働への評価のクロスからは、親子支援専任スタッフ関与の事例では、肯定的な評価（「十分協働出来た」「概ね協働出来た」）がされる割合が高い結果が出ている。反面、否定的な評価（「あまり協働できなかった」「全く協働出来なかった」）も一定の割合で見られることがわかった。

一時保護事例では、親子支援専任スタッフに関与した28ケースのうち肯定的評価に該当するのは12件（42.9%、関与なし群は19.1%）。否定的評価は3件（10.7%、同群5.4%）。措置事例では関与した38ケースのうち肯定的評価は24件（63.1%、関与なし群は36.5%）。否定的評価は4件（10.5%、同群3.1%）。

必ずしも、親子支援専任スタッフの関与だけが、協働への評価を否定的なものにした原因とは言い切れないが、否定的評価となった計28ケースのうち7件（25%）で親子支援専任スタッフに関与している結果と合わせ、何らかの課題があることが推察される。現段階では、具体の事例を通じての検証が望ましいだろう。

また、当事者参画の観点からも、親子支援専任スタッフ関与の効果が表れている。一時保護事例では50%、措置事例では63.9%で、プログラム作成に保護者が参加している。「合同ミーティング」に関しても、措置事例では関与した43ケースのうち19件（63.1%、関与なし群は30.6%）、一時保護事例では、28ケースのうち15件（53.6%、関与なし群は11.5%）で実施しているとの回答を得た（表139）。

表 139 親子支援専任スタッフの関与の有無 と 2-7. 保護者参加があったかのクロス表

		2-7.保護者参加があったか			合計	
		参加 あり	参加 なし	わから ない		
2-9の 4 親 子支 援 専任 スタッ フの 関与 の有 無	一保 事例 関与 なし	度数	18	87	65	170
		2-9の4の%	10.6%	51.2%	38.2%	100.0%
		2-7.の%	11.9%	35.4%	44.8%	31.4%
	一保 事例 関与 あり	度数	14	6	8	28
		2-9の4の%	50.0%	21.4%	28.6%	100.0%
		2-7.の%	9.3%	2.4%	5.5%	5.2%
	措置 事例 関与 なし	度数	96	141	71	308
		2-9の4の%	31.2%	45.8%	23.1%	100.0%
		2-7.の%	63.6%	57.3%	49.0%	56.8%
	措置 事例 関与 あり	度数	23	12	1	36
		2-9の4の%	63.9%	33.3%	2.8%	100.0%
		2-7.の%	15.2%	4.9%	0.7%	6.6%
合計		度数	151	246	145	542
		2-9の4の%	27.9%	45.4%	26.8%	100.0%
		2-7.の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3)-5 保護者の状態、状況に関する特記事項

1) SBS (乳幼児揺さぶられ症候群) の事例には、どのような特徴的傾向が見られるか。

本調査では全体で38件が、SBSに該当すると回答があった。クロス集計の結果から、いくつかの特徴的な傾向を捉えてみたい。

まず虐待種別(種類)であるが、38件が全て、「主たる虐待」を身体的虐待としている。SBS(乳幼児揺さぶられ症候群)が身体的虐待として認識され、浸透している表れだと言える。

一方、興味深い点として、38事例すべてにおいて「従たる虐待」が上げられなかった。SBSが発生した世帯に複合的な虐待状況がなく、SBSだけがその世帯に突出した虐待行為として発生したという解釈が成り立ちそうだが、SBSそのものが重大な身体的虐待であり、他の虐待種別(種類)を付加する必要がないと判断されているという方が適当かもしれない。

複合的な状況、状態が比較的みられない、という特徴は、先に記述した13の課題との関連のところで指摘した。全体の平均値との比較で見れば、確かにそれを上回っているのは「暴力的傾向」のみ。「貧困」「親族関係の不和」は、平均を大きく下回っている。

しかし、SBS38事例とDV状況等の課題との関連で見れば、入所前調整こそ非該当だが、DV状況あり5件、婦人相談所関与あり1件、精神疾患の履歴あり5件、被虐待体験あり7件である。他の課題と比べ、保護者が複合的な課題、問題を抱えているとは、積極的には指摘しづらいものの、その家庭でSBSが発生する要因、背景について、いくつかの類型があるのではないだろうか。

解除後の子どもの行き先をみると、実に63.2%にあたる24件が「家庭引き取り」となっていることが注目される。「その他」3件が報告されているが、親族への引き取り等が推測される。一方、「公的保護(の継続)」が判断された事例は11件。特に、障害児施設入所となったケースが6件(15.8%)ある点に特徴がある。里親委託の該当はない(表140)。このことから、SBS事例においては、虐待を受けた子どもの状態、受傷の程度により、解除後の行き先の判断に大きく関与していることが推察される。

虐待者に関しては、主たる虐待者として実父が上げられたケースが18件、実母が8件、「わからない」が9件。従たる虐待者では、実父、実母各2件、「わからない」が13件回答された。明らかに、実父が関与する傾向があるが、一方で「わからない」とする割合も高い。虐待行為そのものの認定が困難な状況があると思われる。

プログラムの適用については、「特定の…」プログラムが11件、「独自の」プログラムが12件作成され、合わせて62.1%で適用している。この割合は、それ以外の事例に比べると高率である(SBS非該当の事例は48.3%)。また、プログラムを作成する必要がなかった事例が6件、作成したかどうかわからない事例が8件、報告された。また、「段階的援助を概ね実施した」ケースは23件(62.2%)、「面会、外出等の実施を乳児院と児相が協力、協働して実施した」ケースは21件(55.3%)、「プログラム作成に保護者参加があった」ケースは18件(47.4%)、「合同ミーティングを実施した」ケースは15件(41.7%)で、いずれも高い割合である。このことは、結果として、協働への肯定的な評価(十分出来た7件、概ね出来た14件、60%が該当)に反映されている。

表140 1-12. SBSに該当するか と 1-6. 解除後の子どもの行き先 のクロス表

			1-6.解除後の子どもの行き先						合計
			家庭引き取り	乳児院入所 (転園含む)	児童養護施設入所	障害児施設入所	里親委託	その他	
1-12.SBSに 該当するか	あり	度数	24	3	2	6	0	3	38
		1-12.の%	63.2%	7.9%	5.3%	15.8%	0.0%	7.9%	100.0%
		1-6.の%	7.9%	5.9%	1.1%	30.0%	0.0%	16.7%	6.1%
	なし	度数	260	45	170	11	37	11	534
		1-12.の%	48.7%	8.4%	31.8%	2.1%	6.9%	2.1%	100.0%
		1-6.の%	85.8%	88.2%	90.9%	55.0%	92.5%	61.1%	86.3%
	わからない	度数	19	3	15	3	3	4	47
		1-12.の%	40.4%	6.4%	31.9%	6.4%	6.4%	8.5%	100.0%
		1-6.の%	6.3%	5.9%	8.0%	15.0%	7.5%	22.2%	7.6%
合計	度数	303	51	187	20	40	18	619	
	1-12.の%	48.9%	8.2%	30.2%	3.2%	6.5%	2.9%	100.0%	
	1-6.の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

2) 出生前から入所・保護の調整があった事例

虐待予防の観点から考えれば、アセスメントの結果、養育のリスクが高いケースについては、特定妊婦として市町村の要保護対策地域協議会等で把握し、場合によっては介入的に支援を行い、必要に応じて、入所前から児童相談所と乳児院で新生児を保護する調整を行うことが、援助の基本的な流れになっている。

それでは、出生前に入所調整されている事例には、どのような特徴があるのだろうか。

事例数は少ないが、婦人相談所の関与のあったケースでは、出生前に新生児の入所が調整される割合が高い。出生前入所調整 56 事例の 33.9%にあたる 19 件が該当する。また、この件数は婦人相談所が関与した 126 事例の 15.1%にあたる。婦相と児相、乳児院との貴重な連携事例とも言えよう（表 141）。

精神疾患との関連で見ると、出生前に入所調整されていた事例のうち 30 件（54.6%）で、保護者に精神疾患及びありそうだが不明の状態が見られている（表 142）。

また、保護者に知的障害がある事例においても、23 件（41.1%）が出生前に入所調整された事例に該当している（表 143）。

精神疾患と知的障害については、保護者自身が地域支援の対象となっていた経過があることから、出生前調整に至ったケースが多いと思われる。

その他、就業困難やリストラによる貧困の状況とのクロスからも、ほぼ同様の割合（22 件、39.3%）を読み取ることが出来る。近年、子ども家庭福祉分野においても、貧困の問題が提起され、注目されているところだが、本調査の結果からも、「貧困」が要因または背景となる子ども虐待の発生、その結果として乳児院保護に至る事例が一定数あることがわかる（表 144）。

表 141 1-13. 出生前から入所・保護の調整がされていたかと 1-10. 保護または入所の前に婦相等の関与があったかのクロス表

		1-10. 保護または入所の前に婦相等の関与があったか			合計	
		関与あり	関与なし	わからない		
1-13. 出生前入所・保護の調整	されていた	度数	19	32	5	56
		1-13. の %	33.9%	57.1%	8.9%	100.0%
		1-10. の %	15.1%	8.6%	4.1%	9.0%
	されていない	度数	93	327	78	498
		1-13. の %	18.7%	65.7%	15.7%	100.0%
		1-10. の %	73.8%	87.7%	63.9%	80.2%

わからぬ	度数	14	14	39	67
	1-13. の %	20.9%	20.9%	58.2%	100.0%
1-10. の %	11.1%	3.8%	32.0%	10.8%	
合計	度数	126	373	122	621
	1-13. の %	20.3%	60.1%	19.6%	100.0%
	1-10. の %	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 142 1-13. 出生前から入所・保護の調整がされていたかと 1-11. 保護者の状態等に精神疾患等の履歴があったかのクロス表

		1-11. 保護者の状態等に精神疾患等の履歴があったか				合計	
		あり	なし	ありそうだが不明	わからない		
1-13 出生前入所・保護の調整	された	度数	25	23	5	2	55
		1-13. の %	45.5%	41.8%	9.1%	3.6%	100.0%
		1-1. の %	12.1%	8.5%	6.2%	3.2%	8.8%
	されていない	度数	159	228	62	50	499
		1-13. の %	31.9%	45.7%	12.4%	10.0%	100.0%
		1-1. の %	77.2%	83.8%	76.5%	79.4%	80.2%
	わからない	度数	22	21	14	11	68
		1-13. の %	32.4%	30.9%	20.6%	16.2%	100.0%
		1-1. の %	10.7%	7.7%	17.3%	17.5%	10.9%
	合計	度数	206	272	81	63	622
		1-1. の %	33.1%	43.7%	13.0%	10.1%	100.0%
		1-10. の %	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 143 1-13. 出生前から入所・保護の調整がされていたか と 1-15. その他の状態、状況① 知的障害がある のクロス表

		1-15.その他の状態、状況① 知的障害がある		合計	
		該当する	該当しない		
1-13. 出生前入所・保護の調整	されていた	度数	23	33	56
		1-13. の%	41.1%	58.9%	100.0%
		1-15. の%	24.0%	6.3%	9.0%
	されていない	度数	69	430	499
		1-13. の%	13.8%	86.2%	100.0%
		1-15. の%	71.9%	81.6%	80.1%
	わからない	度数	4	64	68
		1-13. の%	5.9%	94.1%	100.0%
		1-15. の%	4.2%	12.1%	10.9%
合計		度数	96	527	623
		1-13. の%	15.4%	84.6%	100.0%
		1-15. の%	100.0%	100.0%	100.0%

表 144 1-13. 出生前から入所・保護の調整がされていたか と 1-15. ⑬ 就業困難やリストラなどによる貧困 のクロス表

		1-15.⑬ 就業困難やリストラなどによる貧困		合計	
		該当する	該当しない		
1-13. 出生前入所・保護の調整	されていた	度数	22	34	56
		1-13. の%	39.3%	60.7%	100.0%
		1-15. の%	16.7%	6.9%	9.0%
	されていない	度数	98	401	499
		1-13. の%	19.6%	80.4%	100.0%
		1-15. の%	74.2%	81.7%	80.1%
	わからない	度数	12	56	68
		1-13. の%	17.6%	82.4%	100.0%
		1-15. の%	9.1%	11.4%	10.9%
合計		度数	132	491	623
		1-13. の%	21.2%	78.8%	100.0%
		1-15. の%	100.0%	100.0%	100.0%

また、表は示さないが、解除後の子どもの行き先とのクロスで見ると、「家庭引き取り」が判断された事例は18件(32.1%)。一方、「公的保護(の継続)」となった事例は37件(66.1%)。保護の継続の必要性が高い傾向にある。

プログラムの作成については、「特定の専門的な援助技術を取り入れた」保護者援助プログラムを適用する傾向が見られる。欠損値5事例を除く51事例のうち24件(47.1%)に適用されており、高い割合である。「独自の」プログラムも6件あり、計30件が何らかのプログラムを作成したことになる。

それでは、地域との連携についてはどうだろうか。クロスの結果を見ると、出生前から入所・保護の調整がされていた事例は、乳児院が解除にあたり地域の関係機関等と直接接し、情報交換等実施している割合が高い。この領域に該当するケースは、地域との綿密な調整の中で乳児院入所(保護)までに至ったはずである(表145)。

乳児院と地域との連携のあり方を模索するうえで、出生前入所調整を要する事例は、貴重なモデルケースになるとと思われる。

表 145 1-13. 出生前から入所・保護の調整がされていたか と 2-12. 解除にあたり、地域の関係機関等と直接接し(電話連絡を含む)し、情報交換、引き継ぎ等を実施したか(他機関との情報交換) のクロス表

		2-12.解除にあたり他機関との情報交換をしたか			合計	
		した	しない	質問非該当		
1-13. 出生前入所・保護の調整	されていた	度数	22	19	7	48
		1-13. の%	45.8%	39.6%	14.6%	100.0%
		2-12. の%	11.5%	6.5%	6.4%	8.1%
	されていない	度数	146	243	88	477
		1-13. の%	30.6%	50.9%	18.4%	100.0%
		2-12. の%	76.0%	83.5%	80.0%	80.4%
	わからない	度数	24	29	15	68
		1-13. の%	35.3%	42.6%	22.1%	100.0%
		2-12. の%	12.5%	10.0%	13.6%	11.5%
合計		度数	192	291	110	593
		1-13. の%	32.4%	49.1%	18.5%	100.0%
		2-12. の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

3) 「親として未成熟」な保護者像とは。

保護者の状況・状態に関する質問で、該当するとの回答が最も多かったのが、「親として未成熟」という評価である。6割を超える保護者(353事例, 63.9%)が未成熟と認定されているが、本調査で質問の際「親として未成熟」の定義をしていない。

そこで、その他の状況・状態等、各項目における「親として未成熟」該当ケースの割合と、全ケース

におけるその割合（63.9%）との比較から、「親として未成熟」と言われる保護者像を探ってみる。

結果から言えば、クロス集計の結果からは、明らかな特徴を捉えることはできなかった。63.9%を上回ったのは6項目。最も「親として未成熟」の割合が高く出たのが「性被害体験あり」で、84.2%（19件中16件が該当）。次が77.1%の「賭け事、浪費癖」（35件中27件が該当）である。前者は、被害の内容そのものが深刻であり、親自身へのケアが先決で、子どもを養育できる状態にない、保護者像が浮かぶ。後者は、子どもをなおざりにする保護者像が推察される。だが、これらの項目は、本調査ではいずれも少ない回答件数であり、「親として未成熟」を定義する特徴的な傾向とは言いづらい。

むしろ、77.6%の割合になった「偏った子育て」は、82件が該当しており、未成熟な親に見られる傾向として示せるかも知れない。援助者が指摘する子育ての偏りは、すなわち親の自己中心性を意味していると思われる。養育の視点を子ども中心に置くことができない保護者を、「親として未成熟」と評価することは、ある意味で妥当である。

また、「知的障害」97事例のうち76.3%にあたる74件が「親として未成熟」に該当している。この件数は、「親として未成熟」353事例の21.0%が該当。「未成熟でない親」271事例における「知的障害」の割合は8.5%（23件）であることから、未成熟

と知的障害の関連性は低くないと言えるだろう。

表 146 「親として未成熟」と、保護者の状態・状況との関連

	全件数	親として未成熟の該当件数	%
DVの状況あり	137	79	57.7%
婦人相談所関与あり	126	77	61.1%
精神疾患等履歴あり	206	108	52.4%
被虐待体験あり	107	73	68.2%
SBSに該当する	38	18	47.4%
出生前把握あり	56	36	64.3%
知的障害	97	74	76.3%
身体的な病気	65	32	49.2%
暴力的傾向	106	63	59.4%
アルコール依存	23	10	43.5%
薬物依存	34	17	50.0%
賭け事、浪費癖	35	27	77.1%
支払い以上の借金	42	24	57.1%
社会的孤立	127	81	63.8%
親族関係の不和	247	156	63.2%
偏った子育て	107	82	76.6%
性被害体験あり	19	16	84.2%
貧困	132	80	60.6%

表 147 1-15. その他の状態、状況⑩ 親として未成熟 と 2-3. プログラムの作成について、「乳児院」と「児童相談所」がどのように関与したか（作成主体）のクロス表

		2-3. プログラムの作成について、「乳児院」と「児童相談所」がどのように関与したか（作成主体）						合計	
		乳児院と児相が協力、協働して作成	乳児院主体で作成し、児相が協力	児相主体で作成し、乳児院が協力	児相だけが作成し、乳児院は関与せず	乳児院だけで作成し、児相は関与せず	この質問項目は該当しない		
1-15. その他の状態、状況⑩ 親として未成熟	該当しない	度数	28	9	40	3	5	179	264
		1-15.⑩の %	10.6%	3.4%	15.2%	1.1%	1.9%	67.8%	100.0%
		2-3.の %	30.4%	45.0%	37.4%	18.8%	50.0%	49.9%	43.7%
	該当する	度数	64	11	67	13	5	180	340
		1-15.⑩の %	18.8%	3.2%	19.7%	3.8%	1.5%	52.9%	100.0%
		2-3.の %	69.6%	55.0%	62.6%	81.3%	50.0%	50.1%	56.3%
合計		度数	92	20	107	16	10	359	604
		1-15.⑩の %	15.2%	3.3%	17.7%	2.6%	1.7%	59.4%	100.0%
		2-3.の %	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

その他「被虐待体験」における「親として未成熟」の割合が、若干高く出ている（73件、68.2%）。この件数は、未成熟な親350事例（欠損値除く）の20.9%にあたり、未成熟でない親における被虐待体験有の割合（270事例のうち34件、12.6%）を上回っている。被虐待体験は親としての成熟を阻む要因のひとつになり得るのかもしれない（表146）

ここでは表を示さないが、解除後の子どもの行き先を見ると、“未成熟でない親”群に比べ、「公的保護（の継続）」の割合がやや高く出ている。欠損値を除く「親として未成熟」352事例のうち、「家庭引き取り」は157件（44.6%）に対し、「公的保護（の継続）」は51.1%・一方“未成熟でない親”は267事例における「家庭引き取り」4.7%（146件）。「公的保護（の継続）」は44.2%（118件）である。プログラム作成についても、“未成熟でない親”群に比べ、作成した割合がやや高い。「特定の専門的な援助技術を取り入れた」保護者援助プログラム102件、「独自の」プログラム83件が、「親として未成熟」事例で作成され、これらは欠損値を除く該当341事例の54.2%にあたる。一方“未成熟でない親”267事例における作成割合は42.7%（114件）である（表147）。

プログラム作成における乳児院と児童相談所等との協働・協力の状況では、“未成熟でない親”への協力、協働、事例が計77件（29.2%）なのに対し、「親として未成熟」な保護者へは、41.7%（計142件）が何らかの形で乳児院と児相が協力、協働したと回答している。未成熟な親に対して、乳児院と児童相談所が比較的手厚い援助を試み、また実施していることが読み取れる。

4) 「親族関係の不和」に関連する保護者の状態、状況は何か。

保護者の状態、状況で、「親として未成熟」の次に割合が高かったのが、「親族関係の不和」（247事例、44.7%が該当）であるが、どの項目との関連が大きいのだろうか。クロス集計の結果から、全ケースにおける割合（44.7%）を上回った8項目を見つけることが出来る。

「親族関係の不和」の該当が6割を上回ったのは3項目。「支払い以上の借金」（64.3%）、「性被害体験あり」（63.2%）、「薬物依存」（61.8%）である。

次に、5割台の項目が3つ。「被虐待体験あり」（59.8%）、「社会的孤立」（52.8%）、「婦相関与あり」（51.6%）である。

その他、「DVの状況あり」と「出生前把握あり」との関連性が比較的高く出た（表148）。

表148 「親族関係の不和」と、保護者の状態・状況との関連

	全件数	親族関係の不和の該当件数	%
DVの状況あり	137	68	49.6%
婦人相談所関与あり	126	65	51.6%
精神疾患等履歴あり	206	90	43.7%
被虐待体験あり	107	64	59.8%
SBSに該当する	38	10	26.3%
出生前把握あり	56	27	48.2%
知的障害	97	36	37.1%
身体的な病気	65	19	29.2%
暴力的傾向	106	40	37.7%
アルコール依存	23	10	43.5%
薬物依存	34	21	61.8%
賭け事、浪費癖	35	15	42.9%
支払い以上の借金	42	27	64.3%
社会的孤立	127	67	52.8%
偏った子育て	107	44	41.1%
親として未成熟	353	156	44.2%
性被害体験あり	19	12	63.2%
貧困	132	59	44.7%

これらの状況、状態がもともと親族関係に不和があったことによって引き出されたものなのか、あるいは保護者がこれらの状況、状態に陥ったことをきっかけに不和が生じたのかは、別途、精査が必要である。

例えば、「被虐待体験あり」は、保護者の被虐待歴が原因となり、結果として現在の親族関係の不調につながると思われる一方、原家族にあった関係性の不調が子どもへの虐待を生じさせたと考えられる事も出来る。

また、「性被害体験あり」19事例のうち12件（63.2%）が「被虐待体験あり」と重なっている。このことから、おそらく半数以上の事例が、“性被害体験＝「性的虐待」”に該当すると解釈できる。また、この19事例の68.4%にあたる13件が、「精神疾患あり、またはありそうだが不明」とクロスしている。性的虐待が及ぼす精神疾患あるいは不調、そして親族関係にもたらされる不和は、必然の結果と言えよう。

親から虐待を受けた経験は、子が親になってもその親子関係を修復することなく、新しい世代の養育～孫の代の安全、安心な育ち～にも負の影響を及ぼす。本調査の事例は全て親子分離せざるを得なかったケースである。特に「性被害体験＝性的虐待」ケースからは、世代間連鎖の深刻さをうかがい知ることが出来る。

(3)-6 虐待の再発についての考察

1) 「家庭引き取り」となった303事例のうち、虐待の再発があった事例は38件である。

本調査では、21年度中に乳児院から「家庭引き取り」となった事例は303件。そのうち、22年11月までの間、乳児院が把握する虐待の再発があったケースは38件である。これらは、「虐待の再発があり、再保護（措置）され、現在に至っている」、「虐待の再発がたびたびあり、保護（措置）と解除を繰り返している」及び「虐待の再発があったと児相から聞いたが、再保護（措置）されたかどうかはわからない」を合わせた件数である。また、この38件という件数は、「家庭引き取り」事例の12.5%にあたる。すなわち、1割強の割合で虐待が再発している、ということである。

一方、「新しい生活環境で順調に生活している」と回答があった事例のうち、「家庭引き取り」ケースは110件。「退所後の状況はわからない」または「この質問項目は該当しない」のうち「家庭引き取り」ケースは155件である。

ここでは、「家庭引き取り」事例を、退所後の状況から3類型（①「虐待再発」群38件、②「新生活順調」群110件、③「わからない・非該当」群155件）に分け、特に、①と②の類型の特徴等について、いくつかの観点から考察を試みたい（表149）。

表149 家庭引き取り事例と虐待の再発（3類型）

	件数	%
「虐待再発」群	38	12.5%
「新生活順調」群	110	36.3%
「わからない・非該当」群	155	51.2%
合計	303	100.0%

2) 「新生活順調」群は、入所措置の事例の割合が高い。

「新しい生活環境で順調に生活している」ことが把握されている110事例のうち、64.5%にあたる71件が入所措置である。「わからない・非該当」群で一時保護の割合が高いことと合わせて考えると、入所措置事例の方が、乳児院との関わりが比較的深く、退所後の状況が把握されやすいことが推察される。

一方、「新生活順調」群に比べ、「虐待再発」群で一時保護の割合が高いことについては、保護者と児童相談所が対立関係にあり、入所措置の同意が取れないケース等が含まれていることが想定される。

表150 家庭引き取り事例（3類型） 「一時保護」か「入所措置」か

		一時保護	入所措置	合計
「虐待再発」群	件数	17	21	38
	%	44.7%	55.3%	100.0%
「新生活順調」群	件数	39	71	110
	%	35.5%	64.5%	100.0%
「わからない・非該当」群	件数	87	68	155
	%	56.1%	43.9%	100.0%
合計	件数	143	160	303
	%	47.2%	52.8%	100.0%

3) 「虐待再発」群は、「複数回の保護（措置）を繰り返している」に該当する割合が高い。

「虐待再発」群38事例のうち、「複数回の保護（措置）を繰り返している」ケースに該当しているのは、8件（21.1%）。この割合は、「新生活順調」群の約5倍、「わからない・非該当」群の約2倍に値する（表151）。

「虐待再発」群においては、リスクが消失していないことを承知しつつ、例えば地域の支援体制を組んだ上で、再保護（措置）の可能性も考慮しながら、児童相談所によって「家庭引き取り」が判断されている事例が一定数あることが考えられる。

次に、「効果の認識（保護者援助プログラムの効果について、乳児院側がどのように認識しているか）」の質問項目との関連を見てみる。「虐待再発」群では、非該当22事例を除いた16事例のうち、56.3%にあたる9件が「リスク完全消失」または「リスクほぼ消失」に該当。「リスクほぼ消失せず」と「リスクまったく消失せず」は3件が回答されたに過ぎない。このことは、乳児院での援助プログラムの結果、リスクの消失が概ね確認され、「家庭引き取り」にも関わらず、新たに何らかの要因から虐待が再発している事例が多い、ということである。子どもへの虐待が生じる家族に諸々の問題が発生する可能性が高いことが推察され、同時に、乳児院や児童相談所等援助者側が抱える支援の困難さも表している。しかし、むしろ着目されるのは、プログラムを作成しなかった等、この質問項目には該当しない「リスク消失非該当」22事例で、「虐待再発」群の57.9%にあたる。このことは、プログラム作成の必要性、援助過程や結果、リスクをより吟味することの重要性を示唆している。

一方、「新生活順調」群では、効果の認識非該当の40事例を除いた70事例で見ると、74.3%にあたる52件が「リスク完全消失」または「リスクほぼ消失」に該当する。「リスクほぼ消失せず」に「家庭引き取り」が判断された事例は、この群ではわずか

に1件報告されただけである。これらは順当な結果と言えるだろう(表152)

表151 家庭引き取り事例(3類型) 「複数回保護」の有無

		あり	なし	合計
「虐待再発」群	件数	8	30	38
	%	21.1%	78.9%	100.0%

「新生活順調」群	件数	5	105	110
	%	4.5%	95.5%	100.0%
「わからない・非該当」群	件数	15	140	155
	%	9.7%	90.3%	100.0%
合計	件数	28	275	303
	%	9.2%	90.8%	100.0%

表152 家庭引き取り事例(3類型) 「効果の認識」

		リスク完全消失	リスクほぼ消失	リスクほぼ消失せず	リスクまったく消失せず	リスク消失わからない	リスク消失非該当	回答なし	合計
「虐待再発」群	件数	1	8	2	1	2	22	2	38
	%	2.6%	21.1%	5.3%	2.6%	5.3%	57.9%	5.3%	100.0%
「新生活順調」群	件数	8	44	1	0	15	40	2	110
	%	7.3%	40.0%	0.9%	0.0%	13.6%	36.4%	1.8%	100.0%
「わからない・非該当」群	件数	1	19	4	0	26	101	4	155
	%	0.6%	12.3%	2.6%	0.0%	16.8%	65.2%	2.6%	100.0%
合計	件数	10	71	7	1	43	163	8	303
	%	3.3%	23.4%	2.3%	0.3%	14.2%	53.8%	2.6%	100.0%

表153 家庭引き取り事例(3類型) 「保護者援助プログラム」作成の有無

		「特定の…」プログラム作成	「独自の」プログラム作成	プログラム必要あったが作成せず	プログラム必要なし	プログラム作成わからない	回答なし	合計
「虐待再発」群	件数	12	8	8	4	5	1	38
	%	31.6%	21.1%	21.1%	10.5%	13.2%	2.6%	100.0%
「新生活順調」群	件数	27	44	4	14	20	1	110
	%	24.5%	40.0%	3.6%	12.7%	18.2%	0.9%	100.0%
「わからない・非該当」群	件数	27	31	9	40	44	4	155
	%	17.4%	20.0%	5.8%	25.8%	28.4%	2.6%	100.0%
合計	件数	66	83	21	58	69	6	303
	%	21.8%	27.4%	6.9%	19.1%	22.8%	2.0%	100.0%

4) 「虐待再発」群は、「特定の専門技術を取り入れた」

保護者援助プログラムを作成している割合が高い。

前述した、リスク消失に関する効果の認識は、「保護者援助プログラム」の作成状況にも関連があると思われる。「虐待再発」群では、「特定の…」プログラムを作成した割合が最も高い。31.6%(12件)が該当する。つまり、「虐待再発」群に対してこそ、援助プログラムに専門技術が取り入れられる傾向があるということである。また、「独自の」プログラム作成事例も合わせると、52.7%が何らかのプログラムを作成したことになる。

反面、21.1%にあたる8件が、「プログラムを作成する必要があったが作成せず」と回答。この項目も、他の群と比較すると高率である。保護者との対立が激しい等、余程の困難ケースであるか、あるいは、児童相談所や乳児院等の支援体制が、何らかの事情により整わなかったか、等の理由が考えられるが、虐待の再発との関連で見ると、非常に興味深い。

また、「新生活順調」群については、特に「独自の」プログラムを作成した割合が高い。実に40%(44件)が該当する。「特定の…」プログラムと合わせ

ると、64.5%で何らかのプログラムを作成している。プログラムの効果が出ていると評価できる。

一方、退所後の状況が「わからない・非該当」群では、プログラムを作成した割合は、37.4%に止まる。最も多いのが「プログラムを作成したかどうかわからない」（28.4%）であることから、これに該当する44件は、乳児院が一定期間、児童相談所から子どもを預かっただけのケースだと推測する（表153）。

5)「新生活順調」群は、プログラム作成に「保護者が参加している」割合が高い。また、半数以上が「合同ミーティング」を実施している。

保護者参画との関連で見ると、家庭引き取り後の状況について、「新しい生活環境で順調に生活している」と乳児院に把握されている事例は、プログラム作成に保護者が参加している割合が高く出ている。

110事例のうち、45.5%にあたる50件が「保護者参加あり」である。また、「合同ミーティング」の実施についても、51.8%にあたる57件が該当。「わからない・非該当」群と比べると、いずれも2倍以上の割合であり、保護者参画の一定の効果を確認出来る。

表 154 家庭引き取り事例（3類型）「保護者参加」の状況

		参加あり	参加なし	参加わからない	回答なし	合計
「虐待再発」群	件数	12	15	4	7	38
	%	31.6%	39.5%	10.5%	18.4%	100.0%
「新生活順調」群	件数	50	27	30	3	110
	%	45.5%	24.5%	27.3%	2.7%	100.0%
「わからない・非該当」群	件数	30	57	49	19	155
	%	19.4%	36.8%	31.6%	12.3%	100.0%
合計	件数	92	99	83	29	303
	%	30.4%	32.7%	27.4%	9.6%	100.0%

一方、「虐待再発」群においても、低くない割合で、保護者が参画している状況が読み取れる。プログラム作成への保護者参加については、31.6%にあたる12件が「参加あり」と回答があった。また、「合

同ミーティング」に関しても、36.8%（14件）が「実施した」と回答している（表154）（表155）。

このことは、プログラム作成等に保護者参画があった事例においても、虐待が再発するケースが一定の割合で生じることを表しており、前述した“乳児院での援助プログラムの結果、リスクの消失が概ね確認され、「家庭引き取り」にも関わらず、新たに何らかの要因から虐待が再発している事例が一定の割合である”という推察を強化している。

表 155 家庭引き取り事例（3類型）「合同ミーティング」の実施

		実施あり	実施なし	質問非該当	回答なし	合計
「虐待再発」群	件数	14	23	0	1	38
	%	36.8%	60.5%	0.0%	2.6%	100.0%
「新生活順調」群	件数	57	51	0	2	110
	%	51.8%	46.4%	0.0%	1.8%	100.0%
「わからない・非該当」群	件数	36	109	8	2	155
	%	23.2%	70.3%	5.2%	1.3%	100.0%
合計	件数	107	183	8	5	303
	%	35.3%	60.4%	2.6%	1.7%	100.0%

「家庭引き取り」した事例で、虐待者の居る家に帰ったか否かについては、「虐待再発」群で94.7%にあたる36件が、「虐待者の居る家」に帰っている。他群では、「虐待者の居ない家に帰った」割合が、いずれも15.5%である（表157）。

「虐待再発」群では、虐待者である実母の元に引き取りとなるケースがほとんどであり、他群では、実父等の虐待者が居なくなることで、家庭引き取りが判断されたケースが一定数あるということである。

6)「虐待再発」群では、主たる虐待者が「実母」の割合が高く、そのほとんどが「虐待者の居る家」に帰っている。

本調査では、主たる虐待者の70.4%（430件）が実母、17.2%（105件）が実父である。「家庭引き取り」事例の3類型で見ると、「虐待再発」群で、実母の割合が、他群と比べても高く出ている。86.8%にあたる33件が、主たる虐待者を実母としている。一方、「新生活順調」群と「わからない・非該当」群は、実母の割合が共に6割で、全ケースにおける割合と比較しても低い。実父及びその他の虐待者の割合が、いずれもやや高くなっている（表156）。

表 156 家庭引き取り事例（3類型） 主たる虐待者

		実母	実父	その他	合計
「虐待再発」群	件数	33	2	3	38
	%	86.8%	5.3%	7.9%	100.0%
「新生活順調」群	件数	67	25	18	110
	%	60.9%	22.7%	16.4%	100.0%
「わからない・非該当」群	件数	95	34	26	155
	%	61.3%	21.9%	16.8%	100.0%
合計	件数	195	61	47	303
	%	64.4%	20.1%	15.5%	100.0%

表 157 家庭引き取り事例（3類型） 虐待者の居る家に帰ったかどうか

		虐待者の居る家に帰った	虐待者の居ない家に帰った	回答なし	合計
「虐待再発」群	件数	36	1	1	38
	%	94.7%	2.6%	2.6%	100.0%
「新生活順調」群	件数	86	17	7	110
	%	78.2%	15.5%	6.4%	100.0%
「わからない・非該当」群	件数	111	24	20	155
	%	71.6%	15.5%	12.9%	100.0%
合計	件数	233	42	28	303
	%	76.9%	13.9%	9.2%	100.0%

これまでの項目と合わせて、「虐待再発」群の特徴を考察すると、ふたつの類型が考えられる。ひとつは「プログラム作成」群。主たる虐待者である実母に対し、「特定の専門的な援助技術を取り入れた」、あるいは「独自の」保護者援助プログラムを、保護者参加もありながら作成、実施し、リスクがほぼ消失したことを確認したうえで、虐待者である実母の元に家庭引き取りした後、再び虐待状況が生じた、

表 158 家庭引き取り事例（3類型） 「解除の判断」

		乳児院と児相対等	乳児院提案	児相提案	乳児院児相対立	乳児院関与せず	回答なし	合計
「虐待再発」群	件数	16	0	19	1	2	0	38
	%	42.1%	0.0%	50.0%	2.6%	5.3%	0.0%	100.0%
「新生活順調」群	件数	48	4	57	1	0	0	110
	%	43.6%	3.6%	51.8%	0.9%	0.0%	0.0%	100.0%
「わからない・非該当」群	件数	31	1	103	3	16	1	155
	%	20.0%	0.6%	66.5%	1.9%	10.3%	0.6%	100.0%
合計	件数	95	5	179	5	18	1	303
	%	31.4%	1.7%	59.1%	1.7%	5.9%	0.3%	100.0%

というケース像。もうひとつが「非プログラム作成」群。前者とはプログラムに基づく支援をしなかったか、できなかったという過程のみ異なる。「非プログラム作成」群については、本調査では概ね質問項目の対象外としたため、考察に限界があるが、例えば地域ネットワークによる支援体制の整備とのバランスの中で、家庭引き取り（解除）に向けた援助が進められたこと等が推測される。

7) 解除の判断に関して、「虐待再発」群と「新生活順調」群は、同様の傾向が見られる。いずれも、「乳児院と児童相談所が対等に協議して判断」した割合が4割強ある。

解除の判断に関しては、「虐待再発」群と「新生活順調」群に見られる傾向と、「わからない・非該当」群に見られる傾向とで、それぞれ特徴が分かれた。

前者は、「解除は児童相談所側から提案され、乳児院が了解」が約5割を占めるものの、「解除は乳児院と児相が対等に協議し、判断」が、「虐待再発」群で42.1%（16件）、「新生活順調」群で43.6%（48件）を回答されている。

このことから、どちらの群も乳児院と児相が協働、協力する割合は変わらず、虐待再発は家庭引き取り後、在宅生活が始まってからの何らかのきっかけ、あるいは新しい要因等により、生じているのではないか。その意味では、家庭引き取り後「家庭生活順調」群に入るか、あるいは「虐待再発」群に転じるかは、家庭引き取り後の児相指導の内容や、地域支援体制の機能状況等、いわゆる在宅指導が大きく関与していることが推察される。

他方、後者については、児相提案による解除が66.5%（103件）で大半を占め、対等に協議し判断した事例は20.0%（31件）に過ぎない。また、「解除にあたって、乳児院は全く関与しなかった」が10.3%（16件）あるのも、特徴的である（表158）。

また、特に「新生活順調」群では、「解除にあたっては、乳児院と児相とで意見が対立した」と回答された1件を除き、109事例で乳児院が解除の判断に何らかの形で関与している。“対立”を関与のひとつの形態と捉えれば、全事例に関与したと解釈することができる。

その意味では解除後、安全、安心な家庭での生活を子どもに提供できるようにするためには、解除の判断を、乳児院と児童相談所が、協働、協力して行うことは重要で不可欠な援助過程と考えられる。

8) 「新生活順調」群では、児童相談所との協働について、乳児院側の評価が高い傾向が見られる。

「保護者援助プログラムについて、児童相談所との協働がどの程度できたか、乳児院側の評価」に関する質問項目とのクロスで見ると、「新生活順調」群で、高い評価がされていることが、顕著に表れている。「十分協働できた」が24.5%（27件）、「いくつかの課題はあるが、概ね協働出来た」が34.5%（38件）である。特に前者は、他群に比べ約4倍の割合となっている。また、「協働出来たとも、出来なかったとも、どちらともいえない」が9.1%（10

件）回答されているものの、「課題が多く、あまり協働出来なかった」と「全く協働出来なかった」という否定的評価の項目はいずれも0件である。

一方、「虐待再発」群を見ると、「概ね協働出来た」が31.6%（12件）、「十分協働出来た」はわずかに2件の回答である。「新生活順調」群に比べると、協働への評価はやや厳しい傾向が見られる。否定的評価も計6件あり、15.8%の割合である。この結果は、本調査が既に乳児院側が虐待の再発を承知している中での調査票回答であり、そもそも厳しい視点で記述された可能性があることも考慮すべきである。しかし、児童相談所との協働の過程で、何らかの危惧の意識が乳児院側にあったことも考えられる。

また、「わからない・非該当」群になるとさらに協働への評価は低く、「十分協働出来た」と「概ね協働出来た」を合わせても24.5%（38件）である。否定的評価も11件（7.1%）回答されている（表159）。

以上のことから、保護者援助プログラムについて「児童相談所と協力、協働して実施することが出来た」と乳児院に評価されたケースは、「新生活順調」群に入る確率が高いことが認められた。この結果は、前項同様、“子どもへの安全、安心な家庭生活の提供のために乳児院と児相の協働、協力が援助過程においては重要で不可欠である”という考察に、改めて集約される。

表 159 家庭引き取り事例（3類型） 「協働への評価」

		十分協働	概ね協働	協働どちらとも言えない	あまり協働出来ず	全く協働出来ず	協働非該当	回答なし	合計
「虐待再発」群	件数	2	12	3	3	0	18	0	38
	%	5.3%	31.6%	7.9%	7.9%	0.0%	47.4%	0.0%	100.0%
「新生活順調」群	件数	27	38	10	0	0	34	1	110
	%	24.5%	34.5%	9.1%	0.0%	0.0%	30.9%	0.9%	99.1%
「わからない・非該当」群	件数	9	29	21	1	10	81	4	155
	%	5.8%	18.7%	13.5%	0.6%	6.5%	52.3%	2.6%	97.4%
合計	件数	38	79	34	4	10	133	5	303
	%	12.5%	26.1%	11.2%	1.3%	3.3%	43.9%	1.7%	98.3%

IV. 考察

IV-1. 乳児院調査に関する考察は、以下の通りである。

1. ネグレクト事例について、より詳細な調査・分析の必要性がある。

本調査の結果からは、虐待種別（種類）はネグレクトが最も多かった。そして、ネグレクト事例は解除後、公的保護（の継続）が判断される割合が高い。

それでは、乳児を家庭で養育できないと判断されるネグレクト（養育放棄）には、どのような具体的な虐待行為があるのだろうか。一定期間子どもを乳児院で保護し支援をした結果、家庭引き取りを判断できない保護者らのネグレクトの状態、状況とはどのようなものなのか。ネグレクトの中核は母の養育問題である。これに対して、実父・継父は身体的虐待で入所する事例

が多く、実父、継父が家族を離れることで引き取りとなっている一群の事案が認められている。またこの父達の3割~4割にDVが併存していることも注目すべき状況である。

今後の乳児院、児童相談所等の保護者援助のあり方を検討するうえでは、母の養育をめぐるネグレクト事例の具体的な虐待内容に関するより詳細な調査、分析が必要である。

2. 緊急対応と子どもの養育、そして保護者援助といふ3つの役割が、乳児院の役割として求められている。

ケースの約8割が、事前のケースカンファレンスなく入所、保護に至っている実態(表 81-1)を考慮すると、乳児院が子どもを受け入れる場面の多くが、緊急対応、あるいはそれに近い状況にあることが推測される。児童養護施設への入所・保護では、ほとんど考えられないことであろう。

こうした緊急対応機関としての側面を持ちつつ、安全、安心な空間の中で乳児を育てる養育機関としての側面、そしてその保護者を援助する、支援機関としての側面、大きく3つの側面が、乳児院にいま求められている役割と言える。これらを両立させることが、決して簡単なことではないことは明らかである。

3. 「保護者援助プログラム」作成の現状から、協働・協力の重要性を読み取ることができる。

「特定の専門的な援助技術」を取り入れた保護者援助プログラムが、児童相談所主導で支援に持ち込まれているものだとすると、「独自の」プログラムは、これまで乳児院を主体に蓄積された援助技術が基本になっていることが考えられる。

本調査では、「独自の」プログラムに関する定義をしなかったが、おそらく一定の手順等があるはずである。この、ある意味伝統的な乳児院の援助技術を明らかにし、体系化することは重要なことかもしれない。そのうえで、保護者援助に「特定の専門的な援助技術」を取り入れるかどうかを検討できるのが、望ましいのではないか。

このことから、乳児院が有する保護者援助技術と、児童相談所から提供される専門的な援助技術(NPO

等支援機関によるものも含む)をすり合わせる作業が今後、重要であり、協働・協力は不可欠だと思われる。

支援プログラムへの保護者参画の程度は全国にわたって比較的均質に広がっている。

4. 乳児院事例の対象の多くは実母であり、その半数以上が精神的に病んでいる状態にあること。この状態を理解することは、保護者援助を検討するうえで大きな要素である。

本調査の結果からは、主たる虐待者の大半は実母であった。しかも、その半数以上が、精神疾患またはありそうだが不明、という乳児院評価となっている。そして、こうした状態像にある実母こそ、乳児院における保護者援助の主たる対象群ということである。

このことは、援助の現場で既に実感されていることだと思われるが、具体の事実として確認出来る結果が出たと言えよう。

乳児院と児童相談所等が保護者援助プログラムを組み立てるうえで、この領域にいる実母をどう理解するかが重要である。援助者側の知識、経験のさらなる獲得のほか、多職種、あるいは地域の多機関が関与することで、援助の効果が高まるケースも多いのではないか。

6. 被虐待体験と精神疾患との関連性の高さ。深刻な状態像が推察される保護者に、乳児院、児童相談所等の援助者が直面している現実がある。

先に(表 120)で示したとおり、本調査の結果から、被虐待体験ありの保護者の63.6%で、精神疾患またはありそうだが不明の状態像が見られることがわかった。特に、性的虐待(性被害体験)との関連は、既述のとおりである。こうした状況・状態像にある保護者の子どもが一定数乳児院に保護されていることが現実であり、その保護者に援助者が直面していることもまた、現実である。

本調査では、この領域にある保護者に関する分析を行わなかったが、実際にどのような援助が行われ、どのような結果、評価になっているのか、今後、別の調査等での精査が望まれる。

7. 「親として未成熟」な保護者像を明らかにすることも、今後の課題である。

保護者の状況、状態で最も多かった「親として未成熟」という評価。全事例の63.9%で該当するとの回答があった。先の項目でその状態像（ひとつとして、養育の視点を子ども中心に置くことができない親）を推察したが、明確にすることはできなかった。

この質問項目が援助者の主観に100%拠っていることから、この評価の妥当性を問う向きもあるかと思う。しかし一方で、これに6割以上の事例が「親として未成熟」に該当すると回答したのも事実である。

精神障害と知的障害、性的虐待を中心とした母自身の被虐待歴が影響を与えていることは推測されたが、そのことが、どのような養育上の困難をもたらしているのかは今後の検討課題であり、乳児院に子どもを預けることになった保護者の大半を占める「親として未成熟」な状態像について、今後明らかにしていくことも、重要な課題のひとつと考えられる。

8. 引き取り事案での虐待の再発

調査が施設側の情報であるため、家庭復帰後の情報がすべては施設に届いていないという状況があったが、判明している家庭復帰後の虐待問題の再発は約12%であった。これは児相の調査(11~14%)に概ね近い数字である。再発事案は保護者支援プログラムの設定や家庭復帰についての詳細な評価作業を通らないで復帰した事案にやや偏っている。其々の事情が分からないが、こうした点は今後の検討点となるだろう。

IV-2. 全体考察

1. 子ども虐待対応における保護者指導・支援について

平成20年度から3年間、児童相談所の虐待対応事案における保護者指導・支援のうち、特に親子分離を図る必要性があった事案における保護者指導・支援について調査と検討を行った。現状では児童相談所の子ども虐待対応全般、親子分離事案について、専門的な保護者指導・支援の手法・手順は検討途上にあり、またその一部で支援・指導プログラムと呼ばれる諸技法が試みられている状況にある。一部の自治体では、アセスメントや指導・支援の手順、対応の各節目におけるチェックポイントの整理等が進められている。これら

の手順の一部は、一定の枠組みとして整理され、親子分離事案における、保護者指導プログラムや家庭復帰プログラムと呼ばれ、また家庭復帰のための進行管理を行う組織的な検討の場が設定されたりしている。内容的には既存の複数の専門的手法を組み合わせで対応プロセスをルーティーン化したものや、様々なアプローチ手法の応用的組み合わせ、チェックポイントを統一して進行管理を行うものなどである。これらの手法・手順の有効性や妥当性の検証、各事案の課題に対応した手法選択の説明根拠のための実証的データ蓄積等は、各手法の確定と共に今後の課題である。実務的には対応の進行管理とアプローチ手法の選択に特徴があるものの、個別事案の対応においては、従来からのケースワーク、ソーシャルワーク、カウンセリング等の経験知に基づく工夫と、様々な専門手法の応用的・部分的取り込みによる柔軟な対応が行われている実態がある。この点では何らかの統一的な対応手順の整理が呈示されていない各現場でも、実務的には類似の対応実態があり得ることがうかがわれる。

2. 児童相談所の支援と介入機能について

児童相談所の役割は、相談・支援ニーズをもつ子ども・家族への行政サービス機関として、臨床的な専門性に立った相談支援機能による児童家庭福祉サービスの提供である。ところがわが国では、子ども虐待対応について、従来の相談支援活動とはかなり異なる条件、即ち当事者の家庭養育上の問題認識、問題解決のための相談意志の確認を前提要件としない子ども虐待問題についても、児童相談所に介入責任と対応義務が規定され、保護者の意向に関係なく、子どもの安全確認の試みや、職権保護、養育改善や親子関係修復のための支援メニューの提案・提示といったことが児童相談所によって行われることとなった。これらの子ども虐待対応は、当事者からはしばしば家族への、あるいは親権への圧迫・侵害行為と受け止められるため、介入実施機関となった児童相談所が、その後の支援をも行うためには、激しい対立・反発を克服しなければ相談支援に至れないという困難な状況をもたらし、他方ではそうした結果が想定されるために強い介入をためらって関係性を重視し過ぎて、必要な対応の機会を逃すと

いったジレンマ問題も発生している。特に最近は、米国の子ども保護局（CPS：Child Protect Service）の限定的だが強い権限行使による介入・評価機能をモデルとして、日本でもそうした対応を児童相談所が担っているかのように説明されるようになってきた。子ども保護局（CPS）は、通告を受けた子どもの安全確認と環境評価について、刑事裁判所と民事（家庭・少年）裁判所の審理・裁定を前提として、その初期の緊急介入、調査のための子どもの保護拘束と詳細な調査といった、法定化された作業を担当し、裁判所にその結果を報告する機関である。州によっては裁判所の関与後の保護者指導の状況までをモニターする場合もあるようだが、基本的には24時間体制でしばしば警察のパトカーと共に出動し、通告された子どもを緊急に調査保護する権限をもった機関である。わが国ではこれに相当する作業を、司法監督下での進行管理なしに、行政サービス機関である児童相談所が、単独で子ども家庭福祉サービス上の例外的対応機能として実施している。これらの対応は当然、「支援」の範囲にとどまらない強い権限介入を伴い、本質的には司法における評価と審判といった介入・管理機能をその中核に含んでいる。わが国ではこの機能を臨床的な児童福祉の専門性の中に位置づけ、司法の役割は、それら児童福祉サービスにおける例外的な対応の一部につき、法に基づいて児童相談所からの申し立てがあった場合のみ、それを審査し承認・却下という評価・審判機能として活動し、それをもって児童福祉サービス機関への支援的機能を果たしているとされている。

このように国家の司法権限、国民の義務の領域と、個人の主体的・能動的な選択・参加による任意の領域、言い換えれば、法的・制度的な介入権限と義務による管理機能と、臨床的専門性における支援機能を、行政サービス機関である児童相談所の専門性と行政責任に集中させたことで、結果的に子ども家庭福祉サービスにおける任意のサービスの提供・利用と、義務的な制度的・権限的な介入判断行為の間に混雑が生じ、介入に始まる支援といった、矛盾に満ちた万能性（オールマイティな機能）、本来並行すべき機能を、時間軸と関係性の変化・変容による単一の経過事象として混ぜ込み、一体化させ、それを児童福祉サービスの専門性の

名の下に要請するといった混乱が生じてきていると考えられる。これらの機能は本来、単一の臨床的な支援機能として理解すべきではない。

3. 臨床的なアプローチ手法、支援プログラムの導入

こうした複雑な状況の中でも、従来からの相談・支援体制の枠組みの中で、保護者に養育改善の意欲が認められる事案や、児相として、養育改善のための支援について、保護者・関係者の参加と、ある程度の効果が期待できると見込まれる状況では、欧米でペアレント・トレーニングと呼ばれてきたいくつかの専門的プログラムを元にしたトレーニング・プログラムが提供されてきている。また、比較的短期（実態的には概ね2年未満）に家庭復帰が実現できると期待されるような事案を中心に、一部の児相では、これまでに諸外国で開発され、紹介されてきた様々な指導プログラム、特にサインズ・オブ・セーフティ・アプローチやソリューション・フォーカスト・アプローチ等の技術をベースにした様々なソーシャルワークにおける指導プログラムのアプローチが試みられてきている。その主な狙いと効果は、児相と対立する保護者や、必ずしも見解が一致しない複数の関係機関と児相が、現状評価や具体的な援助方針の共通理解に向けて共同作業を行い、評価や対応方針の共有化がよりスムーズにできるようになったり、当事者参画プログラムの併用によって、保護者との家族調整や再統合プロセスの家族との共有化を図ったりすることができるようになることが挙げられる。ただ、これらのプログラムの元の姿は、支援とは別に児童保護局（CPS）等による強い初期介入と調査権限を持つ執行機関の存在や、それを管理している裁判所の審査・裁定システム、あるいは親族・地域社会における構成員の課題と責任の共有や、具体的な要件についての承認と申し立てといった、個人のプライバシーを超えて法定化・社会化された制度・手続きのバックアップを前提としてシステム化されてきたものである。わが国ではそうした体制が明確に存在しない分、初動対応から始まる権限介入機能やその後の進行状況の管理機能と、臨床的な支援機能：支援プログラムの実施と評価、の両方を児童相談所だけが担うことになる。従ってこうしたプログラムの対象者は、あ

る程度の問題認識や動機付けがあるか、児童相談所の提案する作業に参加・協力が可能な保護者、インフォーマルな家族・親族・知人の協力が取り付けられる等の要件が整う場合に限定される。また児童相談所側にも、介入と支援機能の分離、個々の支援技術についてスタッフのトレーニングやスーパーバイズ体制の確保、対立的あるいは消極的・忌避的態度をとる保護者や関係者への集中的なはたらきかけとソーシャルワークの専門性、定期的な継続指導を管理・維持できるだけの人員体制（外部委託事業の管理・調整も含む）の整備等が必要な要件となる。

ここで、昨年度の検討でその概要を提示した保護者支援プログラムなるものの区分と、個別のプログラムについての共通的な評価枠組みの再評価案を呈示しておきたい。

- ① 保護者支援プログラムと呼ばれるもののうち、ソーシャルワークのマネジメントを核として各局面の具体的な技法をも提供するものは、グランドデザインに限りなく近いものとして、個別に設定されるプログラムとは分離する。
- ② 個別に設定されるプログラムで、従来の児相業務であるソーシャルワーク・ケースワークの併用を必要としない独立プログラムは存在しない。それぞれのプログラムは同時に児相としての責任におけるソーシャルワーク・ケースワークの併用、調整をもって初めて全体としての援助が機能する性質をもっている。それは関係機関のネットワークと類似の機能である。
- ③ 個々のプログラムがアプローチしようとしている領域には階層性があり、それは現時点では概ね３段階である。

- i. 保護者は自身の未解決なトラウマや人生課題が自身の養育に与えている、あるいは子どもの養育から受けている影響を理解し、自身の課題に気付く。このアプローチでは、保護者の社会性や対人関係能力、問題解決能力は向上するが、それは保護者自身の問題理解を進め、情緒的な安定と統制を増すことに寄与するのであって、直ちに保護者と子どもの関係を直接に改善するものではない。間接的な

影響、好影響はあるかもしれないが、まだ確実なものではない。むしろ、逆説的に一部の保護者はしばしの親子分離の必要性を認めるかもしれない。

- ii. 保護者の社会適応、対人適応の課題にアプローチし、そのことによって不適切養育の具体的な課題、社会的・対人的孤立や経済問題、生活改善に関する問題解決能力を強化する。対人的・社会的な関係性を改善し、将来に対する意欲や周囲の援助（児童相談所の援助も含む）を適切に利用することを学び、見出す。子どもへの理解や愛情、問題解決に対する意欲の改善や生活の改善はあるが、実践による生活改善・問題解決の実績が重要で、具体的なもつれをもった親子関係の修復にはまだ不十分である。利害関係の共有、即ち互いの利害が相反する関係において、自身の利害関係を認識しつつ、なお相反する相手である子どもの身になってみること、子どもの立場に仮に立った場合に子どもへの共感性が示せるか、そのことによって自身の対応に変化が生まれるか、がこの時点での重要課題である。いくつかの保護者にとって、これは困難かもしれない。この困難度に応じて、親子の関係修復、不適切養育の再発の可能性は評価される必要がある。

- ii-2 ここで、実利的な効率と本質的な解決についての困難な課題が発生する。一部の対人的共感性に欠ける、あるいは能力的にそれを満たすことが困難な保護者で、子どもと自身のことを十分に理解し、その関係改善に向かうまでには至らないが、生活課題に対する支援の提供や、評価枠組みの確実な提供（例えば規則的な家事援助、食事の提供や通園・登校の保証、通院・服薬の順守等）を要件とすることで、かなりの程度、養育環境がその個人の能力の範囲内では改善し、子どもと保護者の同居そのものを本質的に不可としない限りの条件での、限定的だがその範囲内での最善の状態、一定の支援下での子どもの安全

な生活と養育状況が維持できそうな事案が存在する。こうした事案で理想的な変化の実現をあくまで要求するのは現実的では無いことがあり得る。

- iii. 具体的で適切な子どもへのアプローチ方法を感じ取り、体験的に学ぶことにアプローチし、実際の親子関係においてその成果を吟味し、事実上の子どもとの生活上の課題を解決し、傷んだ親子関係の修復を試みる。この段階から実際の親子の関係修復が開始される。

4. 保護者指導・支援のグランドデザインとしての「段階的親子再接触」の枠組み

子ども虐待問題における保護者指導は、強制的な介入の判断・執行権限による管理機能が、任意性に基づく支援枠組みの限界性を補って機能することで、初めて実効性のあるシステムとなる。諸外国では法制度の違いも含め、司法関与による介入、管理・判断機能と福祉・臨床サービスの提供機能が、並行的な機能として設定されている。ところがこれまでみてきたように、わが国の子ども虐待対応においては、これらの機能は区分されておらず、もっぱら臨床的専門性、経験知に基づく福祉・臨床サービスの提供機能・専門性の中に、介入判断とその執行も埋め込まれてきた。このような福祉サービスの中に埋め込まれた法的な義務と介入・管理機能を含む、わが国の子ども家庭福祉における保護者支援の展開の姿のひとつが「段階的親子再接触」の枠組みである。

「段階的親子再接触」の枠組みは一方で権限介入的な管理機能として、子どもの安全についての養育者の不適切養育の理解度、親子関係改善の程度等についての評価と、それに応じた介入・管理・制限機能を有している。他方で「段階的親子再接触」の枠組みは、保護者・養育環境の実態評価に応じて臨床的なサービス提供の段階的な枠組みを提供している。この枠組みそのものの起源は、従来からの児童相談所のケースワーク、ソーシャルワーク、カウンセリング等の専門性と、措置権等の行政処分行為の権限機関として実施してきた指導・管理機能との合体にある。これまでの調査ではほぼ8割を超える多くの児童相談所が、様々な実践と

対応課題の個別性や組織形態の違いを超えて「段階的親子再接触」を枠組みとして採用してきたのはおそらくこの歴史的経過によるとみられる。従って現在の法制度と実務において、「段階的親子再接触」の枠組みは、児童相談所の子ども虐待対応における親子分離から始まる保護者指導の基本的枠組み、グランドデザインとしての基本的な枠組みとなっている。

5. 「段階的親子再接触」の枠組みが果たす役割

児童相談所の保護者支援は、特定のプログラム手法以前に、基本的な枠組みをいくつか持っている。それらは「児童相談所運営指針」や「子ども虐待対応の手引き」に提示されているものをベースとし、各児童相談所が相談業務の中で形成してきた枠組みである。実はその枠組みが、児童相談所におけるソーシャルワーク・ケースワークの基本的枠組みとなっているのだが、これまでそれらは明文化されることも、検証を受ける機会も乏しく、頻繁な職員の入れ替わりや体制の整備・変更、各地の地域事情、事態の要請に応じて様々に変転する工夫・加工を経て、先輩・前任者から後輩・後任者への技術の伝達、職場内訓練、申し送りというプロセスを通じて変化しながら、また一定の形態を維持してきた。それらは臨床的な専門性としては、非審判的態度、受動積極性といった臨床的態度と、利用者の相談要請・問題解決依頼に応じた、当事者の主体的問題解決を目指す支援に集約される一群の手法をなしてきた。他方、これらの支援と併行して児童相談所は行政機関としての義務権限責任に基づく行政処分とそれに準ずる行為を担当している。後者の領域には立ち入り調査、職権保護等がある。子ども虐待対応では、これら臨床的な支援の専門性と権限責任による介入・管理行為の実施責任の両方が児童相談所ひとつの機関に集中する。そしてこの二つの機能の合体した枠組みが「段階的親子再接触」なのである。

6. 「段階的親子再接触」の枠組みにおける課題

「段階的親子再接触」は臨床的な親子支援サービスとしては、傷ついた親子関係の修復を調整・支援するための枠組みであると同時に、親子調整の各段階の進

行管理、親子接触の制限を含む判断管理の枠組みでもある。傷ついた親子関係の修復・支援における児童相談所の専門性は、相談者の要請・ニーズに基づき、期待される問題解決目標に応じてその対応を展開するという、受動的積極性に基づくケースワークの発想がまだまだ強く、ソーシャルワークにおけるアセスメントを主導理念とする援助の理論化、特に介入的な対応判断を含む積極的な子どもの最善の利益保証といった価値実現を目指すためのアセスメントと判断の優先順位や手順化を軸とした対応の考え方はまだ十分には定着していない。さらに言えば、その支援の文脈と並立・併行して機能すべき、管理・介入の司法的判断機能が、わが国では親子支援に連続する一部に位置づけられてきたために、対応初期の段階では介入的な対応判断に一定の重点が置かれるのだが、その後の支援が展開すると共に包括的な事象の理解が進み、介入的な対応判断の枠組みが後退して、支援の枠組みに全体の重点が移動するという傾向が認められる。そのため、当初の段階では比較的明瞭であった介入的な管理機能が、徐々に支援の文脈に織り込まれて見えにくくなり、初期の対応では親子の再接触がそのままでは認め難いとされていたはずの保護者の不適切養育の否認態度も、支援展開後の判断では、緩やかな許容範囲にずれ込んでいくという実態がある。こうした対応変化の中には、客観的な管理・介入的な対応判断の枠組みによる基準化が十分でなく、支援提供者の経験知バイアスによる判断の観点移動・ズレも含まれているとみられる。これに類似した現象として、加害保護者が居る家に子どもが帰る場合と、加害保護者が排除された家に子どもが帰る場合では、当然、段階的親子再接触の枠組み提供は加害保護者が居る家に帰る場合に重点が置かれるものと想定されるが、平成22年度の調査では、その両者への適用は件数比としては全く同率であった。これは何らかの具体的な介入・管理上の要件基準を設けて枠組みを設定管理するのではなく、臨床的経験知による直観的なバイアスが機能していることの結果であるとみなされる。

なぜこういうことが生じてきたか。① 初期対応においては介入判断が主要件となるが、それ以降の支援の展開において、何らかの展開がみられ始め、包括的な

事態の理解が進んだ場合、それが例え十分な客観性や反証要件を確立していなくても、支援機関としての活動において介入・管理的な判断のためのアプローチは後退せざるを得ない。② 対応初期の介入から最終的な支援終了までの介入・管理的な判断の為のアプローチ、アセスメントが標準化されていない。現在行われているアセスメントは、支援の文脈でどの程度関係が修復され、今後どのような支援が狙えるかであって、例えば再発の危険性がどの程度あるかといったアセスメントではない。③ 個別の事案の持つ複雑性に対して、初期対応では集中的なアプローチが試みられているが、それ以降の対応接点での投入人員、活動量ははるかに少なく、もっぱら当事者との関係性の展開に重点が置かれている。そのためアセスメントは当事者関係における包括的な理解に重点が置かれ、個別の客観的な反証情報の収集・評価などは限定される。こうした対応においては経験知が最も有効な枠組みとなり易く、それに代わる重厚な実証データによる基準化はデータの収集・分析の段階から投入人員・業務量等の要件で困難なままである。④ よしんば、反証的な情報が得られたとしても、現状では、それを支援の文脈の中に統合するしかない。本来は、当事者・支援者双方に対して、課題となっている点を評価・提示することが求められているのだが、それを支援者となった者自身の立場から呈示することには限界がある。⑤ 現在投入されている様々な支援の中で、段階的親子再接触の判断過程そのものをその内に含んでいるのはもっぱら児童相談所が直接提供している、あるいは委託により提供しているサービスのみで、その他多数の市町村主体の支援は実は十分にその過程を共有しているとはいえない状況にある。特に措置解除後の市町村支援は段階的親子再接触の過程というよりもその終了後の過程に位置づけられ易い。

もうひとつの注目点は短期入所、およびそれに相当する一時保護からの家庭復帰事案における段階的親子再接触である。これらの短期であるが(あるいはそれゆえ)、施設から家庭復帰させた子どもへのその後の支援経過と虐待再発状況については、より慎重な経過観察と保護者支援プログラムの図式を見直す必要性が浮かび上がっている。

7. 家庭復帰は必ずしもゴールとならない

再帰宅・家庭復帰後のプログラムの必要性

これまでの図式では子どもの分離保護からの保護者指導において、家庭復帰はひとつのゴールと設定され、まさに分離された子どもが家に帰れるようになること：家庭復帰、が家族再統合の成果と重ね合わせられてイメージされ、家庭復帰後の家族指導・保護者指導はアフターケア、フォローアップと位置づけられることが多かった。「段階的親子再接触」の枠組みは親子分離された事案の指導において、家庭復帰をひとつの帰結点として設定した枠組みである。実際、多くの保護者が、子どもが家に帰ってくることを半ば絶対的な結果としての目標と意識しており、それは結論的な出来事であって、そこからさらなる養育についての評価と支援の開始があるとは想定していないか、それに応じる動機づけは低い。この点は虐待・不適切養育問題の再発の危険性の評価、即ち援助開始当初の管理・介入的視点からの評価・課題評価が家庭復帰の判断に厳密に関与、反映されていて、問題が確実に解消しておれば、その通りで良いはずである。しかし実態は、当初の課題設定とは異なり、一定の条件を満たすがなお再発の危険性が残っていることを認識しながら家庭復帰させる事案が年間の家庭復帰事案の53%、主たる虐待者が居る家に帰宅させる事案では66%にもなっている。またそうした事態が常にあり得ることを認知している児童相談所も多数存在しているのである。こうした事態をみる限り、家庭復帰がゴールではないことは明らかである。この点からみると、段階的親子再接触の⑤、⑥段階を中心とした見直しが必要なことが分かる。

さらにこうした事象が示す意義は、これまでの親子分離事案における家庭復帰イメージがやや機械的に理想化され過ぎたか、あるいは親子への物理的な介入の終結という表面的な意義が前面に出過ぎて、本質的な課題：即ち本当に家庭養育が変容し、親子の間に不適切養育が生じてきた何らかの悪循環から親子・家族が抜け出し、安全・安心の生活を実現していくプロセスの一部分、あるいはその仕上げ部分は、親子が生活再開してから、真の過程が開始されるのかもしれないということである。

8. 家庭復帰における虐待の再発・再通告が示す課題

これまでの検討を踏まえて今一度、家庭復帰に関する課題を考えると、現時点で当事者の支援過程での評価に依存せず、その影響を受けない指標として入手可能な情報は、家庭復帰後の再通告および虐待・不適切養育の再発確認であり、家庭復帰と同一年度～数年以内の問題発生が、どの程度の頻度で、どのような要件の下に発生するのか、またその兆候は家庭復帰までの段階的親子再接触の過程においてある程度の予測性を持つのが重要な課題であることが分かる。また一時保護からの家庭復帰においてもある程度長期の一時保護における段階的親子再接触の適用実態をみると、これには一時保護課からの家庭復帰も含めて考える必要がある。

予測的にみれば、課題は一部の児相からの意見にあったように、一定の課題を持ちながらの家庭復帰を実施する事例では、段階的親子再接触の⑤段階で、在宅になってからの地域支援プログラムを保護者・家族に対して実際の・具体的に開始する作業の定式化を問うことであるとみられる。それは段階的親子再接触への追加的なプログラムとされるのが良いのか、あるいは家庭復帰による生活再開支援プログラムとでも呼ぶべき別の本格的な支援プログラムを段階的親子再接触の後半期に重複・連続して開始しなければいけない事案が多くあるのか、またその適応要件はどのようなことで、またそれが実施されない限り、⑤段階から以降の進展は許容されず、家庭復帰を一旦ストップすべきような要件となるのか、などは後の検討を待たなければならない。

9. 保護者支援のグランドデザイン化への道

本研究が目指してきたひとつの目標は保護者支援のグランドデザインを描くことである。少なくとも親子分離の介入による保護者支援、親子関係の調整については、その実施の臨床責任においても何らかの基本的な枠組みの呈示が必要であると考えられた。これまでに検討してきたようにこれについては「段階的親子再接触」の枠組みが一定の基本的枠組みであり、それは介入・管理的な機能と臨床的な支援機能の両方の側面を持つことも見えてきた。ただし、その実務上の運営

においてその二つの機能を共に両立させながらことを進めていくことは極めて困難であることも見えてきた。特に家庭復帰という一定のゴール化された出来事が、親子関係の修復の指標とならず、むしろ再同居に始まる新たな支援課題へのスムーズな移行が課題となっていることも明らかになりつつある。そこで、ここでは将来のより広範囲な保護者支援のグランドデザイン化にとって重要とみられる二つの要点を述べるに留める。

1) 包括的な視点の重要性

養育における子どもの安全についてのリスクを抱えた保護者支援は、より一般的な養育支援と連続性を持ち、地域社会における様々な支援のネットワークに人々を結びつけることを常に視野に入れたものとして構想する必要がある。事例調査からは多数の関係機関との連携において家庭復帰が図られていることが報告されている。ただし、それらの多くは家庭復帰を始点として開始されており、しかもその時点で児童相談所はフォローアップ、市町村機関は支援の再開、児童相談所との共同作業の開始となっているようで、保護者を巻き込んだ連続的な共同作業の開始といった視点では組み立てられていない。また、実態からみると、多くの事例において家庭復帰は課題を残したままの指導途上のひとつの経過的な出来事であるのに、それに対応する連続的な家庭復帰プログラムの開始、支援体制の連続性の保証は十分とは言えない状況にある。

「段階的親子再接触」の枠組みは、親子分離という強い介入を伴う親子関係の調整作業においては、介入・管理的な機能と、支援サービスの提供といった機能の双方を含み、そのことによる制度的・臨床的な困難があるにしても、現下の体制では最も共通的な枠組

みとして認知することができそうである。ただし、事例が示すのは、指導援助の終局は家庭復帰にあるのではなく、おそらく家庭復帰をひとつの途中経過とするような、より包括的な再同居以後の親子支援が、元々在宅のままで支援されてきた親子への支援と重なる形で要請されるということである。

2) 家族再統合の意味

「家族再統合」は従来からの検討で ①分離された子どもが実際に再び家族と安全な同居生活に戻ること、②メンタルなレベルでの親子関係の修復を重視して、もちろん親子関係の修復にあわせて親子が同居生活に戻れることもあるだろうが、たとえ直ぐにそうならなくとも、メンタルなレベルでの親子関係の修復が進むことも「家族再統合」に含める、とする 2 つの考え方が確認されてきた。

これまでの保護者支援の検討からみると、「家族再統合」は便宜的に扱うのでない限り、単に表面的な再同居であってはならず、またメンタルな関係修復はその一過程ではあるが、終局の姿では無い。即ち欠損を埋めるとか、補修するような営為のすべてをその部分過程とするような、新しい well-being の実現が要点とならなければならない。実はこれはある固定的な終局に収斂・蒸着するようなものではなく、全てがある方向性をもって過程化される事柄なのではないか。そういう意味では「家族再統合」とは常時継続される課題実現のための流動的な変遷過程として理解され、評価されなければならないことになるだろう。そして真の目標は子どもと家族、子どもの養育に関わる全ての人を主人公とした、「安全・安心の養育の再生・創出とその発展」でなければならない。

参考文献

- 庄司順一他 「乳児院における被虐待児の実態および乳児院退院後の問題」平成 10 年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書 1999
- 山崎知克他 「乳児院における関わりの難しい保護者の調査研究 -第 1 報 乳児院への入所理由と保護者の実態調査-」小児の精神と神経 2007
- 庄司順一他 「乳児院における被虐待児の実態に関する研究」小児の精神と神経 2000
- 庄司順一他「乳児院入所児の入所理由と経過 望まない妊娠で出生したと思われる例を中心に」日本総合愛育研究所紀要 1996

- 全児相 「全国児童相談所における家庭支援への取り組み状況調査 報告書」全国児童相談所長会 全児相通巻 87 号 2009
- 山本他「児童相談所における保護者支援にあり方に関する実証的研究(2)」日本子ども家庭総合研究所紀要 第 45 号 235-283 2008
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」2008
- 平成 19 年度児童関連サービス調査研究事業報告書「改正児童虐待防止法の円滑な運用に関する基礎研究（主任研究者：才村純）」2008 こども未来財団
- 才村 純他「児童相談所における家族再統合援助実施体制のあり方に関する研究」2006 日本子ども家庭総合研究所紀要第 42

- 集(平成17年度)147-175
- 岡山県子ども虐待防止専門本部 児童相談に係る基準等作成グループ「子どものニーズを満たす親への支援 基本的な考え方とソーシャルワークの重要性」2010
- 岡山県福祉相談センター 他「子ども福祉実践研究集録 第1集」2011
- 岡山県「子どもが心配 チェックシート(岡山版)平成22年度改訂」2011
- 愛知県「家族再生のための地域型家族支援マニュアル」2003
- 神奈川県「こども虐待への家族支援」2006
- 千葉県社会福祉協議会「家族関係支援の手引き〜切れ目のない支援の実現に向けて〜」2008
- 児童虐待防止対策支援・治療研究会編「子ども・家族への支援・治療するために」2004 日本児童福祉協会
- 才村 純他「児童相談所における家族再統合援助実施体制のあり方に関する研究〜実践事例の収集、分析」2008 日本子ども家庭総合研究所紀要第44集(平成19年度)187-256
- 野口啓示「被虐待児の家族支援 家族再統合実践モデルと実践マニュアルの開発」2008 福村出版
- 親子関係の再構築に向けた支援のあり方検討会(座長:庄司順一)「親子関係の再構築に向けた家族支援〜親(母)と子の宿泊型サポート事業を実践して〜」2008 宮城県大崎地域子どもセンター
- 小野善郎「虐待を受けた子どもと親への支援・治療に関する研究」『平成19年厚生労働科学研究補助金(子ども総合研究事業)「児童虐待の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究(主任研究者 奥山真紀子)」分担研究報告書』2008 437-456
- 平成19年度研究報告書「児童虐待における家族支援に関する研究 -児童福祉施設での取り組み- (研究代表者:川崎二三彦)」2008 子どもの虹情報研修センター
- Prior,V., Glaser,D., Understanding Attachment and Attachment Disorders: Theory, Evidence and Practice. 2006 Royal College of Psychiatrist 加藤和生監訳「愛着と愛着障害—理論と証拠にもとづいた理解・臨床・介入のためのガイドブック」2008 北大路書房 289-290
- Main,M., and Solomon, J., Discovery of an insecure disorganized / disoriented attachment pattern : procedures, findings and implications for the classification of behavior. In T.Braxelton and M.Yogman(eds)*Affective Development in Infancy*. Norwood, NJ: Ablex 1986
- Main,M., and Solomon, J., Procedures for identifying infants as disorganized / disoriented during the Ainsworth Strange Situation. In M.Greenberg, D.Cicchetti and Cummings (eds) *Attachment in the preschool Years :Theory, Research, and Intervention*. Chicago: University of Chicago Press 1990
- Carlson,E., A prospective longitudinal study of attachment disorganization/disorientation. *Child Development* 69,4, 1107-1128
- Main,M., and Hesse,E./Parents' unresolved traumatic experiences are related to infant disorganized attachment status: Is frightened and/or frightening parental behavior the linking mechanism? In Greenberg, M.T., Cicchetti,D.,& Cummings, E.M.(Eds.) *Attachment in the preschool Years :Theory, Research, and Intervention*. Chicago: University of Chicago Press 1990
- 久保田まり「アタッチメント研究の発展 発達臨床心理学的接近」『庄司順一 奥山真紀子 久保田まり 編著「アタッチメント 子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社会的養護をめぐって」2008 明石書店』65-91
- Main,M., and Cassidy,J., Categories of response to reunion with the parent at six:predictable from infant attachment classifications and stable over a 1-mpnth period. *Developmental Psychology* 24, 1988 415-426
- van IJzendoorn,M., Schuengel,C., Bakermans-Kranenburg,M., Disorganized attachment in early childhood: mean-analysis of precursors, concomitants, and sequelae. *Development and Psychopathology* 11, 1999 225-249
- Solomon,J., George,C. and De Jong,A., Children classified as controlling at age six: evidence of disorganized representational strategies and aggression at home and at school. *Development and Psychopathology* 7, 1995 447-463
- Greenberg,M., Attachment and psychopathology in childhood. In J.Cassidy and P.Shaver(eds) *Handbook of Attachment: Theory, Research and Clinical Applications*. New York: Guilford Press 1999
- 奥山真紀子「アタッチメントトラウマ」『庄司順一 奥山真紀子 久保田まり 編著「アタッチメント 子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社会的養護をめぐって」2008 明石書店』143-176
- Ainsworth, M. Attachment beyond infancy. *American Psychologist* 44, 4, 1989 709-716
- Howes,C., Attachment relationships in the content of multiple caregivers. In j.Cassidy and P.Shaver (eds) *Handbook of Attachment: Theory, Research and Clinical Applications*. New York: Guilford Press 1999 675
- van IJzendoorn,M., Sagi,A.and Lamborn,M. The multipule caretaker paradox:data from Holland and Israel. In R.Pianta(ed.) *New Directions for Child Development: no.57 Beyond the Parent:The Role of Other Adults in Children's Lives*. San Francisco: Jossey-Bass 1992 22
- 青木 豊「アタッチメント障害の診断と治療」『庄司順一 奥山真紀子 久保田まり 編著「アタッチメント 子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社会的養護をめぐって」2008 明石書店』122-142

■ 乳児院調査 自由記述意見 参考資料

保護者援助プログラムについて、児童相談所との協働に関して、あるいはそれ以外の点で、認識している課題、制度への要望等（自由記述）

- ・児相がプログラムに沿って協働する用意はない。児相が立てるものもない。施設が作成にも会議で決めると言って使用できないケースが多い（協働）。・現状でプログラムの存在はない。自立支援計画案の家庭支援も協働できない状況。児相の所見、会議が優先です。・親へは変われと言う条件だけ出し、支援はしない、プログラムもない。古い体質は強く残っている。
- 精神疾患の保護者対応が急増しているため、精神科医師も保護者援助プログラムも実行していく上で、必ず一緒に考えていくシステム作りが必要である。児童福祉の分野ではあるが、現状を見ていると保護者支援の具体的な取り組みをする児童相談所のスタッフの数も足りないと感じているし、要保護対策地域協議会の充実もまだまだ課題が山積みである。社会的養護の実践には、きちんとした社会全体の中での組織体系を作らなければいけない。安易な小規模化・安易な里親委託推進への取り組みではなく、保護者支援をきちんと視野に入れて組織を考えなければいけない。
- 当県では平成□年度に分離された親子を支援し、効果的な家庭復帰をすすめていくためには、計画的な支援プログラムのもと、これら関係機関が連携し支援していくことが必要であるとし、“親子再統合支援プログラム（暫定版）”の作成に県内のF S W・児相職員・小児科医師が作成検討委員になり、その作成にあたった。平成△年度にそのプログラムは“暫定”をとり、再統合にむけて実際に活用している。活用しながら思ったことは、入所前から退所後もふくめてこの児童を中心に継続的にサポートする体制を構築していかなければならないということ。プログラム案にサポート体制の役割分担を明確にしていくことが重要。入所したら、地域での子どもを見守るシステムが途切れてしまう…ということが多いのではないか。要は、幼いときから見守ってもらったその関係・人的資源を継続的に支援するとともに、施設側も家族調整をしていくことが重要だと

思った。家庭復帰のチェックリストシートは、特に児相と意見がくいちがった時などに活用して、客観的に判断するのに効果的であった。

- ・距離的に行き来しやすい児相とは、ケースカンファレンスや乳児院での保護者面接等実施しやすく、役割分担として処遇にあたる事が出来るが、遠方の児相とは電話のやりとりが中心となり、時間がかかりがちである。
- ・地方は社会資源が少なく、また、他の児童福祉施設との併用や通所利用等、退所に向けての処遇が柔軟に行いにくい。
- ・親権者との連絡が取れない、里親委託の了解が得られないことから、在院期間が長引いているケースがある。

- ・虐待の告知が不十分なので、援助プログラムも焦点のずれたものになり易い（→面会や外泊など親子交流の是非や程度について、保護者から乳児院への不信任や苦情につながっている）。・保護者援助プログラムについては、まだ担当者の経験に寄るところが大きく、児相と乳児院で“協働”というレベルにはなっていない。→が、できるだけ支援協議の場を作って、関係者の温度差がないようにとか、役割分担などを行っている。

児相担当（福祉司）または上司（S V ?）によって、まったく対応が異なるということ。本園としては、今後の方針・計画を提案するのだが、全く聞き入れられないこともある。まず、一番の問題は協働意識に欠けているということである。ソーシャルワーカーとしての基本的なレベルというより、システムの理解も出来ていない現状がある。機能的な児相というのは過去の物なのかもしれない。今後は機能をN P Oなどの専門機関に委託し、児相は虐待初期介入、措置（入所と退所）、経過確認と判定業務に限定していくほうが、マンパワー不足と言われる児相にとっては良いのではないだろうか？ 児相の一時保護機能についても既に乳児院では意味のない物である。保護者援助（特に虐待）に関しても、非常に専門化されたプログラム（S o S A等）が必要であり、そのようなスキルを使い対応しなければ、本当の意味で介入は出来ない。しかし、そのようなスキルを使える専門教育を受けた人材が児相にいるかは疑問である（ある自治体ではペアトレ等、力を入れているということを知ることができた）。施設の入所児童も10年前とは全く違い、被虐・病虚弱児が多く、日々の養育で精一杯である。ワーカーと

して配置してあるFSWも施設外での活動には限界があり、面会に来る保護者（対応の難しい）の対応に追われているのが現状である。また、関係機関の役割から考えても、保護者の正負のストレスが同一機関に向いているというのは援助関係としては好ましくないのではないだろうか？ 乳児院としてはやはり保護者よりも児童の育ちを優先したいというのが本音である。かといって措置機関である児相が保護者を優先することは、福祉サービスの履き違いである。第三者的・客観的な機関が介入することによって、援助関係はスムーズにいくと思われる。

- 1. 児童相談所より提示が無い為、「保護者援助プログラム」作成に際し、「※特定の専門的援助技術」が多数ある事を知らなかった。児童相談所を通して、公的機関として活用する方途があつて欲しい。 2. 児相と施設が協働する「保護者援助プログラム」では取り組めないケースの場合、例えば、児童と保護者交流にDRストップが掛っている保護者の場合、方途が見つからない。 3. 欧米のように裁判所 or 児童相談所の職権で「保護者援助プログラム」参加を制度化し義務づけて欲しい。

・児童相談所によっては、保護者援助プログラムを作成しても内容等、乳児院と共有できていない。・児相の担当者がプログラムを持参し説明して下さる所もあり、面会時に母親へ育児についての指導をするなど、協働できているケースもある。・プログラム作成段階で、乳児院も参加できると良いと思う。

被虐待児の場合、一時保護されて来るケースが多い。入所という枠外のせいか、こちら側も中々上手に関われない所もある（入所児に手一杯となっているという理由もあるが）。又、病院等の通院に関しても、どちら側（施設か児童相談所か）が責任を持ってやっていくのか、早期の時期に対処しなければならない時に、関係がうまくとれていないと、やはり苦しむのは子どもなのかなと思う。又、定員の少ない施設では心理士を入れづらく、その辺の所も心理的対応が遅れ、高学年から子どもに影響が出て来る。心理士の導入についても、もっとどうあるべきなのか、議論してもらいたい。

- ・当院では特別に「被虐待児の保護者プログラム」は作成しておらず、入所児童全員について毎月作成している「養

育援助・保護者援助計画」に児童相談所への子どもの養育状況の報告や保護者支援の経過などを記録することにより、活用している。

・保護者支援に向けて乳児院とのきめ細かな連携ができるよう、児童相談所の体制を強化してほしい。

- アンケートを記入して、保護者援助プログラムの技法の定義がなく、答えに迷いました。それぞれがオーバーラップしているので、児童相談所から「～技法を使つてのプログラム」と伝えていただければ分かりますが、そのようなことはありません。技法はともかく、今後、形あるプログラムを児童相談所に期待して良いということでしょうか？ 期待すべきことなんでしょうか？ 電話ではなんとなく「こんな感じで…」という話で進みますが、それはプログラムがあるになるのでしょうか？ 今回のアンケートでは、紙面で提示されなかったものはプログラムを作成したことにはしませんでした。また、乳児院から児童相談所以外に直接関係機関に関与していくべきなんでしょうか？ 関係機関がばらばらに連携してしまうと、児童相談所がマネジメントをやりにくくなると思うので、それは任せるべきと思っていますがどうなのでしょう？ ケース会議を開いて、その調整や役割分担をすべきと思いますが、いまの児童相談所には児童福祉司の負担が多すぎて、それ以上期待するのは酷かなと思っています。結果、よく分からないうちに家庭復帰ということになります。FSWとして、もっと関与すべきと考えますが、どうすればいいのか分かりません。ケースマネジメントの核となる人が機能しないなかで、施設等の周辺スタッフがいくら増えてもどうなるものでもないと思います。乳児院のFSWと児童福祉司との役割の取り方にいつも迷います。個人的には、自治体内乳児院のFSWが集まって仕事の中身の再検討をしたいと考えています。今回のアンケートの結果も踏まえながら形あるものになりたいと思っています。近頃増えているのが、措置入所から一時保護になるケース。入所して期待通りの養育をしてもらえないことに起因します。親の要望が多様で施設が追いついていけない状況です。記録しながら児童相談所との協働のあり方にいろいろ考えさせられました。

- 保護者援助プログラムについては児相が単独で作成してい

て、ペアレント・トレーニングを行う際に、乳児院の親子訓練室を使用した。しかし乳児院がタッチする事なく終了した。保護者援助プログラムの作成については、援助は連携してやっていくものであるので、共通の型は示してほしいと思う。自立支援計画票は児相と話し合いながら作っているが、保護者援助プログラムについては知らなかった。

- 保護者プログラムは児童相談所から提出されたものを受けている現況があり、児童相談所・保護者・乳児院が話し合っただけでプログラムを立てることが望ましいと考える。
- 乳児院では精神疾患、養育能力不足、知的障害等で適切な養育は受けられないであろうということでの入所も多い。自宅では育てられないが愛情はあり、支援のプログラムに応えようとするケースは良いが、そこにまでこぎつけられないケースも多い。子どもが順調に成育し、特段問題が起こらない場合は児相での動きも後回しになるケースが多々ある。子どもの方に気持ちも足も向けられない保護者を動かす為には乳児院だけでは限界があるので、児童相談所に積極的に動いて欲しいと願うが、増加し続ける虐待通告に対応されるCWの教から考えると致し方ないとも言える。虐待の重さに関わらず、保護者支援と共に施設入所し保護者から引き離されている子どもたちの育ちを保障していく為に、児童相談所、入所施設いずれも量的充実、質的充実が切に望まれる。他機関との協働。近年、多方面で言われている通り子どもの育ちを支援していく為には、保護者への支援は不可欠であるということをや、切実に感じている。施設入所してしまえば一先ず安心と考えている機関もあることは否めないが、あらゆる機会を捉えて入所児の様子や保護者との関わりの様子を伝え、乳児院としての見解をしっかりと発信しながら、それぞれが出来る支援を明確にし、子どもたちの今後に備えていきたい。とりわけ保護者の在住する地域の保健師との連携は有効であり、入所以前・入所中・退所後と継続して関わって貰うことによって、保護者にとっても大きな安心基地ができると考えている。
- 児童相談所からの依頼によって動く事がほとんどで、時々家庭復帰にあたっての検討会に参加する事はありますが、プログラムを協働で立てるという事例はありません。検討会では、施設側の意見を伝えるようにしています。

- ①保護者援助プログラムについては、児童相談所の専門機能の充実および、職員配置の問題と専門職員の配置の課題が大きいと感じる（児相の量的、質的課題）。②入所時の家族アセスメントが重要だと感じる。③入所時の児相家族アセスメント後に、施設と児相、市町村等との話し合いの義務付けが必要だと感じる。どうしても、市町村は地域から子どもがいなくなれば、支援意識はなくなるし、施設側は、入所期間中の子どものケアが中心となり、子どもと家族へのトータルな支援意識は低くなると感じる。それを繋ぐのは、児童相談所しかないと感じている。関係機関共同の施設入所から退所までの支援プランの作成が必要であり、そのもとの役割分担の必要性を感じる。④家族アセスメントに関して、複合的要因が大きいので、家族を構造的・力動的・歴史、社会的視点からきちんと把握する専門性が求められると感じる。⑤保護者援助の技術的課題も大きく、保護者援助の技術が追い付いていない。保護者援助の技術的課題と検証のシステムが必要だと感じる。専門的スーパーバイザーが必要だと感じる。⑥現在当県では、モデル的事業として、児童相談所に家族再統合を支援するチームが児相CWと児相心理司がペアで、施設入所児の家族支援を展開してあるが、非常に有効な方法であり、全児童相談所への配置が必要だと感じている。・施設入所後の家族調査や丁寧な家族面接が定期的におこなわれており、施設側への支援内容依頼等が明確である。・施設入所時点と施設入所後一定期間のフォロー（家族から子どもがいなくなるにより、家族力動の変化は大きい）はすべての家族に必要な支援であると感じる。⑦保護者援助プログラムの中に、「保護者自身の課題」対応、援助の視点も重要だが、乳幼児期という子どもの変化・発達が著しい時期の「親子関係支援」の位置付けは、とても大きな問題だと感じている。養育技術的問題もそうだが、保護者の心理的・精神的課題が色濃く影響する時期だと感じている。・保護者援助プログラムは、どうしても「保護者自身の課題」と「子どもの課題」という区分的視点が大いと感じている。乳幼児期においては、「親子関係課題、支援」という親子をワンセットとして考える視点が必要だと感じている。
- 当院では、保護者援助プログラムを児童相談所が中心とな

り、乳児院と協働し、家族とともに進めるケースがある。しかし虐待ケースでは、虐待をした家族はそのことを認めないケースもある。一時保護委託、若しくは措置入所の時に、どのように説明するかが大事になっているように感じることが多い。また、親が知的に低い、あるいは精神疾患があるように見えることもあり（児童相談所からの細かい情報がほしい）、その時点で病院受診をすすめ、病名や知的レベルを知ることは、その後の対応にとてもためになるので、児童相談所とそのことを話し合っていくべきと考えている。また、当院には非常勤で臨床心理士がおり、必要に応じて子どもの母親などにカウンセリングを行っている。常勤の必要性も感じているところである。

- 隣県から県内乳児院が定員を越え受け入れ先がない為、入所となったケースです。保護者援助プログラムの詳細については、当院には提示されないまま支援開始となりました。援助の方向性が書面にて伝達され、院内にてケース会議等を実施し、家庭支援に当たりました。両親は虐待を認めず、本児は身体的虐待を受け入院し、病院から当院に入所となりました。両親に会い話をすると、どちらも虐待する人柄には見えず、プログラムを作成するにも何をどう進めれば効果が得られるのか手探りの状態ではありました。面会状況を詳しく児相に報告し、協働を重ねていきましたが、家庭復帰に向けて支援するにも限界が感じられる事例でした。県外ということで遠距離であることがこの事例の妨げとなったことと、虐待の形跡が見えず判断材料が乏しい点に、難しいケースであったと感じました。

- 役割分担が明確になっている場合、医療機関も入っているケースの方が、進展があると思います。

- ・保護者援助プログラムを立てるには、保護者の状況・子どもの状況など様々な角度からアセスメントが必要となるが、入所時に保護者等の情報が少ないことが多く、その後の情報収集も困難な場合もある。 ・施設名が秘匿の場合は、保護者援助プログラムの実施に乳児院が関わることはないが、児相での援助についての把握は必要であると考え。 ・特別の専門的な援助技術を取り入れるには、保護者に参加する意識が必要であり、それを担当する専門機関との連携が重要となる。 ・面会等の交流で、親子関係を回復できるケースと

保護者の内面へのアプローチが必要となるケースの見極めが必要である。 ・保護者に虐待の認識が乏しい場合、アプローチの仕方が難しいが、保護者が参加してプログラムを作成していくことも必要となると思う。 ・プログラムの作成・実施、また見直しをしていく上で、虐待を測る指標を明確にしていくことと、各機関の専門性を上げることが必要である。

- 当院では、家庭支援におけるフローチャートがあり、それに基づいて支援しているが、入所の時点での児相によるアセスメントが不充分であったり遅れることで、保護者への支援が遅れたりすることがある。この点を充実させる意味でも、児相の職員を増やして頂くことが望ましい。

ケースにより諸々で、調査項目に解答し、難箇所多し。若年齢保護者援助プログラムについて。16才～18才～22才の母親については、入籍・未入籍にかかわらず、親として未成熟・経済的貧困等の問題をかかえ、子育て以前の問題がある。乳児院では育児のスキル向上についての援助は可能であるが、親の生活に関しては、せめて祖父母を巻き込む、福祉事務所等との連携等、生活の基本を確立しなければ安心した子育ては不可能です。育児のスキルではなく、生活のスキルを若い母に寄り添って一緒に考えて行動してくれる様な援助・制度を考えてほしい。問2の「特定の専門的援助技術」A～Nについての有用性はいかがなものでしょうか。それなりの強いモチベーションがなければ、有効的とは思えないし、半ば人生を斜めにみている様な人達にはむずかしいと考えています。

- ・どちらかと言うと、児相が主体的に作成するので、内容や意図が施設に伝わりにくいことがあると感じる。また、児相の担当福祉司により、プログラムの推進に差があるのではないだろうか? ・虐待ケースに限らず、関わりの難しい保護者等のケースは、児相との援助プログラムが必要と感じる。

・市町の相談体制が充実してきており、在宅支援がきめ細かくされています。それでも改善されず、家庭分離して施設入所した親子の再統合は非常に難しいです。措置権を持つ児相がリードして、乳児院・市町との協働については児相の高度な専門性と人的配置を厚くする必要があります。福祉司・心理司の増員と、スーパーバイザーが常駐できる制度（予算）を整えてほしい。 ・乳児院のこどもの健全

な発達を保障し、保護者により適切な援助をしていくためには研修等を充実させ、より高度で専門性を高めることと、最低基準を改めて大幅な職員増が必要だと思います。母子関係・父子関係が改善され、再統合への足掛かりとなります。児相職員が参加してのケース検討会を開き、保護者援助プログラムを作成し、スーパーバイズされることにより、適正な処遇方針が立てられます。・乳児院が地域の社会資源となるためには、入所前からケースに児相や市と関わること、入所中～退所後も同様に児相や市町と協働できるとよいと思う。コーディネーターとしての家庭支援専門相談員の増員と、健全育成・在宅支援に参画する予算をつけ、制度を整備することが必要だと思います。やっとな統合できた親子を支援していくため、児相・市町・乳児院との協働が不可欠です。・保護者や里親と向き合う時間が多くなっています。今の配置基準では、家庭支援専門相談員が30人に1人しか配置されず、家庭復帰を推進していくためには休みがとれない現状にあります。

- 保護者援助プログラム→児童家庭（自立）支援計画票と認識してお話しします。最初に、語句の統一がないので分かりませんが…初歩的な問題ですみません。当院では児童家庭（自立）支援計画票を措置時に当院が児童相談所から渡された措置資料で独自に転記して作成しています。すべて児童相談所と協働で行っていることはありません。特に措置、解除等の判断は、すべて児童相談所の指示により行われています。今回調査された「保護者援助プログラム」で質問されていることは、乳児院がやるべきことなのか、いや、やらなければならないのか疑問に思います。また、措置前の対処・保護者宅への訪問などは、特に奇異に感じられます。当然、各機関との連携は大事であることは分かります。そのようなことは、色んな問題がある度に言われる基本的なことではないでしょうか。問題としては、1. 人員的な余裕があるのか。毎年暫定定員で、職員の保育者数を調整していること。2. 時間的余裕があるのか。限られた人員で対応しているのに、外部へ派遣する余裕があるか、などが問題であると考えられます。乳児院の基本である養育（小規模保育等）に戻ることが必要ではないでしょうか。

- ・“子どもたちを守る”という根本は同じだが、それぞれの立場の違いからくる温度差・物の見方等をどのようにお互いの思いや考えをすり合わせ、納得できる妥協点を見出しているのか。・虐待を受けた子どもも心に傷を負っているが、虐待をした親も心に傷を持っていたり、精神疾患があったりし、現状の職員配置では細やかなケアは難しくなる。職員配置人数の増加とともに、より専門的な関わりのできる人材の確保。

- 児相の担当福祉司とのケース会議を定期的実施したい所ですが、一人の福祉司の抱えるケースが莫大で、中々実現出来ないのが現状です。

- ・□年度に比し、△年度は児童相談所の親子支援専任スタッフが担当ワーカーと共に入るケースが多くなり、十分な話し合いのもと、家庭引き取りや親支援のプログラムを作成することができた。親の参加を得て、親が納得したうえでのプログラムになっていると思う。ただし、県や他市の児童相談所の力量には差があり、施設側が意見を多く出すこともあるので、まだ全体で観た場合は円滑ではなく、課題があると思う。・その他、調査に時間を要し、本来業務にかなりの影響を与えました。準備する時間をもっと長くほしいと思いました。

- ・短期一時保護の場合は、面会等のルールを決める以外、基本的にプログラムは作成しない。・プログラムを作成しなくても、面会等は児相と話し合いをし、段階的に行うことがほとんどである。・里親さんとの関係付けに関しては、園独自のプログラムがあり、児相と協働しながら進めていく。・NPO法人などがプログラムに関わることは、今まで例がないです（地域保健師・民生委員・その他親ごさんと関わりのある人たちとの合同カンファレンスはありますが）。※蛇足ですが、項目にあてはまらないケースも多く、答えにくかったです。

保護者に虐待の認識はなく、事故が起きても危険認識に欠けると感じられる保護者が目立ち、いかに援助プログラムに保護者を参加させ、すすめていくか、又プログラムをただこなすだけになってしまう（なっていると感じる）保護者への援助も課題である。

子ども虐待相談における保護者援助のあり方に関する調査

～乳児院における児童相談所との協働プログラムの実施状況について

このたびは、本調査にご協力いただきありがとうございます。

近年、子どもの保護、養育に加え、その保護者も支援していくことが社会的に要請されており、乳児院と児童相談所の共通課題となっております。一方で、関わりの難しい親(保護者)が増えている、との声も、多くの現場から聞こえてきています。

この調査は、乳児院と児童相談所が協働で行っている保護者援助プログラムの実施状況について、乳児院側から見た児童相談所の体制等に関する評価等の状況を把握し、援助課題を明らかにすることを目的としています。

また、必要な支援を行うために必要な制度等について、検討したいと考えております。

つきましては、業務ご多忙のところ大変恐れ入りますが、下記の<記入にあたってのご注意>を一読の上、本調査にご回答いただくと幸いです。

調査で得られた結果は、『日本子ども家庭総合研究所紀要』(翌年度夏頃に厚生労働省、全国の児童相談所等に送付)にて発表する他、関連論文や係る発表にて公表する予定です。また、乳児院の職員の方々に参考としていただけますよう、ご報告させていただく予定です。

なお、お答えいただいた内容は、数値による処理を行いますので、回答者個人はもとより貴施設名が特定されることはありません。

また、データや個人情報は、厳格な方法で管理し、ご提供頂きました調査票・回答票は、データ集計終了後、当方で破棄を行うことを誓約いたします。

<記入にあたってのご注意>

- (1) 調査票は2種類あります。
「施設票」は直接回答をご記入のうえ、そのまま返送してください。
「個別ケース票」については、別紙回答票にご記入のうえ、ご返送ください。
- (2) ご回答の終わりました調査票・回答票は平成23(2011)年1月28日(金)までに、下記の担当者までご返送ください。
なお、返送にあたっては、同封の返信用封筒をご利用ください。
- (3) 本調査に関するお問い合わせ、ご質問につきましては下記にお願いいたします。

社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会

日本子ども家庭総合研究所

子ども家庭福祉研究部 家庭福祉担当部長 山本 恒雄
研修員 鶴岡 裕晃

住所： 〒106-8580

東京都港区南麻布 5-6-8

TEL： 03-3473-8341

FAX： 03-3473-8408

mail： tsuruoka@aiiku.or.jp

子ども虐待相談における保護者援助のあり方に関する調査 ～乳児院における児童相談所との協働プログラムの実施状況について	施設票
---	-----

《施設票について、ご記入のお願い》

○施設票につきましては、この調査票に直接ご記入のうえ、回答・返送してください。

***貴施設名と所在自治体名をご記入ください。**

施設名		所在自治体 (都道府県または政令市名)	
-----	--	------------------------	--

本票の主なご記入者名:	役職・職種:	お問い合わせ先:
-------------	--------	----------

問1 貴施設の現況等について、教えてください。

(1) 定員数、入所措置児童数、一時保護受託児童数ご記入ください。

○定員数、入所措置児童数は、各月1日現在

○一時保護受託児童数は、その月内に保護した総人数(実績)

○被虐待児童数については、児童相談所の判断(児童票の記載)で虐待と認定された数

	平成21年										
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
定員数											名
入所措置児童数											名
うち被虐待児童数											名
一時保護受託児童数											名
うち被虐待児童数											名

	平成22年				
	1月	2月	3月	4月	
定員数					名
入所措置児童数					名
うち被虐待児童数					名
一時保護受託児童数					名
うち被虐待児童数					名

(2) 職員配置状況(次の職種について、22年4月1日現在の配置人数をご記入ください。)

	常勤	兼務 スタッフ	非常勤	兼務 スタッフ	
保育士					名
看護師・保健師					名
児童指導員					名
家庭支援専門相談員					名
心理担当職員					名

注1) 常勤、非常勤の分類については、雇用契約上、貴施設で判断している、人数をお書きください。

注2) 家庭支援専門員と心理担当職員については、常勤欄には専任のスタッフ数をご記入ください。児童指導員等との兼務で位置づけているスタッフがいる場合には、“兼務スタッフ”の欄に、別途ご記入ください。

(3) 家庭支援専門相談員の職歴、資格について、答えられる範囲内でお教えてください。

(4) 平成21年度中(21年4月1日～22年3月31日)に貴乳児院で措置解除・変更、一時保護解除した虐待事例(ケース)について、それぞれの総件数と①虐待種別内訳、及び②解除後の子どもの行き先の内訳をご記入ください。(※虐待種別は、児童相談所が認定したもので記載してください。)

①各解除・変更件数と虐待種別内訳(主たる虐待種別でご記入ください)

	21年度件数合計	身体的	ネグレクト	心理的	性的	
措置解除・変更件数						件
一時保護解除件数						件

注意)ここに入る数は、①、②同一になります。

②各解除・変更件数と子どもの行き先の内訳

	21年度件数合計	家庭引取り	乳児院入所	乳児院転園	児童養護施設入所	障害児施設入所	里親委託	その他	
措置解除・変更件数									件
一時保護解除件数									件

(5) 貴施設で「小規模グループケア」を実施(設置)していますか。(あり、なし どちらかに○)

実施(設置)あり 実施(設置)なし

(6) 貴施設で「親子宿泊棟(あるいは親子宿泊室)」を設置していますか。(あり、なし どちらかに○)

設置あり 設置なし

問2 相談種別の確定については、児童相談所が判断するものとされています。
 平成21年度中に一時保護解除、または措置解除・変更した事例の中で、乳児院と児童相談所との間で、相談種別の判断について、評価に相違のあった事例はありましたか。

* 相談種別とは、虐待相談、養護相談、育児しつけ相談、保健相談など、児童相談所が相談を受け付けた際、内容に応じて相談を分類するものです。
 (※貴施設の判断でご記入ください。記入にあたり、児童相談所との協議は必要ありません。)

(1) 貴施設と児相との間で、相談種別の判断について、評価に相違のあった事例はありましたか。

1. あった 2. なかった 3. わからない

(2) 貴施設は種別を「虐待」と評価したが、児相は「養護」等、虐待以外の種別で判断した事例(ケース)は、何件ありましたか。

1. あった場合 = 件 2. この質問項目は該当しない

(3) 児相は種別を「虐待」と判断したが、貴施設は「養護」等、虐待以外の種別と評価した事例(ケース)は、何件ありましたか。

1. あった場合 = 件 2. この質問項目は該当しない

施設票の調査項目は以上です。ご協力ありがとうございました。
 後は、「個別ケース票」のご回答をよろしくお願い申し上げます。

子ども虐待相談における保護者援助のあり方に関する調査
～乳児院における児童相談所との協働プログラムの実施状況について

個別ケース票

《個別ケース票について、ご記入のお願い》

○平成21年度(21年4月1日～22年3月31日)中に貴施設で措置解除・変更、一時保護解除したすべての虐待事例(ケース)について、別紙回答用紙(個別ケース回答票)にご記入のうえ、回答、返送してください。

1事例(ケース)につき1行使用し、該当する項目の数字を選んで記入してください。

○いわゆる単純養護等、虐待以外の種別で対応したケースについては、ご記入いただく必要はありません。(本調査の対象外となります。)

○個票は「一時保護から解除まで」、または「入所措置から解除まで」を1事例(ケース)とします。

注1)同一児童が対象期間内で複数回の解除があった場合は、在籍日数が最も長かった時の対応について、ご回答ください。

注2)一時保護から措置にそのまま切り替わり、連続して在籍した事例(ケース)については、一時保護開始から措置解除までを1事例(ケース)として、ご回答ください。

問1 本事例(ケース)に関する概要等について、お教えてください。

1-1 本事例(ケース)は、 1. 一時保護 2. 入所措置

1-2 一時保護または入所措置開始時の年齢 ① 才 ② か月 ③ 週

1-3 一時保護解除または入所措置解除・変更時の年齢 ① 才 ② か月 ③ 週

注)1-2, 1-3について、年齢が1か月未満の児童のみ、週をお書きください。

1-4 本事例(ケース)は、一時保護した後、そのまま入所措置になったケースに該当する。

1. 該当する 2. 該当しない

1-5 本事例(ケース)は、21年度中に複数回の一時保護解除または措置解除があったケースに該当する。

1. 該当する 2. 該当しない

1-6 解除後の子どもの行き先は、

1. 家庭引き取り 2. 乳児院入所(転園含む) 3. 児童養護施設入所
4. 障害児施設入所 5. 里親委託 6. その他

1-7 本事例(ケース)の性別は、 1. 女児 2. 男児

1-8 虐待種別(種類)は、※主たる種別(種類)のほか、従たる種別があればご記入ください。

1. 身体的 2. ネグレクト 3. 心理的 4. 性的

- 1-9 保護者の状況に、DV(例えば、内夫から実母へのドメスティックバイオレンス)はありましたか。
 1. あり 2. なし 3. わからない
- 1-10 保護または入所前に、婦人(女性)相談所あるいは福祉事務所の婦人相談員等の関与はありましたか。
 1. 関与あり 2. 関与なし 3. わからない
- 1-11 保護者の状態・状況に、精神疾患、あるいは精神科受診の履歴はありましたか。
 1. あり 2. なし 3. ありそうだが不明 4. わからない
- 1-12 本事例(ケース)は、乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)に該当しますか。
 1. する 2. しない 3. わからない
- 1-13 本事例(ケース)は、親の養育困難等により、胎児期から児童相談所で把握され、出生前から貴施設への一時保護または入所措置が調整されていましたか。
 1. されていた 2. されていない 3. わからない
- 1-14 本事例(ケース)の保護者に被虐待体験はありましたか。(児相からの情報提供で確認したもののほか、乳児院が保護者からエピソードを聴取したものも含む)
 1. 体験あり 2. 体験なし 3. わからない
- 1-15 その他、保護者の状態、状況について、次の中からあてはまるものがあれば、すべてご記入ください。
 1. 知的障害がある 2. 身体的な病気がある 3. 暴力的傾向 4. アルコール依存
 5. 薬物依存 6. 賭け事、浪費癖 7. 支払い能力以上の借金 8. 社会的孤立
 9. 親族関係の不和 10. 偏った子育て 11. 親として未成熟 12. 性被害体験あり
 13. 就業困難やリストラなどによる貧困

問2 本事例(ケース)に関する「保護者援助プログラム」の実施に関して、お教えてください。

- 2-1 本事例(ケース)の支援にあたり、乳児院、児童相談所、NPO等民間の支援機関が協働で、または、いずれかの機関が単独で、「保護者援助プログラム」を作成しましたか。
 1. 特定の専門的な援助技術(※)のいずれかを支援に取り入れた「保護者援助プログラム」を作成した。
 2. 特定の専門的な援助技術は取り入れなかったが、独自の「保護者援助プログラム」は作成した。
 3. 「保護者援助プログラム」を作成する必要があったが、しなかった。
 4. 事例(ケース)の状況等により、「保護者援助プログラム」を作成する必要がなかった。
 5. 「保護者援助プログラム」を作成したかどうか、わからない。

※特定の専門的な援助技術とは、下記の技法等に該当するものとします。

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| A : サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ | H : 当事者参画(家族合同ミーティング 等) |
| B : ソリューション・フォーカスト・アプローチ | I : フォーカシング |
| C : MY TREE ペアレンツ・プログラム | J : 認知行動療法的接触 |
| D : コモンセンス・ペアレンティグ(GSP) | K : グループワーク・カウンセリング |
| E : 精研式ペアレント・トレーニング | L : 治療契約に基づく個別カウンセリング |
| F : Nobody's perfect | M : CRC親子プログラム |
| G : ナラティブ・アプローチ | N : 育児トレーニング(育児の実技指導全般) |

2-2 プログラムの作成、実施について、「NPO等民間の支援機関」による関与はありましたか。

1. 関与あり 2. 関与なし 3. わからない

2-3 プログラムの作成について、「乳児院」と「児童相談所」がどのように関与しましたか。

1. プログラムは乳児院と児童相談所が協力、協働して作成した。
2. プログラムは乳児院主体で作成し、児童相談所に協力してもらった。
3. プログラムは児童相談所主体で作成し、乳児院が協力した。
4. プログラムは児童相談所だけが作成し、乳児院は関与しなかった。
5. プログラムは乳児院だけで作成し、児童相談所は関与しなかった。
6. この質問項目は該当しない。

2-4 本事例(ケース)の保護者対応に際し、段階的な援助(面会、外出、外泊等を段階的に展開する援助)を行いましたか。

1. 段階的な援助を概ね実施した。
2. 段階的な援助を概ね実施したが、途中で中断した。
3. 段階的な援助をする必要があったが、実施しなかった。
4. 事例(ケース)の状況等により、段階的な援助をする必要がなかった。
5. 段階的な援助をしたかどうか、わからない。
6. この質問項目は該当しない。

2-5 面会、外出等の実施について、「乳児院」と「児童相談所」がどのように関与しましたか。

1. 面会、外出等は乳児院と児童相談所が協力、協働して実施した。
2. 面会、外出等は乳児院主体で対応・実施し、児童相談所に協力してもらった。
3. 面会、外出等は児童相談所主体で対応・実施し、乳児院が協力した。
4. 面会、外出等は児童相談所だけが対応・実施し、乳児院は関与しなかった。
5. 面会、外出等プログラムは乳児院だけで対応・実施し、児童相談所は関与しなかった。
6. この質問項目は該当しない。

2-6 面会、外出等の実施について、「乳児院」と「NPO等民間の支援機関」はどのように関与しましたか。

1. 面会、外出等は乳児院と支援機関が協力、協働して実施した。
2. 面会、外出等は乳児院主体で対応・実施し、支援機関に協力してもらった。
3. 面会、外出等は支援機関主体で対応・実施し、乳児院が協力した。
4. 面会、外出等は支援機関だけが対応・実施し、乳児院は関与しなかった。
5. 面会、外出等プログラムは乳児院だけで対応・実施し、支援機関は関与しなかった。
6. この質問項目は該当しない。

2-7 プログラム作成にあたり、保護者が何らかの形で参加することはありましたか。

1. 参加あり 2. 参加なし 3. わからない

2-8 プログラムを実施した結果、進んだ段階について、当てはまるものをすべて上げてください。

1. 児童と保護者との面会(乳児院、児相等のスタッフが付き添い、児童と保護者だけにしない面会)。
2. 児童と保護者との面会(児童と保護者だけで過ごす時間を設定した面会)。
3. 児童と保護者との外出(乳児院、児相等のスタッフが付き添う外出)。
4. 児童と保護者との外出(児童と保護者だけの外出)。
5. 児童と保護者の施設内宿泊。
6. 児童の保護者宅への外泊
7. わからない。
8. この質問項目は該当しない。

2-9 プログラムの作成を含む本事例(ケース)の援助にあたり、関与した児童相談所、及びNPO等民間の支援機関のスタッフについて、該当した職種をすべてお選びください。

1. 児童福祉司
2. 児童心理司
3. スーパーバイザー
4. 親子支援専任スタッフ
5. 保健師(専任)
6. 医師
7. 看護師
8. 一時保護所職員
9. 里親支援相談員
10. NPO等民間の支援機関スタッフ
11. その他

2-10 プログラムの作成を含む本事例(ケース)の援助にあたり、乳児院が関与を期待したかった、児童相談所及びNPO等民間の支援機関の理想的なスタッフ体制について、該当する職種をすべて上げてください。

1. 児童福祉司
2. 児童心理司
3. スーパーバイザー
4. 親子支援専任スタッフ
5. 保健師(専任)
6. 医師
7. 看護師
8. 一時保護所職員
9. 里親支援相談員
10. NPO等民間の支援機関スタッフ
11. その他

2-11 本ケースの入所措置(一時保護)前から解除までの間に、乳児院と児童相談所とで、何回程度、ケースカンファレンス(面談形式で実施したものに限り)を開催・実施しましたか。

- ①入所(保護)前の事前協議 回
- ②入所(保護)後から解除までの間 回

2-12 解除にあたり、本事例(ケース)を所管する地域の関係機関等と直接接(電話連絡を含む)し、情報交換、引き継ぎ等を実施しましたか。

1. した
2. しない
3. この質問項目は該当しない

2-13 2-12で接触した相手先機関をすべて上げてください。

1. 市町村の児童相談担当部署
2. 保育所
3. 保健所・保健センター
4. 里親
5. 警察署
6. 主任児童委員
7. 民生委員
8. 病院
9. 生活保護担当部署
10. 婦人相談関係部署
11. その他
12. この質問項目は該当しない

2-14 解除にあたって、乳児院スタッフが、本事例(ケース)の保護者宅への家庭訪問を実施したかどうか、教えてください。

1. 実施した
2. 実施していない
3. この質問項目は該当しない

2-15 解除にあたって、保護者、親族、乳児院、児童相談所、関係機関等のスタッフが集まり、合同ミーティングを実施したかどうか、教えてください。

1. 実施した 2. 実施しない 3. この質問項目は該当しない

2-16 本事例(ケース)の支援を総括したうえで、該当する所感をひとつお選びください。

1. 乳児院入所(保護)は、本児の状態、家族状況などから、必然的だった。
2. 地域で実施されている具体の在宅支援があり、それを活用していれば、入所(保護)は防げた。
3. 要対協で把握したうえで地域の見守りが実施されていれば、入所(保護)は防げた。
4. 児童相談所の援助方針が、在宅支援を明確にしていれば、入所(保護)は防げた。
5. この質問項目は該当しない。

2-17 本事例(ケース)について、22年11月までの間、虐待の再発はありましたか。該当する状況をひとつお選びください。(施設として通常知り得る範囲内でお答えください。)

1. 虐待の再発があり、再保護(措置)され、現在に至っている。
2. 虐待の再発がたびたびあり、保護(措置)と解除を繰り返している。
3. 虐待の再発があったと児相から聞いたが、再保護(措置)されたかどうかはわからない。
4. 新しい生活環境で順調に生活している。
5. 退所後の状況はわからない。
6. この質問項目は該当しない。

問3 本事例(ケース)の保護者が同居する家族状況について、お教えてください。

3-1 入所(保護)開始時点と、解除時点とで、保護者が同居する家族状況に変化がありましたか。

1. 変化あり 2. 変化なし 3. わからない

3-2 入所(保護)開始時点の家族状況について、下枠の選択肢の中から当てはまる構成員を全てお選びください。

3-3 解除時点の家族状況について、下枠の選択肢の中から当てはまる構成員を全てお選びください。

3-4 主たる虐待者を、下記の枠内から1人上げてください。

3-5 従たる虐待者を、下記の枠内から1人上げてください。

3-6 虐待者は不明だが、疑われる家族について、下記の枠内から、5人以内で上げてください。

1. なし(行方不明、棄児など) 2. 実母 3. 実父 4. 兄、姉 5. 弟、妹
6. 養父 7. 継父 8. 内夫 9. 養母 10. 継母 11. 内妻
12. 父方祖父 13. 父方祖母 14. 母方祖父 15. 母方祖母
16. 父方伯父・叔父 17. 父方伯母・伯母 18. 母方伯父・叔父 19. 母方伯母・叔母
20. その他親族 21. その他同居人 22. わからない

3-7 家庭引き取りした事例(ケース)のみ、お答えください。虐待者の居る家庭に帰りましたか。

1. 虐待者の居る家庭に帰った 2. 虐待者の居なくなった家庭に帰った 3. わからない

3-8 家庭引き取りした事例(ケース)のみ、お答えください。家族の協力等、引き取りにあたっての条件等があれば、ご記入ください。(例:近隣に住む母方祖母が保育園の送迎を協力する)
(※この質問の回答は、別紙「自由回答様式」にご記入ください)

問4 本事例(ケース)の措置(保護)解除の判断、援助に対する評価等について、お教えてください。

4-1 本事例(ケース)の措置(保護)解除の判断について、乳児院と児童相談所がどのように関与しましたか。あてはまるものをひとつお選びください。

1. 解除は乳児院と児童相談所で対等に協議し、児童相談所が判断した。
2. 解除は乳児院側から提案し、児童相談所が判断した。
3. 解除は児童相談所側から提案され、乳児院が了解した。
4. 解除にあたっては、乳児院と児童相談所とで意見が対立し、児童相談所が一方向的に判断した。
5. 解除にあたって、乳児院は全く関与しなかった。

4-2 本事例(ケース)に実施した「保護者援助プログラム」について、児童相談所との協働が、どの程度できましたか。乳児院側の評価についてあてはまるものを、次の中からひとつお選びください。

1. 十分協働出来た。
2. いくつかの課題はあるが、概ね協働出来た。
3. 協働出来たとも、出来なかったとも、どちらともいえない。
4. 課題が多く、あまり協働出来なかった。
5. 全く協働出来なかった。
6. この質問項目は該当しない。

4-3 本事例(ケース)に実施した「保護者援助プログラム」の効果について、乳児院側がどのように認識しているか。次の中からあてはまるものを、ひとつお選びください。

1. プログラムを実施したことにより、虐待のリスクは完全に消失した。
2. プログラムを実施したことにより、虐待のリスクはほぼ消失した。
3. プログラムを実施したが、虐待のリスクはほとんど消失しなかった。
4. プログラムを実施したが、虐待のリスクはまったく消失しなかった。
5. わからない。
6. この質問項目は該当しない。

4-4 「保護者援助プログラム」を作成・実施しなかった理由を教えてください。(複数回答可)

1. 児童相談所からの提案、提示がなかったため。
2. プログラムを作成・実施しても、保護者援助に効果が見られないため。
3. プログラムを作成・実施しなくても、保護者援助は特に問題なくできるため。
4. プログラムの作成・実施の仕方がわからないため。
5. 保護者が参加・実施を拒否したため。
6. わからない。
7. この質問項目は該当しない。

--

施設名	
-----	--

3-8 家庭引き取りした事例(ケース)のみ、お答えください。家族の協力等、引き取りにあたっての条件等があれば、ご記入ください。(例:近隣に住む母方祖母が保育園の送迎を協力する)

個別ケース 回答票の通番	引き取りにあたっての条件等
	行数省略表示

問5 保護者援助プログラムについて、児童相談所との協働に関して、あるいはそれ以外の点で、貴施設が認識している課題、制度への要望等あれば、ご自由にお書きください。

行数省略表示

※この様式に、直接ご記入のうえ、「施設票」「個別ケース回答票」とともに、返送してください。

お疲れ様でした。ご協力ありがとうございました。

一時保護に関する調査票

【質問票】27条1項3号 個別ケース

ここからは平成23年度中に児童福祉法第27条1項3号の措置を解除して家庭引き取り(18才になった、就労自立、ケース移管、施設から里親委託に措置変更のために解除、自立援助ホームに入所したケースを除く)したケースのうち、相談種別が虐待のケースについて質問させていただきます。

下記の質問をお読みいただき、回答については別紙回答用紙にご記入ください。

※1ケースにつき1枚の回答用紙を使用し、ご回答ください。
回答用紙が足りない場合はお手数ですが貴機関での複写をお願いいたします。

K-1. 解除先について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 家庭引き取り 2. 親以外の親族引き取り 3. その他(知人等の家庭引き取り等) 具体的に記入

K-2. 解除時の学年・年齢について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 1歳未満 2. 1～2歳 3. 3～6歳 4. 小1 5. 小2 6. 小3 7. 小4 8. 小5 9. 小6
10. 中1 11. 中2 12. 中3 13. 高1 14. 高2 15. 高3 16. 中卒 17. 高卒
18. 専門学校 19. その他 具体的に記入

K-3. 性別について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 男 2. 女

K-4. 措置時の虐待種別について、「主たる」および「従たる」別に次の中から選び番号に○を付けてください。(複数回答可)

1. 身体虐待 2. 心理的虐待 3. ネグレクト 4. 性虐待

K-5. 児童福祉法第28条の承認による施設入所の有無について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. あり 2. なし

K-6. 入所期間を日数で枠内にご記入ください。

K-7. 措置停止の有無について、次の中から選び番号に○を付けてください。
また措置停止をした場合は、その日数を枠内にご記入ください。

1. 措置停止した 日 2. 措置停止しなかった

◎措置解除後の処理について

K-8-1. 措置解除後の処理について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. モニター(監視)と情報収集 2. 継続指導 3. 児童福祉司指導(新規)
4. 児童福祉司指導(継続) 5. ケース閉止 6. その他 具体的に記入

※措置中に児童福祉司指導をして、措置解除後も継続しているケースについては(継続)の方を選んでください

K-8-2. 上記設問の具体的な援助内容について、次の中から選び番号に○を付けてください。(複数回答可)

1. 家庭訪問 2. 招致しての随時面接
3. 通所指導 4. 特定の指導プログラム

K-8-2で「4. 特定の指導プログラム」を選択した方にお聞きします。

K-8-3. 特定の指導プログラムについて、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ 2. ソリューション・フォーカスト・アプローチ
3. MY TREEペアレンツ・プログラム 4. コモンセンス・ペアレンティグ(CSP)
5. 精研式ペアレント・トレーニング 6. Nobody's perfect
7. ナラティブ・アプローチ 8. MCG
9. 当事者参画(家族合同ミーティング等) 10. フォーカシング
11. 認知行動療法的接触 12. グループワーク・カウンセリング
13. 治療契約に基づく個別カウンセリング 14. CRC親子支援プログラム
15. 育児トレーニング(育児の実技指導全般) 16. その他 具体的に記入

【質問票】27条1項3号 個別ケース

K-9. 虐待加害者について、主たる虐待加害者を次の中から選び番号に○を付けてください。
主従がはっきりしないなどの場合は「不明欄」の番号に○を付けてください。

1. 実母 2. 養母 3. 継母 4. 内縁女性 5. 父親のガールフレンド 6. 父方おば
7. 母方おば 8. 父方祖母 9. 母方祖母 10. いとこ(女性) 11. 実姉 12. 義姉 13. 実妹
14. 義妹 15. 実父 16. 養父 17. 継父 18. 内縁男性 19. 母親のボーイフレンド
20. 父方おじ 21. 母方おじ 22. 父方祖父 23. 母方祖父 24. いとこ(男性) 25. 実兄
26. 義兄 27. 実弟 28. 義弟 29. その他

◎措置時の状況について

K-10-1. 措置時に同居していた家族メンバーを次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 実母 2. 養母 3. 継母 4. 内縁女性 5. 父親のガールフレンド 6. 父方おば
7. 母方おば 8. 父方祖母 9. 母方祖母 10. いとこ(女性) 11. 実姉 12. 義姉 13. 実妹
14. 義妹 15. 実父 16. 養父 17. 継父 18. 内縁男性 19. 母親のボーイフレンド
20. 父方おじ 21. 母方おじ 22. 父方祖父 23. 母方祖父 24. いとこ(男性) 25. 実兄
26. 義兄 27. 実弟 28. 義弟 29. その他

※同居していなくてもかかわりが深いメンバーはその旨記入してください。

K-10-2. 措置時における保護者（2人いる場合は虐待の強い方）の虐待に対する認識・態度について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 虐待を認めていた
2. 虐待と認めたが、他に対応方法がなかったと話した
3. 行為は認めたが、信条による(我が家のしつけ等)として確信的に虐待を認めていなかった
4. 行為は認めないが指摘された以外の不適切養育は認める
5. 行為も虐待も認めていなかった
6. 不明

◎解除時の状況について

K-11-1. 解除時の同居家族メンバーについて、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 実母 2. 養母 3. 継母 4. 内縁女性 5. 父親のガールフレンド 6. 父方おば
7. 母方おば 8. 父方祖母 9. 母方祖母 10. いとこ(女性) 11. 実姉 12. 義姉 13. 実妹
14. 義妹 15. 実父 16. 養父 17. 継父 18. 内縁男性 19. 母親のボーイフレンド
20. 父方おじ 21. 母方おじ 22. 父方祖父 23. 母方祖父 24. いとこ(男性) 25. 実兄
26. 義兄 27. 実弟 28. 義弟 29. その他

※同居していなくてもかかわりが深いメンバーはその旨記入してください。

K-11-2. 解除時までの虐待のリスクについて、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 虐待のリスクは完全に消失した
2. 虐待のリスクはほぼ消失した
3. 虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した

K-11-3. 虐待状況改善に向けての保護者の行動について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 児童相談所に対して協力的であった
2. 児童相談所に対して協力的であったが、対立し反発していった
3. 児童相談所に対して、対立していたが協力的になった
4. 児童相談所に対して、対立していた
5. 児童相談所に対して、対立したり、協力的だったり不安定であった

【質問票】27条1項3号 個別ケース

K-11-4. 措置解除時における引き取りを行った保護者（２人いる場合は虐待の強い方）の虐待に対する認知状況について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 虐待を認めていた
2. 虐待と認めたが、他に対応方法がなかったと話した
3. 行為は認めたが、信条による（我が家のしつけ等）として確信的に虐待を認めていなかった
4. 行為は認めないが指摘された以外の不適切養育は認める
5. 行為も虐待も認めていなかった
6. 不明

K-11-5. 措置解除時において保護者（２人いる場合は虐待の強い方）の児童相談所が提示する解除後の援助に対する態度について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 「問題は解決したので、受け入れない」という態度
2. 「問題は解決したが、なお受け入れたい」という態度
3. 「問題は解決していないが、受け入れない」という態度
4. 「問題は解決していないので、受け入れる」という態度
5. 「問題解決の有無に関わらず表面上受け入れる」という態度
6. 「問題解決の有無に関わらず表面上受け入れない」という態度

K-11-6. 虐待再発リスクに対する安全評価について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 地域のセーフティネットによる見守りと支援で安全が守れる
2. 親族を含む家族内のキーパーソンを中心とした安全の確保できる
3. 子どもの成長・発達により子ども自身がある程度虐待被害を回避できる
4. 児相による関係性の中での在宅指導で安全を確保できる
5. その他

K-11-7. 特殊な引き取り例について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 保護者の強い引き取り希望に応えた
2. 子どもが施設不適應となり、やむを得ず措置解除とした
3. 子ども自身が自ら措置施設を出てしまい、施設に戻ることを強く拒否したため措置解除とした
4. その他やむをえない事情により措置解除した
5. 該当しない

◎措置解除以前の地域との連携について

K-12-1. 措置解除にあたり措置解除以前に地域機関との連携の有無について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 連携した
2. 連携しなかった

K-12-1で「1. 連携した」を選択した方にお聞きます。

K-12-2. 連携した機関について、次の中から選び番号に○を付けてください。（複数回答可）
またその機関の中の主担当を枠内にご記入ください。

1. 要保護児童対策地域協議会
2. 市町村児童家庭相談主管課
3. 学校・保育所など子どもの所属
4. 警察
5. 児童委員
6. 保健センター
7. 医療機関
8. その他

K-12-3. 退所以前に保護者と関係機関の接触の有無について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 接触した
2. 接触しなかった

◎面会～外出～外泊～保護解除までの段階的親子再接触の実施について

K-13-1. 段階的親子再接触の実施計画の作成の有無について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 作成した
2. 作成しなかった

【質問票】27条1項3号 個別ケース

K-13-1で「1. 作成した」を選択した方にお聞きします。

K-13-2. 段階的親子再接触の実施計画を作成した場合、作成したのは誰ですか。次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 担当福祉司
2. 担当福祉司以外の責児童相談所職員
3. 担当福祉司とそれ以外の責児童相談所職員により作成
4. 責児童相談所以外の児童相談所職員
5. その他

K-13-1で「1. 作成した」を選択した方にお聞きします。

K-13-3. 段階的親子再接触の実施計画を作成にあたって保護者、親族、子ども自身がプランニングに参加しましたか。次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 参加した 参加した人に○を付けてください
2. 参加しなかった

K-13-4. 段階的親子再接触の実施状況について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 順調に進んだ
2. 順調とは言いがたい状況であったが、一応面会～外出～外泊～措置解除の手順を踏まえた
3. 保護者の都合による中断が多く、当初の計画よりかなり少ない回数になってしまった
4. 再接触プログラム実施を開始したが、途中で中断しそれ以降実施できなかった
5. 再接触プログラムの提示を保護者にしたが実施できなかった
6. その他

K-13-5. 実施したプログラムについて、次の中から選び番号に○を付けてください。

- | | |
|-------------------------|---|
| 1. サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ | 2. ソリューション・フォーカスト・アプローチ |
| 3. MY TREEペアレンツ・プログラム | 4. コモンセンス・ペアレンティグ(CSP) |
| 5. 精研式ペアレント・トレーニング | 6. Nobody's perfect |
| 7. ナラティブ・アプローチ | 8. MCG |
| 9. 当事者参画(家族合同ミーティング等) | 10. フォーカシング |
| 11. 認知行動療法的接触 | 12. グループワーク・カウンセリング |
| 13. 治療契約に基づく個別カウンセリング | 14. CRC親子支援プログラム |
| 15. 育児トレーニング(育児の実技指導全般) | 16. その他 <input style="width: 150px; height: 15px;" type="text" value="具体的に記入"/> |

K-14. このケースについて、措置中に子どもと保護者が初めて面会を実施した時から措置解除までの期間についてご記入ください。

K-15. 現在の状況について、次の中から選び番号に○を付けてください。

1. 経過良好なのでケース閉止
2. 経過良好で在宅支援を継続
3. 経過は良好でないが虐待の再発までは見られず在宅支援を継続
4. 児相の指導経過の中で虐待の再発が認められたが在宅指導を継続
5. 児相の関与以外の通告により虐待の再発を確認したが在宅指導を継続(ケース継続中)
6. 児相の関与以外の通告により虐待の再発を確認したが在宅指導を再開(ケース閉止後)
7. 児相の指導経過の中で虐待の再発が認められたので再分離保護
8. 児相の関与以外の通告により虐待の再発を確認したので再分離保護(ケース閉止後)
9. その他

K-15で「4」～「8」を選択した方にお聞きします。

K-16. そのような状況になった時期はいつですか。措置解除から経過した期間についてご記入ください。

調査はこれで終了です。お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

【回答用紙】27条1項3号 個別ケース

※1ケースにつき1枚の回答用紙を使用し、ご回答ください。
回答用紙が足りない場合はお手数ですが貴機関での複写をお願いいたします。

K-1	1 2 3	その他	
K-2	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19	その他	
K-3	1 2	K-4	主たる 1 2 3 4 従たる 1 2 3 4
K-5	1 2	K-6	日
K-7	1 2	措置停止日数	日
K-8-1	1 2 3 4 5 6	その他	K-8-2 1 2 3 4
K-8-3	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	その他	
K-9 (主)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	その他	
K-9 (不明)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	その他	
K-10-1	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	その他	
K-10-2	1 2 3 4 5 6		
K-11-1	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	その他	
K-11-2	1 2 3	K-11-3	1 2 3 4 5 K-11-4 1 2 3 4 5 6
K-11-5	1 2 3 4 5 6	K-11-6	1 2 3 4 5 その他
K-11-7	1 2 3 4 5	やむをえない事情	
K-12-1	1 2	K-12-2	1 2 3 4 5 6 7 8 その他
K-12-3	1 2	K-13-1	1 2
K-13-2	1 2 3 4 5	具体的に記入	
K-13-3	1 2	参加した人	A B C
K-13-4	1 2 3 4 5 6	その他	
K-13-5	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	その他	
K-14	期間	日	※措置中に子どもと保護者が初めて面会を実施した時から保護解除までの期間
K-15	1 2 3 4 5 6 7 8 9	その他	
K-16	期間	日	※措置解除から経過した期間

